

令和7年3月

第2回

横手市議会
定例会議案

令和7年第2回横手市議会3月定例会議案一覧表

(1)	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について			当日配付
(2)	報告第2号	専決処分の報告について	1	～	2
(3)	報告第3号	放棄した債権の報告について	3	～	4
(4)	議案第2号	横手市民会館施設整備基金条例	5	～	7
(5)	議案第3号	横手市立体育館設置条例	8	～	26
(6)	議案第4号	横手市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	27	～	33
(7)	議案第5号	横手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	34	～	39
(8)	議案第6号	横手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	40	～	42
(9)	議案第7号	横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	43	～	45
(10)	議案第8号	横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び横手市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	46	～	50
(11)	議案第9号	横手市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	51	～	123
(12)	議案第10号	横手市手数料条例の一部を改正する条例	124	～	125
(13)	議案第11号	横手市平鹿ときめき交流センター「ゆっふる」設置条例の一部を改正する条例	126	～	134
(14)	議案第12号	横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	135	～	137

(15)	議案第13号	横手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	138	～	140
(16)	議案第14号	横手市大森町高齢者生活支援ハウス設置条例の一部を改正する条例	141	～	143
(17)	議案第15号	横手市立自然公園設置条例の一部を改正する条例	144	～	145
(18)	議案第16号	横手市大森林業者等休養福祉施設設置条例等の一部を改正する等の条例	146	～	177
(19)	議案第17号	横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例	178	～	261
(20)	議案第18号	横手市都市公園条例の一部を改正する条例	262	～	265
(21)	議案第19号	横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	266	～	267
(22)	議案第20号	横手市水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例	268	～	272
(23)	議案第21号	横手市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	273	～	282
(24)	議案第22号	横手市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	283	～	284
(25)	議案第23号	横手市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例	285	～	289
(26)	議案第24号	横手市大雄農村情報連絡施設設置条例を廃止する条例	290	～	291
(27)	議案第25号	市の境界変更について	292	～	293
(28)	議案第26号	字の区域の変更について	294	～	295

(29) 議案第27号	市道路線の廃止について	296 ~ 297
(30) 議案第28号	市道路線の認定について	298 ~ 299
(31) 議案第29号	令和6年度横手市一般会計補正予算(第12号)	予算書の頁
(32) 議案第30号	令和6年度横手市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	予算書の頁
(33) 議案第31号	令和6年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	予算書の頁
(34) 議案第32号	令和6年度横手市介護保険特別会計補正予算(第4号)	予算書の頁
(35) 議案第33号	令和6年度横手市市営介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)	予算書の頁
(36) 議案第34号	令和6年度横手市財産区特別会計補正予算(第1号)	予算書の頁
(37) 議案第35号	令和6年度横手市病院事業会計補正予算(第4号)	予算書の頁
(38) 議案第36号	令和6年度横手市水道事業会計補正予算(第4号)	予算書の頁
(39) 議案第37号	令和6年度横手市下水道事業会計補正予算(第4号)	予算書の頁
(40) 議案第38号	令和7年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入れについて	300
(41) 議案第39号	令和7年度横手市一般会計予算	予算書の頁
(42) 議案第40号	令和7年度横手市国民健康保険特別会計予算	予算書の頁
(43) 議案第41号	令和7年度横手市後期高齢者医療特別会計予算	予算書の頁
(44) 議案第42号	令和7年度横手市介護保険特別会計予算	予算書の頁

(45)	議案第43号	令和7年度横手市市営介護サービス事業特別会計予算	予算書の頁
(46)	議案第44号	令和7年度横手市市営温泉施設特別会計予算	予算書の頁
(47)	議案第45号	令和7年度横手市財産区特別会計予算	予算書の頁
(48)	議案第46号	令和7年度横手市病院事業会計予算	予算書の頁
(49)	議案第47号	令和7年度横手市水道事業会計予算	予算書の頁
(50)	議案第48号	令和7年度横手市下水道事業会計予算	予算書の頁

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月18日提出
横手市長 高橋 大

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年2月3日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|-----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和6年12月25日（水）午前9時00分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 628,261円 |

報告第3号

放棄した債権の報告について

横手市債権の管理等に関する条例（平成28年横手市条例第2号）第13条第1項の規定により、別紙のとおり市の債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月18日提出
横手市長 高橋 大

別紙

債権放棄の報告

横手市債権の管理等に関する条例第13条第1項の規定に基づき、次の債権を放棄したので、同条第2項の規定に基づき次のとおり報告する。

債権の名称 (所管部局名)	債権の金額 (円)	人数 (人)	件数 (件)	放棄の根拠となる条項
十文字墓園管理手数料 (まちづくり推進部十文字市民サービス課)	2,080	1	1	第13条第1項第3号(破産法等) 放棄決定日:令和7年1月7日

議案第 2 号

横手市民会館施設整備基金条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 8 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市民会館施設を整備し、市民文化の発展に寄与するため、条例を制定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市民会館施設整備基金条例

(設置)

第1条 市民会館施設の整備を図るため、横手市民会館施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(1) 市民会館の新築、改築、改修、除却その他の整備に要する経費に充てるとき。

(2) 預金債権との相殺のために市債の償還の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 3 号

横手市立体育館設置条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 8 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市立体育館を設置するため、条例を制定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市立体育館設置条例

(設置)

第1条 スポーツ、文化等による交流の推進及び防災力の向上を図り、もって地域を活性化し、及びまちづくり並びに防災行政の整備及び推進に寄与するため、横手市立体育館（以下「体育館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 横手市立体育館
- (2) 横手市赤坂字館ノ下48番地2

(開館時間及び休館日)

第3条 体育館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(使用の許可)

第4条 体育館を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、体育館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、体育館の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合
- (2) 体育館、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、体育館の管理上支障があると市長が認めた場合

(使用料)

第6条 市長は、体育館を使用するもの（以下「使用者」という。）から別表に定める使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 市長は、既に徴収した使用料を使用者に還付することができない。ただし、使用者の責めに帰ることができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けた場合
- (3) 使用の許可の条件に違反した場合
- (4) 災害その他の事由により、体育館の使用ができなくなった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合

(指定管理者による管理)

第10条 体育館の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」と

いう。)に行わせることができる。この場合において、第4条から前条までの規定は、適用しない。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用の許可、利用の許可の取消し並びに利用の制限及び停止に関する業務
- (2) 体育館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、体育館に関し市長が特に必要と認める業務

(指定管理者による管理の基準)

第12条 指定管理者は、その他の規則で定める管理の基準に従って体育館の管理を行わなければならない。

(利用の許可)

第13条 体育館を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、体育館の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、体育館の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合
- (2) 体育館、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、体育館の管理上支障があると指定管理者が認めた場合

(利用料金)

第15条 指定管理者は、体育館を利用するもの(以下「利用者」という。)から利用料金を徴収す

る。

- 2 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。
 - 3 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次の各号に適合していると認めた場合は、同項の承認をしなければならない。
 - (1) 別表に定める範囲以内であること。
 - (2) 第11条各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らして妥当なものであること。
 - (3) 特定の利用者に対して、不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - 4 市長は、前項の承認をした場合は、速やかに当該承認をした利用料金を指定管理者に通知するものとする。
 - 5 指定管理者は、第3項の承認を受けた利用料金を体育館において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(指定管理者による利用料金の減免)
- 第16条 指定管理者は、市長の承認を得て公益上特に必要があると認めた場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- (利用料金の不還付)
- 第17条 指定管理者は、既に徴収した利用料金を利用者に還付することができない。ただし、利用者の責めに帰することができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。
- (利用の許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利用の許可を取り消し、条件を変更し、又は利用を停止することができる。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けた場合
- (3) 利用の許可の条件に違反した場合
- (4) 災害その他の事由により、体育館の利用ができなくなった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めた場合
(原状回復義務)

第19条 使用者は、体育館の使用が終わった場合若しくは第9条の規定により使用の許可を取り消され、又は停止された場合は、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第20条 使用者は、体育館又は備品等を損傷し、又は滅失した場合は、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、令和8年10月1

日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定に関する手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(横手市社会体育施設設置条例の一部改正)

- 3 横手市社会体育施設設置条例（平成17年横手市条例第309号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
<u>横手市横手体育館</u>	<u>横手市条里二丁目2番40号</u>		
横手市増田体育館	横手市増田町増田字若松44番地4	横手市増田体育館	横手市増田町増田字若松44番地4
[略]	[略]	[略]	[略]
別表第2（第7条、第14条関係）		別表第2（第7条、第14条関係）	
1 横手体育館			
<u>(1) 体育館</u>			

(消費税を含む。)

区分				使用料の額
基本使用料	大体育室	アマチュアスポーツ	入場料を徴収	1,550円
			しない場合	
			入場料を徴収	11,850円
			する場合	
		営利を目的としないその他の催物	入場料を徴収	1,550円
			しない場合	
		入場料を徴収	11,850円	
		する場合		
	営利を目的とする催物			11,850円
	中体育室	アマチュアスポーツ	入場料を徴収	650円
しない場合				
		入場料を徴収	3,500円	
		する場合		
営利を目的としないその他の催物		入場料を徴収	650円	
		しない場合		
	入場料を徴収	3,500円		

		する場合	
	営利を目的とする催物		3,500円
小体育 室	アマチュアスポ ーツ	入場料を徴収	300円
		しない場合	
		入場料を徴収	1,500円
		する場合	
	営利を目的とし ないその他の催 物	入場料を徴収	300円
		しない場合	
	入場料を徴収	1,500円	
	する場合		
	営利を目的とする催物		1,500円
格技場	アマチュアスポ ーツ	入場料を徴収	300円
		しない場合	
		入場料を徴収	1,200円
		する場合	
	営利を目的とし ないその他の催 物	入場料を徴収	300円
		しない場合	
	入場料を徴収	1,200円	

		する場合	
		営利を目的とする催物	1,200円

備考

- 1 入場料を徴収しない使用であって、使用者が市外に住
所を有する場合における使用料の額は、この表に定める
額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 この表に定める使用料の額は、1時間当たりの額とす
る。
- 3 主たる使用者が児童・生徒の場合における使用料の額
は、この表に定める額に100分の50を乗じて得た額
とする。
- 4 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを
1時間とする。

(2) 物品販売等

(消費税を含む。)

区分	単位	使用料の額
自動販売機	1台1年につき	16,500円
物品販売の目的で館内ホールを利用	1日1平方メー	440円

する場合	トルにつき	
館内立売り	1日1人につき	550円

(3) 備品

(消費税を含む。)

区分	単位	使用料の額
放送設備 大体育室	1時間につき	550円
電光得点表示盤 1組	1時間につき	550円
移動式ステージ	1台につき	220円
椅子	1脚につき	20円
フロアシート	1枚につき	110円
コインロッカー 下足用	1回につき	10円

2 [略]

3 [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

1 [略]

2 [略]

3 [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]

<u>8</u> [略]	<u>7</u> [略]
<u>9</u> [略]	<u>8</u> [略]
<u>10</u> [略]	<u>9</u> [略]
<u>11</u> [略]	<u>10</u> [略]
<u>12</u> [略]	<u>11</u> [略]
<u>13</u> [略]	<u>12</u> [略]
<u>14</u> [略]	<u>13</u> [略]
<u>15</u> [略]	<u>14</u> [略]
<u>16</u> [略]	<u>15</u> [略]
<u>17</u> [略]	<u>16</u> [略]
<u>18</u> [略]	<u>17</u> [略]

別表（第6条、第15条関係）

（消費税を含む。）

区分			単位	使用料の額
第1アリーナ	個人使用	一般	1人2.5時間につき	400円
		高校生		200円

	中学生以下		無料
貸切り使用 全面	営利を目的とせず、及び入場料金等を徴収しない場合	午前9時30分から午後0時まで、午後1時から午後3時30分まで、午後4時から午後6時30分まで又は午後7時から午後9時30分までのいずれかにつき	12,000円
	営利を目的とせず、及び入場料金等を徴収する場合		24,000円
	営利を目的とし、及び入場料金等を徴収しない場合		36,000円
	営利を目的とし、及び入場料金等を徴収する場合（特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成30年法律第103号。以下「チケット不正転売禁止法」という。）第2条第1項に規定する興行のうちスポーツに限る。）		60,000円
	営利を目的とし、及び入場料金等を徴収する場合（チケッ		120,000円

	ト不正転売禁止法第2条第1項に規定する興行のうちスポーツを除く。)		
貸切り使用 2 / 3面	営利を目的とせず、及び入場料金等を徴収しない場合	午前9時30分から午後0時まで、午後1時から午後3時30分まで、午後4時から午後6時30分まで又は午後7時から午後9時30分までのいずれかにつき	8,000円
	営利を目的とせず、及び入場料金等を徴収する場合		16,000円
	営利を目的とし、及び入場料金等を徴収しない場合		24,000円
	営利を目的とし、及び入場料金等を徴収する場合（チケット不正転売禁止法第2条第1項に規定する興行のうちスポーツに限る。）		40,000円
	営利を目的とし、及び入場料金等を徴収する場合（チケット不正転売禁止法第2条第1項に規定する興行のうちスポーツを除く。）		80,000円

	貸切り使用 1 / 3面	営利を目的とせず、及び入場料金等を徴収しない場合	午前9時30分から午後0時まで、午後1時から午後3時30分まで、午後4時から午後6時30分まで又は午後7時から午後9時30分までのいずれかにつき	4,000円
		営利を目的とせず、及び入場料金等を徴収する場合		8,000円
		営利を目的とし、及び入場料金等を徴収しない場合		12,000円
		営利を目的とし、及び入場料金等を徴収する場合（チケット不正転売禁止法第2条第1項に規定する興行のうちスポーツに限る。）		20,000円
		営利を目的とし、及び入場料金等を徴収する場合（チケット不正転売禁止法第2条第1項に規定する興行のうちスポーツを除く。）		40,000円
第2アリーナ	個人使用	一般	1人2.5時間につき	400円
		高校生		200円

	中学生以下		無料
貸切り使用 全面	営利を目的とせず、及び入場料金等を徴収しない場合	午前9時30分から午後0時まで、午後1時から午後3時30分まで、午後4時から午後6時30分まで又は午後7時から午後9時30分までのいずれかにつき	4,000円
	営利を目的とせず、及び入場料金等を徴収する場合		8,000円
	営利を目的とし、及び入場料金等を徴収しない場合		12,000円
	営利を目的とし、及び入場料金等を徴収する場合（チケット不正転売禁止法第2条第1項に規定する興行のうちスポーツに限る。）		20,000円
	営利を目的とし、及び入場料金等を徴収する場合（チケット不正転売禁止法第2条第1項に規定する興行のうちスポーツを除く。）		40,000円
貸切り使用	営利を目的とせず、及び入場	午前9時30分から午後0時ま	2,000円

	1 / 2面	料金等を徴収しない場合	で、午後1時から午後3時30分まで、午後4時から午後6時30分まで又は午後7時から午後9時30分までのいずれかにつき	
		営利を目的とせず、及び入場料金等を徴収する場合		4,000円
		営利を目的とし、及び入場料金等を徴収しない場合		6,000円
		営利を目的とし、及び入場料金等を徴収する場合（チケット不正転売禁止法第2条第1項に規定する興行のうちスポーツに限る。）		10,000円
		営利を目的とし、及び入場料金等を徴収する場合（チケット不正転売禁止法第2条第1項に規定する興行のうちスポーツを除く。）		20,000円
コンディショニングルーム	個人使用	一般	1人1回につき	400円
		高校生		200円
		中学生以下		無料

	貸切り使用	営利を目的としない場合	1時間につき	2,000円
		営利を目的とする場合		6,000円
ランニングコース	貸切り使用	営利を目的としない場合	1時間につき	2,000円
		営利を目的とする場合		6,000円
会議室 1		営利を目的としない場合	1時間につき	400円
		営利を目的とする場合		1,200円
会議室 2		営利を目的としない場合	1時間につき	300円
		営利を目的とする場合		900円
多目的室		営利を目的としない場合	1時間につき	500円
		営利を目的とする場合		1,500円
冷暖房設備	第 1 アリーナ 全面		1時間につき	3,000円
	第 2 アリーナ 全面			
照明設備	第 1 アリーナ	特別全灯	1時間につき	2,000円
		全灯		
	第 2 アリーナ	全灯	1時間につき	500円
移動観覧席			1日1台につき	1,000円
音響設備	第 1 アリーナ		1日1回につき	1,000円

	第2アリーナ	1日1回につき	1,000円
大型ビジョン		1日1回につき	5,000円

備考

- 1 個人使用する場合において、使用時間に2.5時間未満の端数が生じた場合は、これを2.5時間とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合（個人使用する場合を除く。）は、これを1時間とする。
- 3 準備又は原状回復の業務のみを目的として第1アリーナ又は第2アリーナを貸切り使用する日における使用料の額は、この表に定める額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 4 体育館及び備品等の使用が、第3条の規定により規則で定める正規の開館時間以外の時間（以下「時間外」という。）にわたった場合の当該時間外に係る使用料の額は、時間外における使用1時間につき、この表に定める当該体育館及び備品等の1時間当たりの使用料の額（2.5時間当たりの使用料の額を定めているものにあつては当該額に100分の40を乗じて得た額）とする。

議案第4号

横手市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月18日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

横手市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年横手市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
執行機関	事務		執行機関	事務	
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
[略]			[略]		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報

1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
[略]		
1 7 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、生活保護法による保護の実施若し

1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
[略]		
1 7 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、生活保護法による保護の実施若し

くは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税法

くは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税

その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険

法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保

		<p>料の徴収に関する情報、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費若しくは中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>		<p>険料の徴収に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費若しくは中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>	
[略]		[略]			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

横手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 8 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

職員の仕事並びに育児及び介護の両立に資する制度の強化等を図るため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

横手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年横手市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の4 [略]</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子がある職員が</u>、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 前3項の規定は、第17条第1項に規定する日常生活を営</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の4 [略]</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が</u>、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 前3項の規定は、第17条第1項に規定する日常生活を営</p>

むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 [略]

(介護休暇)

第17条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 [略]

(委任)

第19条 [略]

5 [略]

(介護休暇)

第17条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第19条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 [略]

(委任)

第19条 [略]

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する
意向確認等)

第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護
を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員
に対して、仕事と介護の両立に資する制度又は措置（以下こ
の条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）そ
の他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申
告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係
る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じ
なければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達する日
の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをい
う。）において、前項に規定する事項を知らせなければなら
ない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円
滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなけれ
ばならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に
関する措置

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 6 号

横手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 8 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 2 号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

横手市職員の育児休業等に関する条例（平成17年横手市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間（第1項に規定する任命権者が定める勤務時間をいう。）から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間</u>（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつて</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間（第1項に規定する任命権者が定める勤務時間をいう。）から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項の規定による介護をするための時間</u>（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、</p>

は、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 7 号

横手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 8 日 提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市鳥獣被害対策実施隊の隊員の報酬を改定するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
 条例

横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年横手市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条、第4条関係）				別表（第2条、第4条関係）			
区分	報酬の額	旅費の額	備考	区分	報酬の額	旅費の額	備考
[略]				[略]			
鳥獣被害対策実施 隊の隊員	1回 3,000円	横手市職員等 の旅費に関する 条例(平成17 年横手市条例 第64号)別表第 1に規定する旅 費相当額	横手市鳥獣被害 防止計画に定め る対象鳥獣のう ちツキノワグマ の捕獲等に係る 一連の業務につ いて1回とする。	鳥獣被害対策実施 隊の隊員	年額 5,000円	横手市職員等 の旅費に関する 条例(平成17 年横手市条例 第64号)別表第 1に規定する旅 費相当額	
[略]				[略]			

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 8 号

横手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び横手市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 8 日 提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 2 号）及び国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令（令和 6 年財務省令第 7 0 号）の施行に伴い、宿泊料等を支給する旅行地の区分を改めるため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び横手市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年横手市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第2（第5条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1 指定都市とは、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「大蔵省令」という。）で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として大蔵省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で大蔵省令で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として大蔵省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で</p>	<p>別表第2（第5条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1 指定都市とは、<u>国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令（令和6年財務省令第70号）による改正前</u>の<u>国家公務員等の旅費支給規程</u>（昭和25年大蔵省令第45号。以下「大蔵省令」という。）で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として大蔵省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で大蔵省令で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州</p>

<p>大蔵省令で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。</p> <p>2 [略]</p>	<p>地域、アフリカ地域及び南極地域として大蔵省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で大蔵省令で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。</p> <p>2 [略]</p>
---	---

（横手市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第2条 横手市職員等の旅費に関する条例（平成17年横手市条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（車賃）</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第14条及び第15条に規定する地域（以下この項において「甲地方」という。）に旅行する場合における車賃は、滞在1日につき1,500円、</p>	<p>（車賃）</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、<u>国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令（令和6年財務省令第70号）による改正前の</u>国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第14条及び第15条に規定する地域（以下この</p>

甲地方以外の県外の地域に旅行する場合において前3項の規定により難しい場合の車賃は、滞在1日につき500円を打切りとして支給する。

別表第3（第30条関係）

[略]

備考

- 1 指定都市とは、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「大蔵省令」という。）で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として大蔵省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で大蔵省令で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として大蔵省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で大蔵省令で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

項において「甲地方」という。）に旅行する場合における車賃は、滞在1日につき1,500円、甲地方以外の県外の地域に旅行する場合において前3項の規定により難しい場合の車賃は、滞在1日につき500円を打切りとして支給する。

別表第3（第30条関係）

[略]

備考

- 1 指定都市とは、国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令（令和6年財務省令第70号）による改正前の国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「大蔵省令」という。）で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として大蔵省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で大蔵省令で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として大蔵省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で大蔵省令で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙

2 [略]

地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

2 [略]

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第9号

横手市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月18日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

職員の給与を改めるため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 横手市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年横手市条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。</u></p> <p>4 [略]</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶養親族については3,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき11,500円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 <u>前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規</u></p>

則で定める。

第7条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、当該職員が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞ

れ当該職員が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規

定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠く
に至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に
係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間
にある子となった場合

(地域手当)

第7条の2 [略]

(住居手当)

第7条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員
に支給する。

(1) [略]

(2) 第7条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任
手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅
(公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則
で定める職員を除く。)を借り受け、月額12,000円
を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権
衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 [略]

(地域手当)

第7条 [略]

(住居手当)

第7条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員
に支給する。

(1) [略]

(2) 第7条の4第1項又は第3項の規定により単身赴任
手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅
(公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則
で定める職員を除く。)を借り受け、月額12,000円
を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権
衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 [略]

(通勤手当)

第7条の4 [略]

(単身赴任手当)

第7条の5 [略]

2 [略]

3 国又は他の地方公共団体の職員から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。） その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 [略]

(通勤手当)

第7条の3 [略]

(単身赴任手当)

第7条の4 [略]

2 [略]

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 [略]

(管理職員特別勤務手当)

第13条の2 第8条の2第1項に規定する職員には、次の各号のいずれかに該当する場合において当該各号に定める管理職員特別勤務手当を支給する。

(1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次号において「週休日等」という。)に勤務した場合 勤務1回につき10,000円を超えない範囲内において規則で定める額(勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合 勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

2 [略]

(管理職員特別勤務手当)

第13条の2 第8条の2第1項に規定する職員には、次の各号のいずれかに該当する場合において当該各号に定める管理職員特別勤務手当を支給する。

(1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次号において「週休日等」という。)に勤務をした場合 勤務1回につき10,000円を超えない範囲内において規則で定める額(勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合 勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

2 [略]

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第17条の2 第6条から第7条の3まで、第7条の5及び第17条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月 額						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以		円	円	円	円	円	円	円
1		184,802	231,633	263,155	289,339	311,999	337,378	376,051
2		185,910	233,143	264,162	290,951	313,711	339,291	378,669
3		187,119	234,654	265,169	292,461	315,423	341,104	380,985
4		188,226	236,164	266,176	293,972	316,934	342,917	383,201
5		189,334	237,675	267,183	295,483	318,344	344,629	385,115
6		191,046	239,186	268,190	296,993	319,653	346,341	387,431

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第17条の2 第6条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月 額						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以		円	円	円	円	円	円	円
1		184,802	231,633	267,183	300,921	323,581	357,721	411,198
2		185,910	233,143	268,190	302,432	325,394	359,433	413,112
3		187,119	234,654	269,197	303,942	327,206	361,045	415,025
4		188,226	236,164	270,204	305,352	328,918	362,656	416,838
5		189,334	237,675	271,212	306,762	330,630	364,268	418,651
6		191,046	239,186	272,219	307,870	332,343	366,080	420,464

外の	7	192,658	240,696	269,197	298,403	320,962	347,953	389,546
職員	8	194,269	242,207	270,204	299,712	322,272	349,665	391,560
	9	195,880	243,718	271,212	300,921	323,581	351,276	393,574
	10	197,593	245,128	272,219	302,432	325,394	352,988	395,891
	11	199,204	246,538	273,226	303,942	327,206	354,599	398,106
	12	200,815	247,948	274,233	305,352	328,918	356,211	400,322
	13	202,427	249,156	275,240	306,762	330,630	357,721	402,537
	14	204,139	250,365	276,247	307,870	332,343	359,433	404,854
	15	205,851	251,573	277,254	308,877	334,055	361,045	407,069
	16	207,563	252,782	278,362	310,086	335,767	362,656	409,386
	17	208,872	253,889	279,369	311,294	337,378	364,268	411,198
	18	210,483	254,997	280,678	312,905	339,090	366,080	413,112
	19	212,095	256,105	281,988	314,517	340,802	367,591	415,025
	20	213,605	257,213	283,196	316,128	342,414	369,202	416,838
	21	215,116	258,220	284,505	317,639	343,924	370,612	418,651
	22	216,727	259,227	285,814	319,250	345,536	372,224	420,464
	23	218,339	260,234	287,023	320,862	347,147	373,835	422,277
	24	219,950	261,241	288,232	322,473	348,658	375,346	424,089

外の	7	192,658	240,696	273,226	308,877	334,055	367,591	422,277
職員	8	194,269	242,207	274,233	310,086	335,767	369,202	424,089
	9	195,880	243,718	275,240	311,294	337,378	370,612	425,701
	10	197,593	245,128	276,247	312,905	339,090	372,224	427,211
	11	199,204	246,538	277,254	314,517	340,802	373,835	428,722
	12	200,815	247,948	278,362	316,128	342,414	375,346	430,233
	13	202,427	249,156	279,369	317,639	343,924	377,259	431,743
	14	204,139	250,365	280,678	319,250	345,536	379,173	433,053
	15	205,851	251,573	281,988	320,862	347,147	381,086	434,362
	16	207,563	252,782	283,196	322,473	348,658	382,899	435,570
	17	208,872	253,889	284,505	323,984	350,067	384,410	436,779
	18	210,483	254,997	285,814	325,696	351,780	386,222	438,088
	19	212,095	256,105	287,023	327,307	353,391	387,934	439,397
	20	213,605	257,213	288,232	328,918	355,002	389,546	440,606
	21	215,116	258,220	289,339	330,328	356,211	391,258	441,814
	22	216,727	259,227	290,548	332,040	357,721	392,668	442,620
	23	218,339	260,234	291,857	333,752	359,232	394,078	443,426
	24	219,950	261,241	293,166	335,364	360,743	395,488	444,231

<u>25</u>	<u>221,562</u>	<u>262,248</u>	<u>289,339</u>	<u>323,984</u>	<u>350,067</u>	<u>377,259</u>	<u>425,701</u>
<u>26</u>	<u>223,274</u>	<u>263,155</u>	<u>290,548</u>	<u>325,696</u>	<u>351,780</u>	<u>379,173</u>	<u>427,211</u>
<u>27</u>	<u>224,583</u>	<u>264,061</u>	<u>291,857</u>	<u>327,307</u>	<u>353,391</u>	<u>381,086</u>	<u>428,722</u>
<u>28</u>	<u>225,892</u>	<u>264,968</u>	<u>293,166</u>	<u>328,918</u>	<u>355,002</u>	<u>382,899</u>	<u>430,233</u>
<u>29</u>	<u>227,201</u>	<u>265,773</u>	<u>294,476</u>	<u>330,328</u>	<u>356,211</u>	<u>384,410</u>	<u>431,743</u>
<u>30</u>	<u>228,309</u>	<u>266,579</u>	<u>295,483</u>	<u>332,040</u>	<u>357,721</u>	<u>386,222</u>	<u>433,053</u>
<u>31</u>	<u>229,417</u>	<u>267,385</u>	<u>296,490</u>	<u>333,752</u>	<u>359,232</u>	<u>387,934</u>	<u>434,362</u>
<u>32</u>	<u>230,525</u>	<u>268,190</u>	<u>297,598</u>	<u>335,364</u>	<u>360,743</u>	<u>389,546</u>	<u>435,570</u>
<u>33</u>	<u>231,633</u>	<u>268,895</u>	<u>298,705</u>	<u>336,572</u>	<u>362,455</u>	<u>391,258</u>	<u>436,779</u>
<u>34</u>	<u>232,740</u>	<u>269,701</u>	<u>299,914</u>	<u>338,486</u>	<u>364,268</u>	<u>392,668</u>	<u>438,088</u>
<u>35</u>	<u>233,848</u>	<u>270,507</u>	<u>301,022</u>	<u>340,198</u>	<u>365,980</u>	<u>394,078</u>	<u>439,397</u>
<u>36</u>	<u>234,956</u>	<u>271,212</u>	<u>302,230</u>	<u>341,809</u>	<u>367,692</u>	<u>395,488</u>	<u>440,606</u>
<u>37</u>	<u>236,064</u>	<u>271,917</u>	<u>303,439</u>	<u>343,320</u>	<u>369,102</u>	<u>396,898</u>	<u>441,814</u>
<u>38</u>	<u>237,071</u>	<u>272,722</u>	<u>304,748</u>	<u>344,931</u>	<u>370,411</u>	<u>398,106</u>	<u>442,620</u>
<u>39</u>	<u>238,078</u>	<u>273,528</u>	<u>306,057</u>	<u>346,543</u>	<u>371,619</u>	<u>399,315</u>	<u>443,426</u>
<u>40</u>	<u>238,984</u>	<u>274,233</u>	<u>307,366</u>	<u>348,154</u>	<u>373,029</u>	<u>400,322</u>	<u>444,231</u>
<u>41</u>	<u>239,891</u>	<u>274,938</u>	<u>308,676</u>	<u>349,866</u>	<u>374,137</u>	<u>401,430</u>	<u>444,836</u>
<u>42</u>	<u>240,797</u>	<u>275,743</u>	<u>309,985</u>	<u>351,679</u>	<u>375,044</u>	<u>402,638</u>	<u>445,440</u>

<u>25</u>	<u>221,562</u>	<u>262,248</u>	<u>294,476</u>	<u>336,572</u>	<u>362,455</u>	<u>396,898</u>	<u>444,836</u>
<u>26</u>	<u>223,274</u>	<u>263,155</u>	<u>295,483</u>	<u>338,486</u>	<u>364,268</u>	<u>398,106</u>	<u>445,440</u>
<u>27</u>	<u>224,583</u>	<u>264,061</u>	<u>296,490</u>	<u>340,198</u>	<u>365,980</u>	<u>399,315</u>	<u>446,044</u>
<u>28</u>	<u>225,892</u>	<u>264,968</u>	<u>297,598</u>	<u>341,809</u>	<u>367,692</u>	<u>400,322</u>	<u>446,648</u>
<u>29</u>	<u>227,201</u>	<u>265,773</u>	<u>298,705</u>	<u>343,320</u>	<u>369,102</u>	<u>401,430</u>	<u>447,353</u>
<u>30</u>	<u>228,309</u>	<u>266,579</u>	<u>299,914</u>	<u>344,931</u>	<u>370,411</u>	<u>402,638</u>	<u>448,159</u>
<u>31</u>	<u>229,417</u>	<u>267,385</u>	<u>301,022</u>	<u>346,543</u>	<u>371,619</u>	<u>403,746</u>	<u>448,562</u>
<u>32</u>	<u>230,525</u>	<u>268,190</u>	<u>302,230</u>	<u>348,154</u>	<u>373,029</u>	<u>404,854</u>	<u>449,267</u>
<u>33</u>	<u>231,633</u>	<u>268,895</u>	<u>303,439</u>	<u>349,866</u>	<u>374,137</u>	<u>405,559</u>	<u>449,770</u>
<u>34</u>	<u>232,740</u>	<u>269,701</u>	<u>304,748</u>	<u>351,679</u>	<u>375,044</u>	<u>406,264</u>	<u>450,173</u>
<u>35</u>	<u>233,848</u>	<u>270,507</u>	<u>306,057</u>	<u>353,492</u>	<u>376,051</u>	<u>406,969</u>	<u>450,576</u>
<u>36</u>	<u>234,956</u>	<u>271,212</u>	<u>307,366</u>	<u>355,304</u>	<u>377,158</u>	<u>407,674</u>	<u>450,979</u>
<u>37</u>	<u>236,064</u>	<u>271,917</u>	<u>308,676</u>	<u>356,815</u>	<u>377,964</u>	<u>408,278</u>	<u>451,382</u>
<u>38</u>	<u>237,071</u>	<u>272,722</u>	<u>309,985</u>	<u>358,225</u>	<u>378,871</u>	<u>408,882</u>	<u>451,785</u>
<u>39</u>	<u>238,078</u>	<u>273,528</u>	<u>311,294</u>	<u>359,635</u>	<u>379,777</u>	<u>409,386</u>	<u>452,187</u>
<u>40</u>	<u>238,984</u>	<u>274,233</u>	<u>312,603</u>	<u>361,045</u>	<u>380,583</u>	<u>409,788</u>	<u>452,490</u>
<u>41</u>	<u>239,891</u>	<u>274,938</u>	<u>313,913</u>	<u>362,556</u>	<u>381,388</u>	<u>410,191</u>	<u>452,792</u>
<u>42</u>	<u>240,797</u>	<u>275,743</u>	<u>315,222</u>	<u>363,361</u>	<u>382,194</u>	<u>410,393</u>	<u>453,195</u>

43	241,603	276,549	311,294	353,492	376,051	403,746	446,044
44	242,408	277,254	312,603	355,304	377,158	404,854	446,648
45	243,113	277,959	313,913	356,815	377,964	405,559	447,353
46	243,718	278,664	315,222	358,225	378,871	406,264	448,159
47	244,322	279,369	316,531	359,635	379,777	406,969	448,562
48	244,926	280,074	317,639	361,045	380,583	407,674	449,267
49	245,530	280,779	318,545	362,556	381,388	408,278	449,770
50	246,135	281,484	319,854	363,361	382,194	408,882	450,173
51	246,739	282,189	321,164	364,368	383,000	409,386	450,576
52	247,243	282,894	322,473	365,375	383,705	409,788	450,979
53	247,746	283,498	323,681	366,282	384,410	410,191	451,382
54	248,149	284,203	324,991	367,390	385,115	410,393	451,785
55	248,451	284,807	326,199	368,296	385,820	410,695	452,187
56	248,753	285,512	327,408	369,303	386,524	410,997	452,490
57	249,055	286,117	328,717	370,209	387,028	411,299	452,792
58	249,357	286,822	329,825	370,914	387,632	411,601	453,195
59	249,660	287,426	330,933	371,619	388,237	411,903	453,497
60	249,962	288,131	332,040	372,224	388,942	412,206	453,799

43	241,603	276,549	316,531	364,368	383,000	410,695	453,497
44	242,408	277,254	317,639	365,375	383,705	410,997	453,799
45	243,113	277,959	318,545	366,282	384,410	411,299	454,101
46	243,718	278,664	319,854	367,390	385,115	411,601	
47	244,322	279,369	321,164	368,296	385,820	411,903	
48	244,926	280,074	322,473	369,303	386,524	412,206	
49	245,530	280,779	323,681	370,209	387,028	412,407	
50	246,135	281,484	324,991	370,914	387,632	412,709	
51	246,739	282,189	326,199	371,619	388,237	413,011	
52	247,243	282,894	327,408	372,224	388,942	413,313	
53	247,746	283,498	328,717	372,627	389,344	413,515	
54	248,149	284,203	329,825	373,231	389,949	413,817	
55	248,451	284,807	330,933	373,936	390,553	414,119	
56	248,753	285,512	332,040	374,641	391,056	414,421	
57	249,055	286,117	332,745	374,943	391,459	414,623	
58	249,357	286,822	333,652	375,648	392,064	414,925	
59	249,660	287,426	334,357	376,353	392,668	415,227	
60	249,962	288,131	335,162	376,957	393,171	415,428	

61	250,264	288,735	332,745	372,627	389,344	412,407	454,101
62	250,566	289,440	333,652	373,231	389,949	412,709	
63	250,868	290,044	334,357	373,936	390,553	413,011	
64	251,170	290,548	335,162	374,641	391,056	413,313	
65	251,472	291,051	335,968	374,943	391,459	413,515	
66	251,775	291,656	336,371	375,648	392,064	413,817	
67	252,077	292,159	336,975	376,353	392,668	414,119	
68	252,379	292,763	337,680	376,957	393,171	414,421	
69	252,681	293,267	338,486	377,259	393,574	414,623	
70	252,983	293,771	339,191	377,763	394,078	414,925	
71	253,285	294,375	339,896	378,367	394,581	415,227	
72	253,587	294,979	340,500	378,971	395,186	415,428	
73	253,889	295,483	341,004	379,273	395,488	415,630	
74	254,192	295,986	341,608	379,878	395,891	415,932	
75	254,494	296,389	342,111	380,583	396,293	416,234	
76	254,796	296,691	342,716	381,187	396,696	416,435	
77	255,098	296,893	343,018	381,590	396,998	416,637	
78	255,400	297,195	343,521	382,093	397,300	416,939	

61	250,264	288,735	335,968	377,259	393,574	415,630	
62	250,566	289,440	336,371	377,763	394,078	415,932	
63	250,868	290,044	336,975	378,367	394,581	416,234	
64	251,170	290,548	337,680	378,971	395,186	416,435	
65	251,472	291,051	338,486	379,273	395,488	416,637	
66	251,775	291,656	339,191	379,878	395,891	416,939	
67	252,077	292,159	339,896	380,583	396,293	417,241	
68	252,379	292,763	340,500	381,187	396,696	417,442	
69	252,681	293,267	341,004	381,590	396,998	417,644	
70	252,983	293,771	341,608	382,093	397,300	417,946	
71	253,285	294,375	342,111	382,698	397,603	418,248	
72	253,587	294,979	342,716	383,201	397,804	418,450	
73	253,889	295,483	343,018	383,705	398,005	418,651	
74	254,192	295,986	343,521	384,309	398,308		
75	254,494	296,389	343,924	384,812	398,610		
76	254,796	296,691	344,327	385,115	398,811		
77	255,098	296,893	344,730	385,517	399,013		
78	255,400	297,195	345,233	386,021	399,315		

79	255,702	297,396	343,924	382,698	397,603	417,241
80	256,004	297,698	344,327	383,201	397,804	417,442
81	256,306	297,900	344,730	383,705	398,005	417,644
82	256,609	298,101	345,233	384,309	398,308	417,946
83	256,911	298,403	345,737	384,812	398,610	418,248
84	257,213	298,605	346,240	385,115	398,811	418,450
85	257,515	298,907	346,543	385,517	399,013	418,651
86	257,817	299,209	346,945	386,021	399,315	
87	258,119	299,511	347,348	386,424	399,617	
88	258,421	299,813	347,751	386,827	399,818	
89	258,723	300,115	348,053	387,229	400,020	
90	259,026	300,417	348,456	387,733	400,322	
91	259,328	300,720	348,859	388,136	400,624	
92	259,630	301,122	349,262	388,539	400,825	
93	259,932	301,324	349,463	388,841	401,027	
94		301,525	349,866			
95		301,827	350,269			
96		302,230	350,672			

79	255,702	297,396	345,737	386,424	399,617	
80	256,004	297,698	346,240	386,827	399,818	
81	256,306	297,900	346,543	387,229	400,020	
82	256,609	298,101	346,945	387,733	400,322	
83	256,911	298,403	347,348	388,136	400,624	
84	257,213	298,605	347,751	388,539	400,825	
85	257,515	298,907	348,053	388,841	401,027	
86	257,817	299,209	348,456			
87	258,119	299,511	348,859			
88	258,421	299,813	349,262			
89	258,723	300,115	349,463			
90	259,026	300,417	349,866			
91	259,328	300,720	350,269			
92	259,630	301,122	350,672			
93	259,932	301,324	350,873			
94		301,525	351,276			
95		301,827	351,679			
96		302,230	351,981			

<u>97</u>	<u>302, 432</u>	<u>350, 873</u>
<u>98</u>	<u>302, 734</u>	<u>351, 276</u>
<u>99</u>	<u>303, 137</u>	<u>351, 679</u>
<u>100</u>	<u>303, 539</u>	<u>351, 981</u>
<u>101</u>	<u>303, 741</u>	<u>352, 283</u>
<u>102</u>	<u>304, 043</u>	<u>352, 686</u>
<u>103</u>	<u>304, 345</u>	<u>353, 089</u>
<u>104</u>	<u>304, 647</u>	<u>353, 492</u>
<u>105</u>	<u>304, 849</u>	<u>353, 995</u>
<u>106</u>	<u>305, 151</u>	<u>354, 398</u>
<u>107</u>	<u>305, 453</u>	<u>354, 801</u>
<u>108</u>	<u>305, 755</u>	<u>355, 204</u>
<u>109</u>	<u>305, 956</u>	<u>355, 707</u>
<u>110</u>	<u>306, 359</u>	<u>356, 110</u>
<u>111</u>	<u>306, 762</u>	<u>356, 412</u>
<u>112</u>	<u>307, 064</u>	<u>356, 714</u>
<u>113</u>	<u>307, 266</u>	<u>357, 218</u>
<u>114</u>	<u>307, 467</u>	

<u>97</u>	<u>302, 432</u>	<u>352, 283</u>
<u>98</u>	<u>302, 734</u>	<u>352, 686</u>
<u>99</u>	<u>303, 137</u>	<u>353, 089</u>
<u>100</u>	<u>303, 539</u>	<u>353, 492</u>
<u>101</u>	<u>303, 741</u>	<u>353, 995</u>
<u>102</u>	<u>304, 043</u>	<u>354, 398</u>
<u>103</u>	<u>304, 345</u>	<u>354, 801</u>
<u>104</u>	<u>304, 647</u>	<u>355, 204</u>
<u>105</u>	<u>304, 849</u>	<u>355, 707</u>
<u>106</u>	<u>305, 151</u>	<u>356, 110</u>
<u>107</u>	<u>305, 453</u>	<u>356, 412</u>
<u>108</u>	<u>305, 755</u>	<u>356, 714</u>
<u>109</u>	<u>305, 956</u>	<u>357, 218</u>
<u>110</u>	<u>306, 359</u>	
<u>111</u>	<u>306, 762</u>	
<u>112</u>	<u>307, 064</u>	
<u>113</u>	<u>307, 266</u>	
<u>114</u>	<u>307, 467</u>	

			307,769							115		307,769						
			308,172							116		308,172						
			308,374							117		308,374						
			308,575							118		308,575						
			308,877							119		308,877						
			309,179							120		309,179						
			309,582							121		309,582						
			309,783							122		309,783						
			310,086							123		310,086						
			310,388							124		310,388						
			310,690							125		310,690						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給 料月額		定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額							
		円	円	円	円	円	円	円				円	円	円	円	円	円	
		193,363	221,058	261,846	281,685	296,993	322,876	365,275				193,363	221,058	261,846	281,685	296,993	322,876	365,275

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員（第18条の常勤を要しない職員を除く。）に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療技術職給料表

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年前		円	円	円	円	円	円
再任用	1	189,939	229,014	260,335	280,578	305,654	343,521
短時間	2	192,053	230,323	261,543	281,383	307,165	345,233
勤務職 員以外 の職員	3	194,168	231,633	262,651	282,189	308,676	346,945
	4	196,283	232,942	263,759	282,995	310,186	348,557
	5	198,297	234,150	264,867	283,800	311,697	350,168
	6	200,312	235,258	265,672	284,606	313,107	351,880
	7	202,326	236,265	266,478	285,412	314,517	353,492
	8	204,139	237,272	267,284	286,117	315,927	355,103

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員（第18条の常勤を要しない職員を除く。）に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療技術職給料表

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年前		円	円	円	円	円	円
再任用	1	189,939	229,014	264,867	283,800	317,236	363,260
短時間	2	192,053	230,323	265,672	284,606	318,646	364,973
勤務職 員以外 の職員	3	194,168	231,633	266,478	285,412	320,056	366,584
	4	196,283	232,942	267,284	286,117	321,466	368,195
	5	198,297	234,150	268,090	286,822	322,876	369,807
	6	200,312	235,258	268,895	287,527	324,487	371,418
	7	202,326	236,265	269,701	288,232	325,998	373,029
	8	204,139	237,272	270,507	289,037	327,508	374,641

9	205,951	238,380	268,090	286,822	317,236	356,714
10	207,865	239,589	268,895	287,527	318,646	358,426
11	209,778	240,898	269,701	288,232	320,056	360,138
12	211,893	242,207	270,507	289,037	321,466	361,750
13	213,605	243,516	271,312	289,843	322,876	363,260
14	215,620	244,826	272,118	290,649	324,487	364,973
15	217,835	246,135	272,924	291,454	325,998	366,584
16	219,950	247,343	273,729	292,159	327,508	368,195
17	222,065	248,552	274,535	292,864	329,019	369,807
18	223,173	249,760	275,341	293,972	330,630	371,418
19	224,281	250,969	276,146	295,080	332,141	373,029
20	225,388	252,177	276,952	296,288	333,652	374,641
21	226,496	253,285	277,758	297,497	335,162	376,252
22	227,403	254,192	278,563	298,705	336,774	378,266
23	228,309	254,997	279,369	299,914	338,284	380,280
24	229,215	255,803	280,175	301,122	339,795	382,295
25	230,122	256,609	280,980	302,331	341,306	383,705
26	231,028	257,414	281,887	303,539	342,917	385,417

9	205,951	238,380	271,312	289,843	329,019	376,252
10	207,865	239,589	272,118	290,649	330,630	378,266
11	209,778	240,898	272,924	291,454	332,141	380,280
12	211,893	242,207	273,729	292,159	333,652	382,295
13	213,605	243,516	274,535	292,864	335,162	383,705
14	215,620	244,826	275,341	293,972	336,774	385,417
15	217,835	246,135	276,146	295,080	338,284	387,129
16	219,950	247,343	276,952	296,288	339,795	388,841
17	222,065	248,552	277,758	297,497	341,306	390,553
18	223,173	249,760	278,563	298,705	342,917	392,064
19	224,281	250,969	279,369	299,914	344,528	393,574
20	225,388	252,177	280,175	301,122	346,039	395,085
21	226,496	253,285	280,980	302,331	347,348	396,394
22	227,403	254,192	281,887	303,539	348,859	397,703
23	228,309	254,997	282,793	304,748	350,370	399,013
24	229,215	255,803	283,599	305,956	351,880	400,120
25	230,122	256,609	284,405	307,165	353,391	401,228
26	231,028	257,414	285,311	308,374	354,902	402,336

<u>27</u>	<u>231,935</u>	<u>258,220</u>	<u>282,793</u>	<u>304,748</u>	<u>344,528</u>	<u>387,129</u>
<u>28</u>	<u>232,841</u>	<u>259,026</u>	<u>283,599</u>	<u>305,956</u>	<u>346,039</u>	<u>388,841</u>
<u>29</u>	<u>233,747</u>	<u>259,831</u>	<u>284,405</u>	<u>307,165</u>	<u>347,348</u>	<u>390,553</u>
<u>30</u>	<u>234,654</u>	<u>260,637</u>	<u>285,311</u>	<u>308,374</u>	<u>348,859</u>	<u>392,064</u>
<u>31</u>	<u>235,560</u>	<u>261,443</u>	<u>286,217</u>	<u>309,481</u>	<u>350,370</u>	<u>393,574</u>
<u>32</u>	<u>236,467</u>	<u>262,248</u>	<u>287,023</u>	<u>310,690</u>	<u>351,880</u>	<u>395,085</u>
<u>33</u>	<u>237,272</u>	<u>263,054</u>	<u>287,829</u>	<u>311,999</u>	<u>353,391</u>	<u>396,394</u>
<u>34</u>	<u>238,078</u>	<u>263,860</u>	<u>288,936</u>	<u>313,208</u>	<u>354,902</u>	<u>397,703</u>
<u>35</u>	<u>238,884</u>	<u>264,565</u>	<u>289,944</u>	<u>314,416</u>	<u>356,412</u>	<u>399,013</u>
<u>36</u>	<u>239,689</u>	<u>265,370</u>	<u>290,951</u>	<u>315,625</u>	<u>357,822</u>	<u>400,120</u>
<u>37</u>	<u>240,495</u>	<u>266,277</u>	<u>291,958</u>	<u>316,833</u>	<u>359,232</u>	<u>401,228</u>
<u>38</u>	<u>241,301</u>	<u>267,082</u>	<u>293,066</u>	<u>317,941</u>	<u>360,843</u>	<u>402,336</u>
<u>39</u>	<u>242,106</u>	<u>267,888</u>	<u>294,073</u>	<u>319,149</u>	<u>362,354</u>	<u>403,444</u>
<u>40</u>	<u>242,912</u>	<u>268,694</u>	<u>295,080</u>	<u>320,358</u>	<u>363,865</u>	<u>404,552</u>
<u>41</u>	<u>243,516</u>	<u>269,499</u>	<u>296,087</u>	<u>321,567</u>	<u>365,073</u>	<u>405,357</u>
<u>42</u>	<u>244,121</u>	<u>270,305</u>	<u>297,094</u>	<u>322,876</u>	<u>366,181</u>	<u>406,163</u>
<u>43</u>	<u>244,725</u>	<u>271,111</u>	<u>298,101</u>	<u>324,185</u>	<u>367,390</u>	<u>406,969</u>
<u>44</u>	<u>245,228</u>	<u>271,917</u>	<u>299,108</u>	<u>325,394</u>	<u>368,497</u>	<u>407,774</u>

<u>27</u>	<u>231,935</u>	<u>258,220</u>	<u>286,217</u>	<u>309,481</u>	<u>356,412</u>	<u>403,444</u>
<u>28</u>	<u>232,841</u>	<u>259,026</u>	<u>287,023</u>	<u>310,690</u>	<u>357,822</u>	<u>404,552</u>
<u>29</u>	<u>233,747</u>	<u>259,831</u>	<u>287,829</u>	<u>311,999</u>	<u>359,232</u>	<u>405,357</u>
<u>30</u>	<u>234,654</u>	<u>260,637</u>	<u>288,936</u>	<u>313,208</u>	<u>360,843</u>	<u>406,163</u>
<u>31</u>	<u>235,560</u>	<u>261,443</u>	<u>289,944</u>	<u>314,416</u>	<u>362,354</u>	<u>406,969</u>
<u>32</u>	<u>236,467</u>	<u>262,248</u>	<u>290,951</u>	<u>315,625</u>	<u>363,865</u>	<u>407,774</u>
<u>33</u>	<u>237,272</u>	<u>263,054</u>	<u>291,958</u>	<u>316,833</u>	<u>365,073</u>	<u>408,177</u>
<u>34</u>	<u>238,078</u>	<u>263,860</u>	<u>293,066</u>	<u>317,941</u>	<u>366,181</u>	<u>408,781</u>
<u>35</u>	<u>238,884</u>	<u>264,565</u>	<u>294,073</u>	<u>319,149</u>	<u>367,390</u>	<u>409,285</u>
<u>36</u>	<u>239,689</u>	<u>265,370</u>	<u>295,080</u>	<u>320,358</u>	<u>368,497</u>	<u>409,688</u>
<u>37</u>	<u>240,495</u>	<u>266,277</u>	<u>296,087</u>	<u>321,567</u>	<u>369,504</u>	<u>410,091</u>
<u>38</u>	<u>241,301</u>	<u>267,082</u>	<u>297,094</u>	<u>322,876</u>	<u>370,310</u>	<u>410,292</u>
<u>39</u>	<u>242,106</u>	<u>267,888</u>	<u>298,101</u>	<u>324,185</u>	<u>371,317</u>	<u>410,594</u>
<u>40</u>	<u>242,912</u>	<u>268,694</u>	<u>299,108</u>	<u>325,394</u>	<u>372,425</u>	<u>410,896</u>
<u>41</u>	<u>243,516</u>	<u>269,499</u>	<u>300,115</u>	<u>326,300</u>	<u>373,432</u>	<u>411,198</u>
<u>42</u>	<u>244,121</u>	<u>270,305</u>	<u>301,324</u>	<u>327,508</u>	<u>374,439</u>	<u>411,501</u>
<u>43</u>	<u>244,725</u>	<u>271,111</u>	<u>302,432</u>	<u>328,717</u>	<u>375,446</u>	<u>411,803</u>
<u>44</u>	<u>245,228</u>	<u>271,917</u>	<u>303,539</u>	<u>329,925</u>	<u>376,353</u>	<u>412,105</u>

45	245,732	272,621	300,115	326,300	369,504	408,177
46	246,336	273,427	301,324	327,508	370,310	408,781
47	246,840	274,233	302,432	328,717	371,317	409,285
48	247,243	275,039	303,539	329,925	372,425	409,688
49	247,645	275,743	304,647	331,033	373,432	410,091
50	248,149	276,549	305,755	332,040	374,439	410,292
51	248,652	277,254	306,863	333,047	375,446	410,594
52	249,156	277,959	307,971	333,954	376,353	410,896
53	249,458	278,664	309,078	334,860	377,158	411,198
54	249,760	279,369	310,186	335,867	377,964	411,501
55	250,062	280,074	311,294	336,874	378,871	411,803
56	250,365	280,779	312,402	337,781	379,676	412,105
57	250,667	281,484	313,409	338,284	380,180	412,306
58	250,969	282,189	314,416	339,191	380,985	412,608
59	251,271	282,894	315,423	339,896	381,791	412,911
60	251,573	283,498	316,430	340,802	382,597	413,213
61	251,875	284,102	317,437	341,507	383,000	413,414
62	252,177	284,807	318,445	341,809	383,705	413,716

45	245,732	272,621	304,647	331,033	377,158	412,306
46	246,336	273,427	305,755	332,040	377,964	412,608
47	246,840	274,233	306,863	333,047	378,871	412,911
48	247,243	275,039	307,971	333,954	379,676	413,213
49	247,645	275,743	309,078	334,860	380,180	413,414
50	248,149	276,549	310,186	335,867	380,985	413,716
51	248,652	277,254	311,294	336,874	381,791	414,018
52	249,156	277,959	312,402	337,781	382,597	414,320
53	249,458	278,664	313,409	338,284	383,000	414,522
54	249,760	279,369	314,416	339,191	383,705	
55	250,062	280,074	315,423	339,896	384,410	
56	250,365	280,779	316,430	340,802	385,014	
57	250,667	281,484	317,437	341,507	385,417	
58	250,969	282,189	318,445	341,809	385,920	
59	251,271	282,894	319,452	342,313	386,524	
60	251,573	283,498	320,358	342,917	387,129	
61	251,875	284,102	321,264	343,521	387,532	
62	252,177	284,807	322,070	344,226	388,035	

63	252,479	285,512	319,452	342,313	384,410	414,018
64	252,782	286,117	320,358	342,917	385,014	414,320
65	253,084	286,721	321,264	343,521	385,417	414,522
66	253,386	287,426	322,070	344,226	385,920	
67	253,688	288,131	322,775	344,931	386,524	
68	253,990	288,735	323,480	345,536	387,129	
69	254,292	289,339	324,084	346,240	387,532	
70	254,594	290,044	324,789	346,744	388,035	
71	254,897	290,749	325,394	347,348	388,539	
72	255,098	291,354	325,998	347,953	389,042	
73	255,299	291,958	326,602	348,255	389,646	
74	255,601	292,461	326,803	348,859	390,150	
75	255,904	292,864	327,307	349,362	390,754	
76	256,105	293,267	327,811	349,866	391,359	
77	256,306	293,670	328,415	350,370	391,862	
78	256,609	293,972	328,918	350,873	392,366	
79	256,911	294,274	329,422	351,377	392,869	
80	257,112	294,576	329,825	351,780	393,373	

63	252,479	285,512	322,775	344,931	388,539	
64	252,782	286,117	323,480	345,536	389,042	
65	253,084	286,721	324,084	346,240	389,646	
66	253,386	287,426	324,789	346,744	390,150	
67	253,688	288,131	325,394	347,348	390,754	
68	253,990	288,735	325,998	347,953	391,359	
69	254,292	289,339	326,602	348,255	391,862	
70	254,594	290,044	326,803	348,859	392,366	
71	254,897	290,749	327,307	349,362	392,869	
72	255,098	291,354	327,811	349,866	393,373	
73	255,299	291,958	328,415	350,370	393,675	
74	255,601	292,461	328,918	350,873	394,178	
75	255,904	292,864	329,422	351,377	394,581	
76	256,105	293,267	329,825	351,780	394,984	
77	256,306	293,670	330,429	352,082	395,387	
78	256,609	293,972	330,933	352,384		
79	256,911	294,274	331,335	352,585		
80	257,112	294,576	331,839	352,887		

<u>81</u>	<u>257,314</u>	<u>294,878</u>	<u>330,429</u>	<u>352,082</u>	<u>393,675</u>
<u>82</u>	<u>257,616</u>	<u>295,181</u>	<u>330,933</u>	<u>352,384</u>	<u>394,178</u>
<u>83</u>	<u>257,918</u>	<u>295,483</u>	<u>331,335</u>	<u>352,585</u>	<u>394,581</u>
<u>84</u>	<u>258,119</u>	<u>295,785</u>	<u>331,839</u>	<u>352,887</u>	<u>394,984</u>
<u>85</u>	<u>258,321</u>	<u>295,986</u>	<u>332,343</u>	<u>353,391</u>	<u>395,387</u>
<u>86</u>		<u>296,188</u>	<u>332,745</u>	<u>353,693</u>	
<u>87</u>		<u>296,389</u>	<u>332,947</u>	<u>353,995</u>	
<u>88</u>		<u>296,590</u>	<u>333,249</u>	<u>354,297</u>	
<u>89</u>		<u>296,993</u>	<u>333,652</u>	<u>354,700</u>	
<u>90</u>		<u>297,195</u>	<u>334,055</u>	<u>355,002</u>	
<u>91</u>		<u>297,396</u>	<u>334,357</u>	<u>355,304</u>	
<u>92</u>		<u>297,598</u>	<u>334,659</u>	<u>355,607</u>	
<u>93</u>		<u>298,000</u>	<u>334,961</u>	<u>356,009</u>	
<u>94</u>		<u>298,202</u>	<u>335,162</u>	<u>356,311</u>	
<u>95</u>		<u>298,403</u>	<u>335,565</u>	<u>356,614</u>	
<u>96</u>		<u>298,705</u>	<u>335,867</u>	<u>356,916</u>	
<u>97</u>		<u>299,007</u>	<u>336,069</u>	<u>357,218</u>	
<u>98</u>		<u>299,209</u>	<u>336,371</u>	<u>357,621</u>	

<u>81</u>	<u>257,314</u>	<u>294,878</u>	<u>332,343</u>	<u>353,391</u>	
<u>82</u>	<u>257,616</u>	<u>295,181</u>	<u>332,745</u>	<u>353,693</u>	
<u>83</u>	<u>257,918</u>	<u>295,483</u>	<u>332,947</u>	<u>353,995</u>	
<u>84</u>	<u>258,119</u>	<u>295,785</u>	<u>333,249</u>	<u>354,297</u>	
<u>85</u>	<u>258,321</u>	<u>295,986</u>	<u>333,652</u>	<u>354,700</u>	
<u>86</u>		<u>296,188</u>	<u>334,055</u>	<u>355,002</u>	
<u>87</u>		<u>296,389</u>	<u>334,357</u>	<u>355,304</u>	
<u>88</u>		<u>296,590</u>	<u>334,659</u>	<u>355,607</u>	
<u>89</u>		<u>296,993</u>	<u>334,961</u>	<u>356,009</u>	
<u>90</u>		<u>297,195</u>	<u>335,162</u>	<u>356,311</u>	
<u>91</u>		<u>297,396</u>	<u>335,565</u>	<u>356,614</u>	
<u>92</u>		<u>297,598</u>	<u>335,867</u>	<u>356,916</u>	
<u>93</u>		<u>298,000</u>	<u>336,069</u>	<u>357,218</u>	
<u>94</u>		<u>298,202</u>	<u>336,371</u>	<u>357,621</u>	
<u>95</u>		<u>298,403</u>	<u>336,673</u>	<u>358,024</u>	
<u>96</u>		<u>298,705</u>	<u>336,975</u>	<u>358,426</u>	
<u>97</u>		<u>299,007</u>	<u>337,177</u>	<u>358,930</u>	
<u>98</u>		<u>299,209</u>	<u>337,479</u>	<u>359,333</u>	

	99		299,410	336,673	358,024				99		299,410	337,781	359,736		
	100		299,712	336,975	358,426				100		299,712	337,982	360,138		
	101		300,015	337,177	358,930				101		300,015	338,184	360,642		
	102		300,216	337,479	359,333				102		300,216	338,385			
	103		300,417	337,781	359,736				103		300,417	338,788			
	104		300,720	337,982	360,138				104		300,720	338,989			
	105		301,022	338,184	360,642				105		301,022	339,191			
	106			338,385					106			339,594			
	107			338,788					107			339,996			
	108			338,989					108			340,399			
	109			339,191					109			340,601			
	110			339,594					110						
	111			339,996					111						
	112			340,399					112						
	113			340,601					113						
定年前		基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	定年前		基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給
再任用		料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	再任用		料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
短時間		円	円	円	円	円	円	短時間		円	円	円	円	円	円

勤務職員		194,370	221,159	249,861	263,558	289,339	330,731
員							

備考 この表は、老人福祉施設等に勤務する栄養士、作業療法士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

イ 保健看護職給料表

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年前 再任用		円	円	円	円	円	円
1		209,174	242,308	279,570	295,080	312,503	344,629
短時間							
2		211,088	244,523	280,678	295,684	313,711	346,341
勤務職員 以外							
3		212,900	246,739	281,786	296,288	314,920	348,053
4		214,613	248,955	282,793	296,792	316,027	349,765
5		216,325	251,170	283,800	297,295	317,135	351,477
6		218,238	252,177	284,304	297,900	318,243	353,189
7		220,051	253,084	284,807	298,504	319,351	354,902
8		221,763	253,990	285,311	299,007	320,459	356,513

勤務職員		194,370	221,159	249,861	263,558	289,339	330,731
員							

備考 この表は、老人福祉施設等に勤務する栄養士、作業療法士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

イ 保健看護職給料表

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年前 再任用		円	円	円	円	円	円
1		209,174	242,308	283,800	297,295	321,567	364,570
短時間							
2		211,088	244,523	284,304	297,900	322,574	366,282
勤務職員 以外							
3		212,900	246,739	284,807	298,504	323,581	367,994
4		214,613	248,955	285,311	299,007	324,588	369,706
5		216,325	251,170	285,814	299,511	325,595	371,519
6		218,238	252,177	286,318	300,115	326,803	373,533
7		220,051	253,084	286,822	300,720	328,012	375,547
8		221,763	253,990	287,325	301,223	329,220	377,561

<u>9</u>	<u>223, 475</u>	<u>254, 897</u>	<u>285, 814</u>	<u>299, 511</u>	<u>321, 567</u>	<u>358, 024</u>
<u>10</u>	<u>225, 489</u>	<u>256, 105</u>	<u>286, 318</u>	<u>300, 115</u>	<u>322, 574</u>	<u>359, 736</u>
<u>11</u>	<u>227, 403</u>	<u>257, 213</u>	<u>286, 822</u>	<u>300, 720</u>	<u>323, 581</u>	<u>361, 448</u>
<u>12</u>	<u>229, 316</u>	<u>258, 119</u>	<u>287, 325</u>	<u>301, 223</u>	<u>324, 588</u>	<u>363, 160</u>
<u>13</u>	<u>231, 230</u>	<u>258, 925</u>	<u>287, 829</u>	<u>301, 727</u>	<u>325, 595</u>	<u>364, 570</u>
<u>14</u>	<u>233, 244</u>	<u>259, 630</u>	<u>288, 332</u>	<u>302, 331</u>	<u>326, 803</u>	<u>366, 282</u>
<u>15</u>	<u>235, 258</u>	<u>260, 335</u>	<u>288, 836</u>	<u>302, 935</u>	<u>328, 012</u>	<u>367, 994</u>
<u>16</u>	<u>237, 272</u>	<u>261, 241</u>	<u>289, 339</u>	<u>303, 439</u>	<u>329, 220</u>	<u>369, 706</u>
<u>17</u>	<u>239, 286</u>	<u>262, 349</u>	<u>289, 843</u>	<u>303, 942</u>	<u>330, 328</u>	<u>371, 519</u>
<u>18</u>	<u>241, 301</u>	<u>263, 457</u>	<u>290, 346</u>	<u>304, 647</u>	<u>331, 537</u>	<u>373, 533</u>
<u>19</u>	<u>243, 416</u>	<u>264, 565</u>	<u>290, 850</u>	<u>305, 352</u>	<u>332, 645</u>	<u>375, 547</u>
<u>20</u>	<u>245, 430</u>	<u>265, 672</u>	<u>291, 354</u>	<u>306, 057</u>	<u>333, 752</u>	<u>377, 561</u>
<u>21</u>	<u>247, 343</u>	<u>266, 780</u>	<u>291, 857</u>	<u>306, 762</u>	<u>334, 860</u>	<u>379, 273</u>
<u>22</u>	<u>248, 552</u>	<u>267, 888</u>	<u>292, 361</u>	<u>307, 669</u>	<u>336, 069</u>	<u>381, 388</u>
<u>23</u>	<u>249, 760</u>	<u>268, 996</u>	<u>292, 864</u>	<u>308, 575</u>	<u>337, 177</u>	<u>383, 503</u>
<u>24</u>	<u>250, 868</u>	<u>270, 104</u>	<u>293, 368</u>	<u>309, 481</u>	<u>338, 284</u>	<u>385, 517</u>
<u>25</u>	<u>251, 976</u>	<u>271, 111</u>	<u>293, 871</u>	<u>310, 287</u>	<u>339, 392</u>	<u>387, 431</u>
<u>26</u>	<u>252, 882</u>	<u>272, 219</u>	<u>294, 375</u>	<u>311, 193</u>	<u>340, 601</u>	<u>389, 042</u>

<u>9</u>	<u>223, 475</u>	<u>254, 897</u>	<u>287, 829</u>	<u>301, 727</u>	<u>330, 328</u>	<u>379, 273</u>
<u>10</u>	<u>225, 489</u>	<u>256, 105</u>	<u>288, 332</u>	<u>302, 331</u>	<u>331, 537</u>	<u>381, 388</u>
<u>11</u>	<u>227, 403</u>	<u>257, 213</u>	<u>288, 836</u>	<u>302, 935</u>	<u>332, 645</u>	<u>383, 503</u>
<u>12</u>	<u>229, 316</u>	<u>258, 119</u>	<u>289, 339</u>	<u>303, 439</u>	<u>333, 752</u>	<u>385, 517</u>
<u>13</u>	<u>231, 230</u>	<u>258, 925</u>	<u>289, 843</u>	<u>303, 942</u>	<u>334, 860</u>	<u>387, 431</u>
<u>14</u>	<u>233, 244</u>	<u>259, 630</u>	<u>290, 346</u>	<u>304, 647</u>	<u>336, 069</u>	<u>389, 042</u>
<u>15</u>	<u>235, 258</u>	<u>260, 335</u>	<u>290, 850</u>	<u>305, 352</u>	<u>337, 177</u>	<u>390, 855</u>
<u>16</u>	<u>237, 272</u>	<u>261, 241</u>	<u>291, 354</u>	<u>306, 057</u>	<u>338, 284</u>	<u>392, 668</u>
<u>17</u>	<u>239, 286</u>	<u>262, 349</u>	<u>291, 857</u>	<u>306, 762</u>	<u>339, 392</u>	<u>394, 380</u>
<u>18</u>	<u>241, 301</u>	<u>263, 457</u>	<u>292, 361</u>	<u>307, 669</u>	<u>340, 601</u>	<u>396, 092</u>
<u>19</u>	<u>243, 416</u>	<u>264, 565</u>	<u>292, 864</u>	<u>308, 575</u>	<u>341, 709</u>	<u>398, 005</u>
<u>20</u>	<u>245, 430</u>	<u>265, 672</u>	<u>293, 368</u>	<u>309, 481</u>	<u>342, 816</u>	<u>399, 717</u>
<u>21</u>	<u>247, 343</u>	<u>266, 780</u>	<u>293, 871</u>	<u>310, 287</u>	<u>343, 924</u>	<u>401, 430</u>
<u>22</u>	<u>248, 552</u>	<u>267, 888</u>	<u>294, 375</u>	<u>311, 193</u>	<u>345, 133</u>	<u>403, 142</u>
<u>23</u>	<u>249, 760</u>	<u>268, 996</u>	<u>294, 878</u>	<u>312, 100</u>	<u>346, 240</u>	<u>404, 954</u>
<u>24</u>	<u>250, 868</u>	<u>270, 104</u>	<u>295, 382</u>	<u>313, 006</u>	<u>347, 348</u>	<u>406, 666</u>
<u>25</u>	<u>251, 976</u>	<u>271, 111</u>	<u>295, 885</u>	<u>313, 812</u>	<u>348, 456</u>	<u>408, 278</u>
<u>26</u>	<u>252, 882</u>	<u>272, 219</u>	<u>296, 490</u>	<u>314, 718</u>	<u>349, 765</u>	<u>409, 990</u>

<u>27</u>	<u>253,789</u>	<u>273,326</u>	<u>294,878</u>	<u>312,100</u>	<u>341,709</u>	<u>390,855</u>
<u>28</u>	<u>254,695</u>	<u>274,334</u>	<u>295,382</u>	<u>313,006</u>	<u>342,816</u>	<u>392,668</u>
<u>29</u>	<u>255,501</u>	<u>275,341</u>	<u>295,885</u>	<u>313,812</u>	<u>343,924</u>	<u>394,380</u>
<u>30</u>	<u>256,306</u>	<u>276,046</u>	<u>296,490</u>	<u>314,718</u>	<u>345,133</u>	<u>396,092</u>
<u>31</u>	<u>257,011</u>	<u>276,751</u>	<u>297,295</u>	<u>315,625</u>	<u>346,240</u>	<u>398,005</u>
<u>32</u>	<u>257,716</u>	<u>277,456</u>	<u>298,101</u>	<u>316,531</u>	<u>347,348</u>	<u>399,717</u>
<u>33</u>	<u>258,522</u>	<u>278,161</u>	<u>298,806</u>	<u>317,337</u>	<u>348,456</u>	<u>401,430</u>
<u>34</u>	<u>259,328</u>	<u>278,765</u>	<u>299,612</u>	<u>318,445</u>	<u>349,765</u>	<u>403,142</u>
<u>35</u>	<u>260,133</u>	<u>279,268</u>	<u>300,417</u>	<u>319,552</u>	<u>351,075</u>	<u>404,954</u>
<u>36</u>	<u>260,838</u>	<u>279,772</u>	<u>301,223</u>	<u>320,660</u>	<u>352,384</u>	<u>406,666</u>
<u>37</u>	<u>261,543</u>	<u>280,275</u>	<u>301,928</u>	<u>321,768</u>	<u>353,592</u>	<u>408,278</u>
<u>38</u>	<u>262,450</u>	<u>280,880</u>	<u>302,734</u>	<u>322,876</u>	<u>355,103</u>	<u>409,990</u>
<u>39</u>	<u>263,356</u>	<u>281,383</u>	<u>303,539</u>	<u>323,984</u>	<u>356,614</u>	<u>411,803</u>
<u>40</u>	<u>264,162</u>	<u>281,887</u>	<u>304,244</u>	<u>325,091</u>	<u>358,124</u>	<u>413,615</u>
<u>41</u>	<u>264,968</u>	<u>282,290</u>	<u>305,050</u>	<u>326,199</u>	<u>359,333</u>	<u>415,126</u>
<u>42</u>	<u>265,874</u>	<u>282,793</u>	<u>305,856</u>	<u>327,408</u>	<u>360,843</u>	<u>416,637</u>
<u>43</u>	<u>266,680</u>	<u>283,297</u>	<u>306,661</u>	<u>328,516</u>	<u>362,253</u>	<u>418,147</u>
<u>44</u>	<u>267,485</u>	<u>283,800</u>	<u>307,467</u>	<u>329,623</u>	<u>363,663</u>	<u>419,457</u>

<u>27</u>	<u>253,789</u>	<u>273,326</u>	<u>297,295</u>	<u>315,625</u>	<u>351,075</u>	<u>411,803</u>
<u>28</u>	<u>254,695</u>	<u>274,334</u>	<u>298,101</u>	<u>316,531</u>	<u>352,384</u>	<u>413,615</u>
<u>29</u>	<u>255,501</u>	<u>275,341</u>	<u>298,806</u>	<u>317,337</u>	<u>353,592</u>	<u>415,126</u>
<u>30</u>	<u>256,306</u>	<u>276,046</u>	<u>299,612</u>	<u>318,445</u>	<u>355,103</u>	<u>416,637</u>
<u>31</u>	<u>257,011</u>	<u>276,751</u>	<u>300,417</u>	<u>319,552</u>	<u>356,614</u>	<u>418,147</u>
<u>32</u>	<u>257,716</u>	<u>277,456</u>	<u>301,223</u>	<u>320,660</u>	<u>358,124</u>	<u>419,457</u>
<u>33</u>	<u>258,522</u>	<u>278,161</u>	<u>301,928</u>	<u>321,768</u>	<u>359,333</u>	<u>420,564</u>
<u>34</u>	<u>259,328</u>	<u>278,765</u>	<u>302,734</u>	<u>322,876</u>	<u>360,843</u>	<u>421,672</u>
<u>35</u>	<u>260,133</u>	<u>279,268</u>	<u>303,539</u>	<u>323,984</u>	<u>362,253</u>	<u>422,780</u>
<u>36</u>	<u>260,838</u>	<u>279,772</u>	<u>304,244</u>	<u>325,091</u>	<u>363,663</u>	<u>423,989</u>
<u>37</u>	<u>261,543</u>	<u>280,275</u>	<u>305,050</u>	<u>326,199</u>	<u>365,073</u>	<u>425,298</u>
<u>38</u>	<u>262,450</u>	<u>280,880</u>	<u>305,856</u>	<u>327,408</u>	<u>366,080</u>	<u>426,406</u>
<u>39</u>	<u>263,356</u>	<u>281,383</u>	<u>306,661</u>	<u>328,516</u>	<u>367,490</u>	<u>427,614</u>
<u>40</u>	<u>264,162</u>	<u>281,887</u>	<u>307,467</u>	<u>329,623</u>	<u>368,800</u>	<u>428,722</u>
<u>41</u>	<u>264,968</u>	<u>282,290</u>	<u>308,172</u>	<u>330,429</u>	<u>370,109</u>	<u>429,930</u>
<u>42</u>	<u>265,874</u>	<u>282,793</u>	<u>309,179</u>	<u>331,537</u>	<u>371,519</u>	<u>430,938</u>
<u>43</u>	<u>266,680</u>	<u>283,297</u>	<u>310,186</u>	<u>332,645</u>	<u>372,828</u>	<u>432,045</u>
<u>44</u>	<u>267,485</u>	<u>283,800</u>	<u>311,093</u>	<u>333,652</u>	<u>374,137</u>	<u>433,153</u>

45	268,291	284,304	308,172	330,429	365,073	420,564
46	268,996	284,807	309,179	331,537	366,080	421,672
47	269,701	285,311	310,186	332,645	367,490	422,780
48	270,305	285,814	311,093	333,652	368,800	423,989
49	270,909	286,318	311,999	334,659	370,109	425,298
50	271,413	286,822	313,006	335,666	371,519	426,406
51	271,917	287,325	314,013	336,673	372,828	427,614
52	272,319	287,829	314,920	337,680	374,137	428,722
53	272,722	288,332	315,826	338,889	375,648	429,930
54	273,226	288,836	316,833	340,198	376,856	430,938
55	273,729	289,339	317,840	341,406	377,964	432,045
56	274,132	289,843	318,847	342,615	379,173	433,153
57	274,535	290,346	319,653	343,521	380,280	434,160
58	274,938	291,152	320,660	344,730	381,187	434,664
59	275,341	291,958	321,667	345,838	382,194	435,268
60	275,743	292,663	322,574	347,147	383,100	435,671
61	276,146	293,368	323,480	348,154	383,705	436,275
62	276,549	294,274	324,487	349,060	384,510	436,779

45	268,291	284,304	311,999	334,659	375,648	434,160
46	268,996	284,807	313,006	335,666	376,856	434,664
47	269,701	285,311	314,013	336,673	377,964	435,268
48	270,305	285,814	314,920	337,680	379,173	435,671
49	270,909	286,318	315,826	338,889	380,280	436,275
50	271,413	286,822	316,833	340,198	381,187	436,779
51	271,917	287,325	317,840	341,406	382,194	437,182
52	272,319	287,829	318,847	342,615	383,100	437,685
53	272,722	288,332	319,653	343,521	383,705	438,189
54	273,226	288,836	320,660	344,730	384,510	438,592
55	273,729	289,339	321,667	345,838	385,316	438,894
56	274,132	289,843	322,574	347,147	386,122	439,196
57	274,535	290,346	323,480	348,154	386,827	439,599
58	274,938	291,152	324,487	349,060	387,532	
59	275,341	291,958	325,494	350,168	388,237	
60	275,743	292,663	326,401	351,377	388,841	
61	276,146	293,368	327,307	352,485	389,445	
62	276,549	294,274	328,516	353,693	390,049	

63	276,952	295,181	325,494	350,168	385,316	437,182
64	277,355	295,986	326,401	351,377	386,122	437,685
65	277,758	296,792	327,307	352,485	386,827	438,189
66	278,161	297,698	328,516	353,693	387,532	438,592
67	278,563	298,504	329,724	354,902	388,237	438,894
68	278,966	299,310	330,933	355,909	388,841	439,196
69	279,369	300,115	331,638	356,916	389,445	439,599
70	279,873	301,022	332,745	357,923	390,049	
71	280,376	301,928	333,853	359,031	390,754	
72	280,779	302,834	334,760	360,138	391,359	
73	281,182	303,741	335,867	360,944	392,064	
74	281,786	304,647	336,572	362,052	392,567	
75	282,390	305,554	337,680	363,160	393,171	
76	282,894	306,460	338,788	364,167	393,675	
77	283,397	307,266	339,896	364,872	394,078	
78	284,002	308,273	341,104	365,678	394,682	
79	284,606	309,280	342,212	366,483	395,186	
80	285,110	310,186	343,320	367,188	395,488	

63	276,952	295,181	329,724	354,902	390,754	
64	277,355	295,986	330,933	355,909	391,359	
65	277,758	296,792	331,638	356,916	392,064	
66	278,161	297,698	332,745	357,923	392,567	
67	278,563	298,504	333,853	359,031	393,171	
68	278,966	299,310	334,760	360,138	393,675	
69	279,369	300,115	335,867	360,944	394,078	
70	279,873	301,022	336,572	362,052	394,682	
71	280,376	301,928	337,680	363,160	395,186	
72	280,779	302,834	338,788	364,167	395,488	
73	281,182	303,741	339,896	364,872	395,790	
74	281,786	304,647	341,104	365,678	396,293	
75	282,390	305,554	342,212	366,483	396,696	
76	282,894	306,460	343,320	367,188	396,998	
77	283,397	307,266	344,428	367,792	397,300	
78	284,002	308,273	345,536	368,296	397,804	
79	284,606	309,280	346,543	368,800	398,308	
80	285,110	310,186	347,650	369,303	398,710	

81	285,613	310,690	344,428	367,792	395,790
82	286,117	311,596	345,536	368,296	396,293
83	286,620	312,503	346,543	368,800	396,696
84	287,124	313,308	347,650	369,303	396,998
85	287,627	314,114	348,557	369,907	397,300
86	288,131	315,121	349,564	370,411	397,804
87	288,634	316,128	350,470	370,914	398,308
88	289,138	317,135	351,477	371,418	398,710
89	289,641	318,042	352,384	371,821	399,013
90	290,145	319,149	353,189	372,224	399,415
91	290,649	320,157	353,995	372,828	399,919
92	291,152	321,164	354,801	373,331	400,322
93	291,656	321,969	355,405	373,634	400,725
94	292,260	322,674	356,009	374,137	
95	292,864	323,379	356,614	374,540	
96	293,468	323,984	357,218	374,842	
97	294,073	324,487	357,621	375,446	
98	294,576	324,789	358,024	375,950	

81	285,613	310,690	348,557	369,907	399,013
82	286,117	311,596	349,564	370,411	399,415
83	286,620	312,503	350,470	370,914	399,919
84	287,124	313,308	351,477	371,418	400,322
85	287,627	314,114	352,384	371,821	400,725
86	288,131	315,121	353,189	372,224	
87	288,634	316,128	353,995	372,828	
88	289,138	317,135	354,801	373,331	
89	289,641	318,042	355,405	373,634	
90	290,145	319,149	356,009	374,137	
91	290,649	320,157	356,614	374,540	
92	291,152	321,164	357,218	374,842	
93	291,656	321,969	357,621	375,446	
94	292,260	322,674	358,024	375,950	
95	292,864	323,379	358,527	376,453	
96	293,468	323,984	358,930	376,957	
97	294,073	324,487	359,433	377,561	
98	294,576	324,789	359,836	378,065	

<u>99</u>	<u>295,080</u>	<u>325,394</u>	<u>358,527</u>	<u>376,453</u>
<u>100</u>	<u>295,583</u>	<u>325,998</u>	<u>358,930</u>	<u>376,957</u>
<u>101</u>	<u>296,087</u>	<u>326,401</u>	<u>359,433</u>	<u>377,561</u>
<u>102</u>	<u>296,590</u>	<u>327,005</u>	<u>359,836</u>	<u>378,065</u>
<u>103</u>	<u>297,094</u>	<u>327,609</u>	<u>360,340</u>	<u>378,568</u>
<u>104</u>	<u>297,497</u>	<u>328,113</u>	<u>360,743</u>	<u>378,971</u>
<u>105</u>	<u>297,900</u>	<u>328,516</u>	<u>361,045</u>	<u>379,575</u>
<u>106</u>	<u>298,403</u>	<u>329,019</u>	<u>361,548</u>	<u>380,079</u>
<u>107</u>	<u>298,907</u>	<u>329,523</u>	<u>361,951</u>	<u>380,583</u>
<u>108</u>	<u>299,209</u>	<u>330,026</u>	<u>362,253</u>	<u>381,086</u>
<u>109</u>	<u>299,410</u>	<u>330,429</u>	<u>362,656</u>	<u>381,690</u>
<u>110</u>	<u>299,712</u>	<u>330,832</u>	<u>363,160</u>	<u>382,093</u>
<u>111</u>	<u>299,914</u>	<u>331,134</u>	<u>363,663</u>	<u>382,597</u>
<u>112</u>	<u>300,216</u>	<u>331,436</u>	<u>364,167</u>	<u>383,100</u>
<u>113</u>	<u>300,518</u>	<u>331,738</u>	<u>364,670</u>	<u>383,705</u>
<u>114</u>	<u>300,720</u>	<u>332,141</u>	<u>365,174</u>	
<u>115</u>	<u>301,022</u>	<u>332,443</u>	<u>365,678</u>	
<u>116</u>	<u>301,223</u>	<u>332,745</u>	<u>366,080</u>	

<u>99</u>	<u>295,080</u>	<u>325,394</u>	<u>360,340</u>	<u>378,568</u>
<u>100</u>	<u>295,583</u>	<u>325,998</u>	<u>360,743</u>	<u>378,971</u>
<u>101</u>	<u>296,087</u>	<u>326,401</u>	<u>361,045</u>	<u>379,575</u>
<u>102</u>	<u>296,590</u>	<u>327,005</u>	<u>361,548</u>	<u>380,079</u>
<u>103</u>	<u>297,094</u>	<u>327,609</u>	<u>361,951</u>	<u>380,583</u>
<u>104</u>	<u>297,497</u>	<u>328,113</u>	<u>362,253</u>	<u>381,086</u>
<u>105</u>	<u>297,900</u>	<u>328,516</u>	<u>362,656</u>	<u>381,690</u>
<u>106</u>	<u>298,403</u>	<u>329,019</u>	<u>363,160</u>	<u>382,093</u>
<u>107</u>	<u>298,907</u>	<u>329,523</u>	<u>363,663</u>	<u>382,597</u>
<u>108</u>	<u>299,209</u>	<u>330,026</u>	<u>364,167</u>	<u>383,100</u>
<u>109</u>	<u>299,410</u>	<u>330,429</u>	<u>364,670</u>	<u>383,705</u>
<u>110</u>	<u>299,712</u>	<u>330,832</u>	<u>365,174</u>	
<u>111</u>	<u>299,914</u>	<u>331,134</u>	<u>365,678</u>	
<u>112</u>	<u>300,216</u>	<u>331,436</u>	<u>366,080</u>	
<u>113</u>	<u>300,518</u>	<u>331,738</u>	<u>366,483</u>	
<u>114</u>	<u>300,720</u>	<u>332,141</u>	<u>366,886</u>	
<u>115</u>	<u>301,022</u>	<u>332,443</u>	<u>367,390</u>	
<u>116</u>	<u>301,223</u>	<u>332,745</u>	<u>367,893</u>	

<u>117</u>	<u>301,525</u>	<u>332,947</u>	<u>366,483</u>
<u>118</u>	<u>301,827</u>	<u>333,249</u>	<u>366,886</u>
<u>119</u>	<u>302,130</u>	<u>333,551</u>	<u>367,390</u>
<u>120</u>	<u>302,432</u>	<u>333,752</u>	<u>367,893</u>
<u>121</u>	<u>302,734</u>	<u>333,954</u>	<u>368,296</u>
<u>122</u>	<u>303,137</u>	<u>334,256</u>	<u>368,800</u>
<u>123</u>	<u>303,439</u>	<u>334,558</u>	<u>369,303</u>
<u>124</u>	<u>303,741</u>	<u>334,860</u>	<u>369,807</u>
<u>125</u>	<u>303,942</u>	<u>335,062</u>	<u>370,109</u>
<u>126</u>	<u>304,144</u>	<u>335,364</u>	
<u>127</u>	<u>304,446</u>	<u>335,767</u>	
<u>128</u>	<u>304,849</u>	<u>335,968</u>	
<u>129</u>	<u>305,050</u>	<u>336,169</u>	
<u>130</u>	<u>305,352</u>	<u>336,371</u>	
<u>131</u>	<u>305,755</u>	<u>336,774</u>	
<u>132</u>	<u>306,158</u>	<u>336,975</u>	
<u>133</u>	<u>306,359</u>	<u>337,277</u>	
<u>134</u>	<u>306,661</u>	<u>337,680</u>	

<u>117</u>	<u>301,525</u>	<u>332,947</u>	<u>368,296</u>
<u>118</u>	<u>301,827</u>	<u>333,249</u>	<u>368,800</u>
<u>119</u>	<u>302,130</u>	<u>333,551</u>	<u>369,303</u>
<u>120</u>	<u>302,432</u>	<u>333,752</u>	<u>369,807</u>
<u>121</u>	<u>302,734</u>	<u>333,954</u>	<u>370,109</u>
<u>122</u>	<u>303,137</u>	<u>334,256</u>	
<u>123</u>	<u>303,439</u>	<u>334,558</u>	
<u>124</u>	<u>303,741</u>	<u>334,860</u>	
<u>125</u>	<u>303,942</u>	<u>335,062</u>	
<u>126</u>	<u>304,144</u>	<u>335,364</u>	
<u>127</u>	<u>304,446</u>	<u>335,767</u>	
<u>128</u>	<u>304,849</u>	<u>335,968</u>	
<u>129</u>	<u>305,050</u>	<u>336,169</u>	
<u>130</u>	<u>305,352</u>	<u>336,371</u>	
<u>131</u>	<u>305,755</u>	<u>336,774</u>	
<u>132</u>	<u>306,158</u>	<u>336,975</u>	
<u>133</u>	<u>306,359</u>	<u>337,277</u>	
<u>134</u>	<u>306,661</u>	<u>337,680</u>	

<u>135</u>	<u>306,964</u>	<u>338,083</u>
<u>136</u>	<u>307,266</u>	<u>338,486</u>
<u>137</u>	<u>307,467</u>	<u>338,788</u>
<u>138</u>	<u>307,769</u>	<u>339,191</u>
<u>139</u>	<u>308,071</u>	<u>339,594</u>
<u>140</u>	<u>308,374</u>	<u>339,996</u>
<u>141</u>	<u>308,575</u>	<u>340,299</u>
<u>142</u>	<u>308,978</u>	<u>340,701</u>
<u>143</u>	<u>309,381</u>	<u>341,004</u>
<u>144</u>	<u>309,683</u>	<u>341,406</u>
<u>145</u>	<u>309,884</u>	<u>341,709</u>
<u>146</u>	<u>310,086</u>	<u>342,111</u>
<u>147</u>	<u>310,388</u>	<u>342,514</u>
<u>148</u>	<u>310,791</u>	<u>342,917</u>
<u>149</u>	<u>310,992</u>	<u>343,219</u>
<u>150</u>	<u>311,193</u>	<u>343,622</u>
<u>151</u>	<u>311,496</u>	<u>344,025</u>
<u>152</u>	<u>311,798</u>	<u>344,428</u>

<u>135</u>	<u>306,964</u>	<u>338,083</u>
<u>136</u>	<u>307,266</u>	<u>338,486</u>
<u>137</u>	<u>307,467</u>	<u>338,788</u>
<u>138</u>	<u>307,769</u>	<u>339,191</u>
<u>139</u>	<u>308,071</u>	<u>339,594</u>
<u>140</u>	<u>308,374</u>	<u>339,996</u>
<u>141</u>	<u>308,575</u>	<u>340,299</u>
<u>142</u>	<u>308,978</u>	<u>340,701</u>
<u>143</u>	<u>309,381</u>	<u>341,004</u>
<u>144</u>	<u>309,683</u>	<u>341,406</u>
<u>145</u>	<u>309,884</u>	<u>341,709</u>
<u>146</u>	<u>310,086</u>	<u>342,111</u>
<u>147</u>	<u>310,388</u>	<u>342,514</u>
<u>148</u>	<u>310,791</u>	<u>342,917</u>
<u>149</u>	<u>310,992</u>	<u>343,219</u>
<u>150</u>	<u>311,193</u>	<u>343,622</u>
<u>151</u>	<u>311,496</u>	<u>344,025</u>
<u>152</u>	<u>311,798</u>	<u>344,428</u>

<u>153</u>	<u>312, 201</u>	<u>344, 730</u>				<u>153</u>	<u>312, 201</u>	<u>344, 730</u>			
<u>154</u>	<u>312, 402</u>					<u>154</u>	<u>312, 402</u>				
<u>155</u>	<u>312, 603</u>					<u>155</u>	<u>312, 603</u>				
<u>156</u>	<u>312, 905</u>					<u>156</u>	<u>312, 905</u>				
<u>157</u>	<u>313, 208</u>					<u>157</u>	<u>313, 208</u>				
<u>158</u>	<u>313, 510</u>					<u>158</u>	<u>313, 510</u>				
<u>159</u>	<u>313, 812</u>					<u>159</u>	<u>313, 812</u>				
<u>160</u>	<u>314, 114</u>					<u>160</u>	<u>314, 114</u>				
<u>161</u>	<u>314, 517</u>					<u>161</u>	<u>314, 517</u>				
<u>162</u>	<u>314, 819</u>					<u>162</u>	<u>314, 819</u>				
<u>163</u>	<u>315, 121</u>					<u>163</u>	<u>315, 121</u>				
<u>164</u>	<u>315, 423</u>					<u>164</u>	<u>315, 423</u>				
<u>165</u>	<u>315, 826</u>					<u>165</u>	<u>315, 826</u>				
<u>166</u>	<u>316, 128</u>					<u>166</u>	<u>316, 128</u>				
<u>167</u>	<u>316, 430</u>					<u>167</u>	<u>316, 430</u>				
<u>168</u>	<u>316, 732</u>					<u>168</u>	<u>316, 732</u>				
<u>169</u>	<u>317, 135</u>					<u>169</u>	<u>317, 135</u>				

定年前 再任用		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
短時間 勤務職 員		円 241,401	円 262,047	円 269,399	円 279,873	円 296,389	円 334,256

備考 この表は、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

福祉職給料表

職員の区 分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	201,017	247,948	286,721	304,547	337,378
	2	202,729	250,062	287,527	305,856	339,291
	3	204,441	252,077	288,332	307,165	341,104
	4	206,153	254,091	289,138	308,374	342,917
	5	207,764	256,105	289,843	309,582	344,629
	6	209,376	257,716	290,850	311,193	346,341

定年前 再任用		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
短時間 勤務職 員		円 241,401	円 262,047	円 269,399	円 279,873	円 296,389	円 334,256

備考 この表は、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

福祉職給料表

職員の区 分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	201,017	256,105	289,843	316,027	357,721
	2	202,729	257,716	290,850	317,740	359,433
	3	204,441	259,328	291,756	319,250	361,045
	4	206,153	260,637	292,663	320,761	362,656
	5	207,764	262,148	293,569	321,969	364,268
	6	209,376	263,356	294,476	323,379	366,080

<u>7</u>	<u>210,987</u>	<u>259,328</u>	<u>291,756</u>	<u>312,805</u>	<u>347,953</u>
<u>8</u>	<u>212,598</u>	<u>260,637</u>	<u>292,663</u>	<u>314,416</u>	<u>349,665</u>
<u>9</u>	<u>214,210</u>	<u>262,148</u>	<u>293,569</u>	<u>316,027</u>	<u>351,276</u>
<u>10</u>	<u>216,022</u>	<u>263,356</u>	<u>294,476</u>	<u>317,740</u>	<u>352,988</u>
<u>11</u>	<u>217,835</u>	<u>264,464</u>	<u>295,382</u>	<u>319,250</u>	<u>354,599</u>
<u>12</u>	<u>218,943</u>	<u>265,572</u>	<u>296,288</u>	<u>320,761</u>	<u>356,211</u>
<u>13</u>	<u>220,051</u>	<u>266,680</u>	<u>297,094</u>	<u>321,969</u>	<u>357,721</u>
<u>14</u>	<u>221,259</u>	<u>267,787</u>	<u>298,101</u>	<u>323,379</u>	<u>359,433</u>
<u>15</u>	<u>222,468</u>	<u>268,895</u>	<u>299,310</u>	<u>324,789</u>	<u>361,045</u>
<u>16</u>	<u>223,576</u>	<u>270,003</u>	<u>300,417</u>	<u>326,199</u>	<u>362,656</u>
<u>17</u>	<u>224,684</u>	<u>271,111</u>	<u>301,626</u>	<u>327,609</u>	<u>364,268</u>
<u>18</u>	<u>225,691</u>	<u>272,017</u>	<u>302,734</u>	<u>329,120</u>	<u>366,080</u>
<u>19</u>	<u>226,698</u>	<u>272,924</u>	<u>303,842</u>	<u>330,530</u>	<u>367,591</u>
<u>20</u>	<u>227,705</u>	<u>273,729</u>	<u>304,949</u>	<u>331,940</u>	<u>369,202</u>
<u>21</u>	<u>228,712</u>	<u>274,334</u>	<u>306,057</u>	<u>333,350</u>	<u>370,612</u>
<u>22</u>	<u>230,122</u>	<u>275,039</u>	<u>307,165</u>	<u>334,961</u>	<u>372,224</u>
<u>23</u>	<u>231,431</u>	<u>275,844</u>	<u>308,273</u>	<u>336,572</u>	<u>373,835</u>
<u>24</u>	<u>232,740</u>	<u>276,549</u>	<u>309,280</u>	<u>338,083</u>	<u>375,346</u>

<u>7</u>	<u>210,987</u>	<u>264,464</u>	<u>295,382</u>	<u>324,789</u>	<u>367,591</u>
<u>8</u>	<u>212,598</u>	<u>265,572</u>	<u>296,288</u>	<u>326,199</u>	<u>369,202</u>
<u>9</u>	<u>214,210</u>	<u>266,680</u>	<u>297,094</u>	<u>327,609</u>	<u>370,612</u>
<u>10</u>	<u>216,022</u>	<u>267,787</u>	<u>298,101</u>	<u>329,120</u>	<u>372,224</u>
<u>11</u>	<u>217,835</u>	<u>268,895</u>	<u>299,310</u>	<u>330,530</u>	<u>373,835</u>
<u>12</u>	<u>218,943</u>	<u>270,003</u>	<u>300,417</u>	<u>331,940</u>	<u>375,346</u>
<u>13</u>	<u>220,051</u>	<u>271,111</u>	<u>301,626</u>	<u>333,350</u>	<u>377,259</u>
<u>14</u>	<u>221,259</u>	<u>272,017</u>	<u>302,734</u>	<u>334,961</u>	<u>379,173</u>
<u>15</u>	<u>222,468</u>	<u>272,924</u>	<u>303,842</u>	<u>336,572</u>	<u>381,086</u>
<u>16</u>	<u>223,576</u>	<u>273,729</u>	<u>304,949</u>	<u>338,083</u>	<u>382,899</u>
<u>17</u>	<u>224,684</u>	<u>274,334</u>	<u>306,057</u>	<u>339,594</u>	<u>384,410</u>
<u>18</u>	<u>225,691</u>	<u>275,039</u>	<u>307,165</u>	<u>341,205</u>	<u>386,222</u>
<u>19</u>	<u>226,698</u>	<u>275,844</u>	<u>308,273</u>	<u>342,816</u>	<u>387,934</u>
<u>20</u>	<u>227,705</u>	<u>276,549</u>	<u>309,280</u>	<u>344,327</u>	<u>389,546</u>
<u>21</u>	<u>228,712</u>	<u>277,556</u>	<u>310,287</u>	<u>345,838</u>	<u>391,258</u>
<u>22</u>	<u>230,122</u>	<u>278,463</u>	<u>311,294</u>	<u>347,348</u>	<u>392,668</u>
<u>23</u>	<u>231,431</u>	<u>279,369</u>	<u>312,301</u>	<u>348,859</u>	<u>394,078</u>
<u>24</u>	<u>232,740</u>	<u>280,275</u>	<u>313,308</u>	<u>350,370</u>	<u>395,488</u>

<u>25</u>	<u>234,050</u>	<u>277,556</u>	<u>310,287</u>	<u>339,594</u>	<u>377,259</u>
<u>26</u>	<u>235,359</u>	<u>278,463</u>	<u>311,294</u>	<u>341,205</u>	<u>379,173</u>
<u>27</u>	<u>236,668</u>	<u>279,369</u>	<u>312,301</u>	<u>342,816</u>	<u>381,086</u>
<u>28</u>	<u>237,877</u>	<u>280,275</u>	<u>313,308</u>	<u>344,327</u>	<u>382,899</u>
<u>29</u>	<u>239,085</u>	<u>281,283</u>	<u>314,315</u>	<u>345,838</u>	<u>384,410</u>
<u>30</u>	<u>240,092</u>	<u>282,189</u>	<u>315,323</u>	<u>347,348</u>	<u>386,222</u>
<u>31</u>	<u>241,099</u>	<u>283,095</u>	<u>316,330</u>	<u>348,859</u>	<u>387,934</u>
<u>32</u>	<u>242,106</u>	<u>284,002</u>	<u>317,337</u>	<u>350,370</u>	<u>389,546</u>
<u>33</u>	<u>243,113</u>	<u>284,908</u>	<u>318,344</u>	<u>351,880</u>	<u>391,258</u>
<u>34</u>	<u>244,121</u>	<u>285,714</u>	<u>319,452</u>	<u>353,492</u>	<u>392,668</u>
<u>35</u>	<u>245,027</u>	<u>286,620</u>	<u>320,559</u>	<u>355,103</u>	<u>394,078</u>
<u>36</u>	<u>245,933</u>	<u>287,527</u>	<u>321,667</u>	<u>356,614</u>	<u>395,488</u>
<u>37</u>	<u>246,840</u>	<u>288,534</u>	<u>322,775</u>	<u>357,822</u>	<u>396,898</u>
<u>38</u>	<u>247,746</u>	<u>289,541</u>	<u>323,883</u>	<u>359,333</u>	<u>398,106</u>
<u>39</u>	<u>248,652</u>	<u>290,548</u>	<u>324,991</u>	<u>360,843</u>	<u>399,315</u>
<u>40</u>	<u>249,458</u>	<u>291,454</u>	<u>326,098</u>	<u>362,354</u>	<u>400,322</u>
<u>41</u>	<u>250,264</u>	<u>292,361</u>	<u>327,106</u>	<u>363,764</u>	<u>401,430</u>
<u>42</u>	<u>250,868</u>	<u>293,368</u>	<u>328,213</u>	<u>365,275</u>	<u>402,638</u>

<u>25</u>	<u>234,050</u>	<u>281,283</u>	<u>314,315</u>	<u>351,880</u>	<u>396,898</u>
<u>26</u>	<u>235,359</u>	<u>282,189</u>	<u>315,323</u>	<u>353,492</u>	<u>398,106</u>
<u>27</u>	<u>236,668</u>	<u>283,095</u>	<u>316,330</u>	<u>355,103</u>	<u>399,315</u>
<u>28</u>	<u>237,877</u>	<u>284,002</u>	<u>317,337</u>	<u>356,614</u>	<u>400,322</u>
<u>29</u>	<u>239,085</u>	<u>284,908</u>	<u>318,344</u>	<u>357,822</u>	<u>401,430</u>
<u>30</u>	<u>240,092</u>	<u>285,714</u>	<u>319,452</u>	<u>359,333</u>	<u>402,638</u>
<u>31</u>	<u>241,099</u>	<u>286,620</u>	<u>320,559</u>	<u>360,843</u>	<u>403,746</u>
<u>32</u>	<u>242,106</u>	<u>287,527</u>	<u>321,667</u>	<u>362,354</u>	<u>404,854</u>
<u>33</u>	<u>243,113</u>	<u>288,534</u>	<u>322,775</u>	<u>363,764</u>	<u>405,559</u>
<u>34</u>	<u>244,121</u>	<u>289,541</u>	<u>323,883</u>	<u>365,275</u>	<u>406,264</u>
<u>35</u>	<u>245,027</u>	<u>290,548</u>	<u>324,991</u>	<u>366,785</u>	<u>406,969</u>
<u>36</u>	<u>245,933</u>	<u>291,454</u>	<u>326,098</u>	<u>368,296</u>	<u>407,674</u>
<u>37</u>	<u>246,840</u>	<u>292,361</u>	<u>327,106</u>	<u>369,706</u>	<u>408,278</u>
<u>38</u>	<u>247,746</u>	<u>293,368</u>	<u>328,213</u>	<u>371,116</u>	<u>408,882</u>
<u>39</u>	<u>248,652</u>	<u>294,375</u>	<u>329,321</u>	<u>372,526</u>	<u>409,386</u>
<u>40</u>	<u>249,458</u>	<u>295,281</u>	<u>330,328</u>	<u>373,936</u>	<u>409,788</u>
<u>41</u>	<u>250,264</u>	<u>296,188</u>	<u>331,335</u>	<u>374,943</u>	<u>410,191</u>
<u>42</u>	<u>250,868</u>	<u>297,195</u>	<u>332,242</u>	<u>376,051</u>	<u>410,393</u>

<u>43</u>	<u>251,472</u>	<u>294,375</u>	<u>329,321</u>	<u>366,785</u>	<u>403,746</u>
<u>44</u>	<u>252,077</u>	<u>295,281</u>	<u>330,328</u>	<u>368,296</u>	<u>404,854</u>
<u>45</u>	<u>252,580</u>	<u>296,188</u>	<u>331,335</u>	<u>369,706</u>	<u>405,559</u>
<u>46</u>	<u>253,084</u>	<u>297,195</u>	<u>332,242</u>	<u>371,116</u>	<u>406,264</u>
<u>47</u>	<u>253,587</u>	<u>298,202</u>	<u>333,148</u>	<u>372,526</u>	<u>406,969</u>
<u>48</u>	<u>254,091</u>	<u>299,108</u>	<u>334,055</u>	<u>373,936</u>	<u>407,674</u>
<u>49</u>	<u>254,594</u>	<u>300,015</u>	<u>334,961</u>	<u>374,943</u>	<u>408,278</u>
<u>50</u>	<u>255,199</u>	<u>300,921</u>	<u>335,666</u>	<u>376,051</u>	<u>408,882</u>
<u>51</u>	<u>255,702</u>	<u>301,827</u>	<u>336,270</u>	<u>376,957</u>	<u>409,386</u>
<u>52</u>	<u>256,206</u>	<u>302,734</u>	<u>336,874</u>	<u>378,065</u>	<u>409,788</u>
<u>53</u>	<u>256,609</u>	<u>303,539</u>	<u>337,479</u>	<u>378,770</u>	<u>410,191</u>
<u>54</u>	<u>257,112</u>	<u>304,446</u>	<u>338,184</u>	<u>379,374</u>	<u>410,393</u>
<u>55</u>	<u>257,616</u>	<u>305,352</u>	<u>338,788</u>	<u>380,079</u>	<u>410,695</u>
<u>56</u>	<u>258,119</u>	<u>306,158</u>	<u>339,392</u>	<u>380,885</u>	<u>410,997</u>
<u>57</u>	<u>258,623</u>	<u>307,064</u>	<u>339,996</u>	<u>381,690</u>	<u>411,299</u>
<u>58</u>	<u>259,026</u>	<u>308,071</u>	<u>340,500</u>	<u>382,395</u>	<u>411,601</u>
<u>59</u>	<u>259,428</u>	<u>309,078</u>	<u>341,004</u>	<u>383,201</u>	<u>411,903</u>
<u>60</u>	<u>259,831</u>	<u>309,985</u>	<u>341,507</u>	<u>383,906</u>	<u>412,206</u>

<u>43</u>	<u>251,472</u>	<u>298,202</u>	<u>333,148</u>	<u>376,957</u>	<u>410,695</u>
<u>44</u>	<u>252,077</u>	<u>299,108</u>	<u>334,055</u>	<u>378,065</u>	<u>410,997</u>
<u>45</u>	<u>252,580</u>	<u>300,015</u>	<u>334,961</u>	<u>378,770</u>	<u>411,299</u>
<u>46</u>	<u>253,084</u>	<u>300,921</u>	<u>335,666</u>	<u>379,374</u>	<u>411,601</u>
<u>47</u>	<u>253,587</u>	<u>301,827</u>	<u>336,270</u>	<u>380,079</u>	<u>411,903</u>
<u>48</u>	<u>254,091</u>	<u>302,734</u>	<u>336,874</u>	<u>380,885</u>	<u>412,206</u>
<u>49</u>	<u>254,594</u>	<u>303,539</u>	<u>337,479</u>	<u>381,690</u>	<u>412,407</u>
<u>50</u>	<u>255,199</u>	<u>304,446</u>	<u>338,184</u>	<u>382,395</u>	<u>412,709</u>
<u>51</u>	<u>255,702</u>	<u>305,352</u>	<u>338,788</u>	<u>383,201</u>	<u>413,011</u>
<u>52</u>	<u>256,206</u>	<u>306,158</u>	<u>339,392</u>	<u>383,906</u>	<u>413,313</u>
<u>53</u>	<u>256,609</u>	<u>307,064</u>	<u>339,996</u>	<u>384,712</u>	<u>413,515</u>
<u>54</u>	<u>257,112</u>	<u>308,071</u>	<u>340,500</u>	<u>385,417</u>	<u>413,817</u>
<u>55</u>	<u>257,616</u>	<u>309,078</u>	<u>341,004</u>	<u>386,122</u>	<u>414,119</u>
<u>56</u>	<u>258,119</u>	<u>309,985</u>	<u>341,507</u>	<u>386,726</u>	<u>414,421</u>
<u>57</u>	<u>258,623</u>	<u>310,891</u>	<u>341,910</u>	<u>387,028</u>	<u>414,623</u>
<u>58</u>	<u>259,026</u>	<u>311,898</u>	<u>342,111</u>	<u>387,632</u>	<u>414,925</u>
<u>59</u>	<u>259,428</u>	<u>312,805</u>	<u>342,615</u>	<u>388,237</u>	<u>415,227</u>
<u>60</u>	<u>259,831</u>	<u>313,711</u>	<u>343,118</u>	<u>388,942</u>	<u>415,428</u>

<u>61</u>	<u>260,234</u>	<u>310,891</u>	<u>341,910</u>	<u>384,712</u>	<u>412,407</u>
<u>62</u>	<u>260,637</u>	<u>311,898</u>	<u>342,111</u>	<u>385,417</u>	<u>412,709</u>
<u>63</u>	<u>261,040</u>	<u>312,805</u>	<u>342,615</u>	<u>386,122</u>	<u>413,011</u>
<u>64</u>	<u>261,443</u>	<u>313,711</u>	<u>343,118</u>	<u>386,726</u>	<u>413,313</u>
<u>65</u>	<u>261,846</u>	<u>314,618</u>	<u>343,421</u>	<u>387,028</u>	<u>413,515</u>
<u>66</u>	<u>262,248</u>	<u>315,524</u>	<u>343,823</u>	<u>387,632</u>	<u>413,817</u>
<u>67</u>	<u>262,651</u>	<u>316,430</u>	<u>344,327</u>	<u>388,237</u>	<u>414,119</u>
<u>68</u>	<u>263,054</u>	<u>317,236</u>	<u>344,730</u>	<u>388,942</u>	<u>414,421</u>
<u>69</u>	<u>263,457</u>	<u>317,941</u>	<u>345,133</u>	<u>389,344</u>	<u>414,623</u>
<u>70</u>	<u>263,860</u>	<u>318,847</u>	<u>345,636</u>	<u>390,049</u>	<u>414,925</u>
<u>71</u>	<u>264,263</u>	<u>319,653</u>	<u>346,039</u>	<u>390,654</u>	<u>415,227</u>
<u>72</u>	<u>264,665</u>	<u>320,459</u>	<u>346,543</u>	<u>391,258</u>	<u>415,428</u>
<u>73</u>	<u>265,068</u>	<u>321,264</u>	<u>346,744</u>	<u>391,661</u>	<u>415,630</u>
<u>74</u>	<u>265,471</u>	<u>321,768</u>	<u>347,248</u>	<u>392,164</u>	<u>415,932</u>
<u>75</u>	<u>265,874</u>	<u>322,272</u>	<u>347,751</u>	<u>392,769</u>	<u>416,234</u>
<u>76</u>	<u>266,277</u>	<u>322,775</u>	<u>348,154</u>	<u>393,272</u>	<u>416,435</u>
<u>77</u>	<u>266,680</u>	<u>323,279</u>	<u>348,456</u>	<u>393,675</u>	<u>416,637</u>
<u>78</u>	<u>267,082</u>	<u>323,883</u>	<u>348,859</u>	<u>394,178</u>	

<u>61</u>	<u>260,234</u>	<u>314,618</u>	<u>343,421</u>	<u>389,344</u>	<u>415,630</u>
<u>62</u>	<u>260,637</u>	<u>315,524</u>	<u>343,823</u>	<u>390,049</u>	<u>415,932</u>
<u>63</u>	<u>261,040</u>	<u>316,430</u>	<u>344,327</u>	<u>390,654</u>	<u>416,234</u>
<u>64</u>	<u>261,443</u>	<u>317,236</u>	<u>344,730</u>	<u>391,258</u>	<u>416,435</u>
<u>65</u>	<u>261,846</u>	<u>317,941</u>	<u>345,133</u>	<u>391,661</u>	<u>416,637</u>
<u>66</u>	<u>262,248</u>	<u>318,847</u>	<u>345,636</u>	<u>392,164</u>	
<u>67</u>	<u>262,651</u>	<u>319,653</u>	<u>346,039</u>	<u>392,769</u>	
<u>68</u>	<u>263,054</u>	<u>320,459</u>	<u>346,543</u>	<u>393,272</u>	
<u>69</u>	<u>263,457</u>	<u>321,264</u>	<u>346,744</u>	<u>393,675</u>	
<u>70</u>	<u>263,860</u>	<u>321,768</u>	<u>347,248</u>	<u>394,178</u>	
<u>71</u>	<u>264,263</u>	<u>322,272</u>	<u>347,751</u>	<u>394,682</u>	
<u>72</u>	<u>264,665</u>	<u>322,775</u>	<u>348,154</u>	<u>395,186</u>	
<u>73</u>	<u>265,068</u>	<u>323,279</u>	<u>348,456</u>	<u>395,689</u>	
<u>74</u>	<u>265,471</u>	<u>323,883</u>	<u>348,859</u>	<u>396,092</u>	
<u>75</u>	<u>265,874</u>	<u>324,386</u>	<u>349,362</u>	<u>396,495</u>	
<u>76</u>	<u>266,277</u>	<u>324,890</u>	<u>349,765</u>	<u>396,898</u>	
<u>77</u>	<u>266,680</u>	<u>325,192</u>	<u>349,967</u>	<u>397,099</u>	
<u>78</u>	<u>267,082</u>	<u>325,494</u>	<u>350,269</u>	<u>397,300</u>	

<u>79</u>	<u>267,485</u>	<u>324,386</u>	<u>349,362</u>	<u>394,682</u>
<u>80</u>	<u>267,787</u>	<u>324,890</u>	<u>349,765</u>	<u>395,186</u>
<u>81</u>	<u>268,090</u>	<u>325,192</u>	<u>349,967</u>	<u>395,689</u>
<u>82</u>	<u>268,492</u>	<u>325,494</u>	<u>350,269</u>	<u>396,092</u>
<u>83</u>	<u>268,895</u>	<u>325,998</u>	<u>350,672</u>	<u>396,495</u>
<u>84</u>	<u>269,197</u>	<u>326,300</u>	<u>351,075</u>	<u>396,898</u>
<u>85</u>	<u>269,499</u>	<u>326,602</u>	<u>351,377</u>	<u>397,099</u>
<u>86</u>	<u>269,902</u>	<u>326,904</u>	<u>351,679</u>	<u>397,300</u>
<u>87</u>	<u>270,305</u>	<u>327,206</u>	<u>352,082</u>	<u>397,603</u>
<u>88</u>	<u>270,607</u>	<u>327,508</u>	<u>352,485</u>	<u>397,905</u>
<u>89</u>	<u>270,909</u>	<u>327,911</u>	<u>352,787</u>	<u>398,106</u>
<u>90</u>	<u>271,312</u>	<u>328,314</u>	<u>353,189</u>	<u>398,408</u>
<u>91</u>	<u>271,715</u>	<u>328,616</u>	<u>353,592</u>	<u>398,710</u>
<u>92</u>	<u>272,017</u>	<u>328,818</u>	<u>353,794</u>	<u>398,912</u>
<u>93</u>	<u>272,319</u>	<u>329,321</u>	<u>354,096</u>	<u>399,113</u>
<u>94</u>	<u>272,722</u>	<u>329,724</u>		
<u>95</u>	<u>273,125</u>	<u>329,925</u>		
<u>96</u>	<u>273,427</u>	<u>330,328</u>		

<u>79</u>	<u>267,485</u>	<u>325,998</u>	<u>350,672</u>	<u>397,603</u>
<u>80</u>	<u>267,787</u>	<u>326,300</u>	<u>351,075</u>	<u>397,905</u>
<u>81</u>	<u>268,090</u>	<u>326,602</u>	<u>351,377</u>	<u>398,106</u>
<u>82</u>	<u>268,492</u>	<u>326,904</u>	<u>351,679</u>	<u>398,408</u>
<u>83</u>	<u>268,895</u>	<u>327,206</u>	<u>352,082</u>	<u>398,710</u>
<u>84</u>	<u>269,197</u>	<u>327,508</u>	<u>352,485</u>	<u>398,912</u>
<u>85</u>	<u>269,499</u>	<u>327,911</u>	<u>352,787</u>	<u>399,113</u>
<u>86</u>	<u>269,902</u>	<u>328,314</u>	<u>353,189</u>	
<u>87</u>	<u>270,305</u>	<u>328,616</u>	<u>353,592</u>	
<u>88</u>	<u>270,607</u>	<u>328,818</u>	<u>353,794</u>	
<u>89</u>	<u>270,909</u>	<u>329,321</u>	<u>354,096</u>	
<u>90</u>	<u>271,312</u>	<u>329,724</u>		
<u>91</u>	<u>271,715</u>	<u>329,925</u>		
<u>92</u>	<u>272,017</u>	<u>330,328</u>		
<u>93</u>	<u>272,319</u>	<u>330,731</u>		
<u>94</u>	<u>272,722</u>	<u>331,134</u>		
<u>95</u>	<u>273,125</u>	<u>331,537</u>		
<u>96</u>	<u>273,427</u>	<u>331,839</u>		

<u>97</u>	<u>273,729</u>	<u>330,731</u>
<u>98</u>	<u>274,132</u>	<u>331,134</u>
<u>99</u>	<u>274,535</u>	<u>331,537</u>
<u>100</u>	<u>274,837</u>	<u>331,839</u>
<u>101</u>	<u>275,139</u>	<u>332,040</u>
<u>102</u>	<u>275,542</u>	<u>332,343</u>
<u>103</u>	<u>275,945</u>	<u>332,645</u>
<u>104</u>	<u>276,247</u>	<u>332,947</u>
<u>105</u>	<u>276,448</u>	<u>333,350</u>
<u>106</u>	<u>276,650</u>	<u>333,551</u>
<u>107</u>	<u>276,952</u>	<u>333,853</u>
<u>108</u>	<u>277,254</u>	<u>334,256</u>
<u>109</u>	<u>277,556</u>	<u>334,659</u>
<u>110</u>	<u>277,858</u>	<u>334,961</u>
<u>111</u>	<u>278,161</u>	<u>335,263</u>
<u>112</u>	<u>278,362</u>	<u>335,565</u>
<u>113</u>	<u>278,664</u>	<u>335,867</u>
<u>114</u>	<u>278,966</u>	<u>336,270</u>

<u>97</u>	<u>273,729</u>	<u>332,040</u>
<u>98</u>	<u>274,132</u>	<u>332,343</u>
<u>99</u>	<u>274,535</u>	<u>332,645</u>
<u>100</u>	<u>274,837</u>	<u>332,947</u>
<u>101</u>	<u>275,139</u>	<u>333,350</u>
<u>102</u>	<u>275,542</u>	<u>333,551</u>
<u>103</u>	<u>275,945</u>	<u>333,853</u>
<u>104</u>	<u>276,247</u>	<u>334,256</u>
<u>105</u>	<u>276,448</u>	<u>334,659</u>
<u>106</u>	<u>276,650</u>	<u>334,961</u>
<u>107</u>	<u>276,952</u>	<u>335,263</u>
<u>108</u>	<u>277,254</u>	<u>335,565</u>
<u>109</u>	<u>277,556</u>	<u>335,867</u>
<u>110</u>	<u>277,858</u>	<u>336,270</u>
<u>111</u>	<u>278,161</u>	<u>336,572</u>
<u>112</u>	<u>278,362</u>	<u>336,774</u>
<u>113</u>	<u>278,664</u>	<u>336,975</u>
<u>114</u>	<u>278,966</u>	<u>337,277</u>

<u>115</u>	<u>279,268</u>	<u>336,572</u>
<u>116</u>	<u>279,671</u>	<u>336,774</u>
<u>117</u>	<u>279,973</u>	<u>336,975</u>
<u>118</u>	<u>280,275</u>	<u>337,277</u>
<u>119</u>	<u>280,578</u>	<u>337,579</u>
<u>120</u>	<u>280,980</u>	<u>337,882</u>
<u>121</u>	<u>281,182</u>	<u>338,083</u>
<u>122</u>	<u>281,383</u>	
<u>123</u>	<u>281,786</u>	
<u>124</u>	<u>282,088</u>	
<u>125</u>	<u>282,290</u>	
<u>126</u>	<u>282,592</u>	
<u>127</u>	<u>282,995</u>	
<u>128</u>	<u>283,397</u>	
<u>129</u>	<u>283,599</u>	
<u>130</u>	<u>284,002</u>	
<u>131</u>	<u>284,405</u>	
<u>132</u>	<u>284,707</u>	

<u>115</u>	<u>279,268</u>	<u>337,579</u>
<u>116</u>	<u>279,671</u>	<u>337,882</u>
<u>117</u>	<u>279,973</u>	<u>338,083</u>
<u>118</u>	<u>280,275</u>	
<u>119</u>	<u>280,578</u>	
<u>120</u>	<u>280,980</u>	
<u>121</u>	<u>281,182</u>	
<u>122</u>	<u>281,383</u>	
<u>123</u>	<u>281,786</u>	
<u>124</u>	<u>282,088</u>	
<u>125</u>	<u>282,290</u>	
<u>126</u>	<u>282,592</u>	
<u>127</u>	<u>282,995</u>	
<u>128</u>	<u>283,397</u>	
<u>129</u>	<u>283,599</u>	
<u>130</u>	<u>284,002</u>	
<u>131</u>	<u>284,405</u>	
<u>132</u>	<u>284,707</u>	

<u>133</u>	<u>284,908</u>
<u>134</u>	<u>285,210</u>
<u>135</u>	<u>285,613</u>
<u>136</u>	<u>285,915</u>
<u>137</u>	<u>286,117</u>
<u>138</u>	<u>286,419</u>
<u>139</u>	<u>286,721</u>
<u>140</u>	<u>287,023</u>
<u>141</u>	<u>287,224</u>
<u>142</u>	<u>287,426</u>
<u>143</u>	<u>287,627</u>
<u>144</u>	<u>287,929</u>
<u>145</u>	<u>288,332</u>
<u>146</u>	<u>288,534</u>
<u>147</u>	<u>288,836</u>
<u>148</u>	<u>289,138</u>
<u>149</u>	<u>289,440</u>
<u>150</u>	<u>289,641</u>

<u>133</u>	<u>284,908</u>
<u>134</u>	<u>285,210</u>
<u>135</u>	<u>285,613</u>
<u>136</u>	<u>285,915</u>
<u>137</u>	<u>286,117</u>
<u>138</u>	<u>286,419</u>
<u>139</u>	<u>286,721</u>
<u>140</u>	<u>287,023</u>
<u>141</u>	<u>287,224</u>
<u>142</u>	<u>287,426</u>
<u>143</u>	<u>287,627</u>
<u>144</u>	<u>287,929</u>
<u>145</u>	<u>288,332</u>
<u>146</u>	<u>288,534</u>
<u>147</u>	<u>288,836</u>
<u>148</u>	<u>289,138</u>
<u>149</u>	<u>289,440</u>
<u>150</u>	<u>289,641</u>

	151	289,944				
	152	290,145				
	153	290,447				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額 円 207,261	基準給料 月額 円 247,343	基準給料 月額 円 261,946	基準給料 月額 円 295,684	基準給料 月額 円 322,876

備考 この表は、保育士、介護士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

	151	289,944				
	152	290,145				
	153	290,447				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額 円 207,261	基準給料 月額 円 247,343	基準給料 月額 円 261,946	基準給料 月額 円 295,684	基準給料 月額 円 322,876

備考 この表は、保育士、介護士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p>

事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については3,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,500円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

4・5 [略]

(住居手当)

第7条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) [略]

(2) 第7条の4第1項又は第3項の規定により単身赴任

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

4・5 [略]

(住居手当)

第7条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) [略]

(2) 第7条の4第1項又は第3項の規定により単身赴任

手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

附則

1～4 [略]

（扶養手当に関する経過措置）

5 継続採用職員の扶養親族で、新市設置の日前において第7条第1項の規定に相当する合併等前の条例の規定により扶養親族の届出をし、その者の扶養親族としての認定がなされているものについては、同項の規定により届出がなされ、扶養親族としての認定がなされたものとみなす。

6～8 [略]

（その他の経過措置）

9 第5項から前項までに定めるもののほか、新市設置の日の

手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

附則

1～4 [略]

5 削除

6～8 [略]

（その他の経過措置）

9 前3項に定めるもののほか、新市設置の日の前日までに合

前日までに合併等前の条例の規定によりなされた給与に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなし、期間は通算する。

10～27 [略]

併等前の条例の規定によりなされた給与に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなし、期間は通算する。

10～27 [略]

(横手市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 横手市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年横手市条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 技能労務職員で常勤のものに支給される給与の種類は、給料並びに扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、宿日直手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 技能労務職員で常勤のものに支給される給与の種類は、給料並びに扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、宿日直手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員</p>

(横手市職員の定年等に関する条例(平成17年横手市条例第44号)第13条の規定により採用された職員をいう。)に支給される給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(横手市職員の定年等に関する条例(平成17年横手市条例第44号)第13条の規定により採用された職員をいう。)に支給される給与の種類は、給料、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、宿日直手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当とする。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)
 第4条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年横手市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
1～29 [略] 30 給与条例第4条第2項、第5項及び第7項から第9項まで、第4条の3、 <u>第6条から第7条まで、第7条の3並びに第17条並びに改正後の条例第4条第4項の規定は、</u> 暫定再任用職員には適用しない。	1～29 [略] 30 給与条例第4条第2項、第5項及び第7項から第9項まで、第4条の3、第6条並びに改正後の条例第4条第4項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

31～37 [略]

31～37 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の横手市一般職の職員の給与に関する条例別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附則別表（附則第2項関係）

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1

1 6	1 2	8	8	4	1
1 7	1 3	9	9	5	1
1 8	1 4	1 0	1 0	6	2
1 9	1 5	1 1	1 1	7	3
2 0	1 6	1 2	1 2	8	4
2 1	1 7	1 3	1 3	9	5
2 2	1 8	1 4	1 4	1 0	6
2 3	1 9	1 5	1 5	1 1	7
2 4	2 0	1 6	1 6	1 2	8
2 5	2 1	1 7	1 7	1 3	9
2 6	2 2	1 8	1 8	1 4	1 0
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5	1 1
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6	1 2
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7	1 3
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8	1 4
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9	1 5
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0	1 6
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1	1 7

3 4	3 0	2 6	2 6	2 2	1 8
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3	1 9
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4	2 0
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5	2 1
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6	2 2
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7	2 3
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8	2 4
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9	2 5
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0	2 6
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1	2 7
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2	2 8
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3	2 9
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4	3 0
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5	3 1
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6	3 2
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7	3 3
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8	3 4
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9	3 5

5 2	4 8	4 4	4 4	4 0	3 6
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1	3 7
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2	3 8
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3	3 9
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4	4 0
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6	4 2
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7	4 3
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8	4 4
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0	
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1	
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2	
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3	
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4	
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5	
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6	
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7	

7 0	6 6	6 2	6 2	5 8
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3
8 6	8 2	7 8	7 8	
8 7	8 3	7 9	7 9	

8 8	8 4	8 0	8 0		
8 9	8 5	8 1	8 1		
9 0	8 6	8 2	8 2		
9 1	8 7	8 3	8 3		
9 2	8 8	8 4	8 4		
9 3	8 9	8 5	8 5		
9 4	9 0				
9 5	9 1				
9 6	9 2				
9 7	9 3				
9 8	9 4				
9 9	9 5				
1 0 0	9 6				
1 0 1	9 7				
1 0 2	9 8				
1 0 3	9 9				
1 0 4	1 0 0				
1 0 5	1 0 1				

106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

医療職給料表

ア 医療技術職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1

7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
1 0	6	6	2	1
1 1	7	7	3	1
1 2	8	8	4	1
1 3	9	9	5	1
1 4	1 0	1 0	6	2
1 5	1 1	1 1	7	3
1 6	1 2	1 2	8	4
1 7	1 3	1 3	9	5
1 8	1 4	1 4	1 0	6
1 9	1 5	1 5	1 1	7
2 0	1 6	1 6	1 2	8
2 1	1 7	1 7	1 3	9
2 2	1 8	1 8	1 4	1 0
2 3	1 9	1 9	1 5	1 1
2 4	2 0	2 0	1 6	1 2
2 5	2 1	2 1	1 7	1 3

2 6	2 2	2 2	1 8	1 4
2 7	2 3	2 3	1 9	1 5
2 8	2 4	2 4	2 0	1 6
2 9	2 5	2 5	2 1	1 7
3 0	2 6	2 6	2 2	1 8
3 1	2 7	2 7	2 3	1 9
3 2	2 8	2 8	2 4	2 0
3 3	2 9	2 9	2 5	2 1
3 4	3 0	3 0	2 6	2 2
3 5	3 1	3 1	2 7	2 3
3 6	3 2	3 2	2 8	2 4
3 7	3 3	3 3	2 9	2 5
3 8	3 4	3 4	3 0	2 6
3 9	3 5	3 5	3 1	2 7
4 0	3 6	3 6	3 2	2 8
4 1	3 7	3 7	3 3	2 9
4 2	3 8	3 8	3 4	3 0
4 3	3 9	3 9	3 5	3 1
4 4	4 0	4 0	3 6	3 2

4 5	4 1	4 1	3 7	3 3
4 6	4 2	4 2	3 8	3 4
4 7	4 3	4 3	3 9	3 5
4 8	4 4	4 4	4 0	3 6
4 9	4 5	4 5	4 1	3 7
5 0	4 6	4 6	4 2	3 8
5 1	4 7	4 7	4 3	3 9
5 2	4 8	4 8	4 4	4 0
5 3	4 9	4 9	4 5	4 1
5 4	5 0	5 0	4 6	4 2
5 5	5 1	5 1	4 7	4 3
5 6	5 2	5 2	4 8	4 4
5 7	5 3	5 3	4 9	4 5
5 8	5 4	5 4	5 0	4 6
5 9	5 5	5 5	5 1	4 7
6 0	5 6	5 6	5 2	4 8
6 1	5 7	5 7	5 3	4 9
6 2	5 8	5 8	5 4	5 0
6 3	5 9	5 9	5 5	5 1

6 4	6 0	6 0	5 6	5 2
6 5	6 1	6 1	5 7	5 3
6 6	6 2	6 2	5 8	
6 7	6 3	6 3	5 9	
6 8	6 4	6 4	6 0	
6 9	6 5	6 5	6 1	
7 0	6 6	6 6	6 2	
7 1	6 7	6 7	6 3	
7 2	6 8	6 8	6 4	
7 3	6 9	6 9	6 5	
7 4	7 0	7 0	6 6	
7 5	7 1	7 1	6 7	
7 6	7 2	7 2	6 8	
7 7	7 3	7 3	6 9	
7 8	7 4	7 4	7 0	
7 9	7 5	7 5	7 1	
8 0	7 6	7 6	7 2	
8 1	7 7	7 7	7 3	
8 2	7 8	7 8	7 4	

8 3	7 9	7 9	7 5	
8 4	8 0	8 0	7 6	
8 5	8 1	8 1	7 7	
8 6	8 2	8 2		
8 7	8 3	8 3		
8 8	8 4	8 4		
8 9	8 5	8 5		
9 0	8 6	8 6		
9 1	8 7	8 7		
9 2	8 8	8 8		
9 3	8 9	8 9		
9 4	9 0	9 0		
9 5	9 1	9 1		
9 6	9 2	9 2		
9 7	9 3	9 3		
9 8	9 4	9 4		
9 9	9 5	9 5		
1 0 0	9 6	9 6		
1 0 1	9 7	9 7		

102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

イ 保健看護職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1

5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
1 0	6	6	2	1
1 1	7	7	3	1
1 2	8	8	4	1
1 3	9	9	5	1
1 4	1 0	1 0	6	2
1 5	1 1	1 1	7	3
1 6	1 2	1 2	8	4
1 7	1 3	1 3	9	5
1 8	1 4	1 4	1 0	6
1 9	1 5	1 5	1 1	7
2 0	1 6	1 6	1 2	8
2 1	1 7	1 7	1 3	9
2 2	1 8	1 8	1 4	1 0
2 3	1 9	1 9	1 5	1 1

2 4	2 0	2 0	1 6	1 2
2 5	2 1	2 1	1 7	1 3
2 6	2 2	2 2	1 8	1 4
2 7	2 3	2 3	1 9	1 5
2 8	2 4	2 4	2 0	1 6
2 9	2 5	2 5	2 1	1 7
3 0	2 6	2 6	2 2	1 8
3 1	2 7	2 7	2 3	1 9
3 2	2 8	2 8	2 4	2 0
3 3	2 9	2 9	2 5	2 1
3 4	3 0	3 0	2 6	2 2
3 5	3 1	3 1	2 7	2 3
3 6	3 2	3 2	2 8	2 4
3 7	3 3	3 3	2 9	2 5
3 8	3 4	3 4	3 0	2 6
3 9	3 5	3 5	3 1	2 7
4 0	3 6	3 6	3 2	2 8
4 1	3 7	3 7	3 3	2 9
4 2	3 8	3 8	3 4	3 0

4 3	3 9	3 9	3 5	3 1
4 4	4 0	4 0	3 6	3 2
4 5	4 1	4 1	3 7	3 3
4 6	4 2	4 2	3 8	3 4
4 7	4 3	4 3	3 9	3 5
4 8	4 4	4 4	4 0	3 6
4 9	4 5	4 5	4 1	3 7
5 0	4 6	4 6	4 2	3 8
5 1	4 7	4 7	4 3	3 9
5 2	4 8	4 8	4 4	4 0
5 3	4 9	4 9	4 5	4 1
5 4	5 0	5 0	4 6	4 2
5 5	5 1	5 1	4 7	4 3
5 6	5 2	5 2	4 8	4 4
5 7	5 3	5 3	4 9	4 5
5 8	5 4	5 4	5 0	4 6
5 9	5 5	5 5	5 1	4 7
6 0	5 6	5 6	5 2	4 8
6 1	5 7	5 7	5 3	4 9

6 2	5 8	5 8	5 4	5 0
6 3	5 9	5 9	5 5	5 1
6 4	6 0	6 0	5 6	5 2
6 5	6 1	6 1	5 7	5 3
6 6	6 2	6 2	5 8	5 4
6 7	6 3	6 3	5 9	5 5
6 8	6 4	6 4	6 0	5 6
6 9	6 5	6 5	6 1	5 7
7 0	6 6	6 6	6 2	
7 1	6 7	6 7	6 3	
7 2	6 8	6 8	6 4	
7 3	6 9	6 9	6 5	
7 4	7 0	7 0	6 6	
7 5	7 1	7 1	6 7	
7 6	7 2	7 2	6 8	
7 7	7 3	7 3	6 9	
7 8	7 4	7 4	7 0	
7 9	7 5	7 5	7 1	
8 0	7 6	7 6	7 2	

8 1	7 7	7 7	7 3
8 2	7 8	7 8	7 4
8 3	7 9	7 9	7 5
8 4	8 0	8 0	7 6
8 5	8 1	8 1	7 7
8 6	8 2	8 2	7 8
8 7	8 3	8 3	7 9
8 8	8 4	8 4	8 0
8 9	8 5	8 5	8 1
9 0	8 6	8 6	8 2
9 1	8 7	8 7	8 3
9 2	8 8	8 8	8 4
9 3	8 9	8 9	8 5
9 4	9 0	9 0	
9 5	9 1	9 1	
9 6	9 2	9 2	
9 7	9 3	9 3	
9 8	9 4	9 4	
9 9	9 5	9 5	

1 0 0	9 6	9 6		
1 0 1	9 7	9 7		
1 0 2	9 8	9 8		
1 0 3	9 9	9 9		
1 0 4	1 0 0	1 0 0		
1 0 5	1 0 1	1 0 1		
1 0 6	1 0 2	1 0 2		
1 0 7	1 0 3	1 0 3		
1 0 8	1 0 4	1 0 4		
1 0 9	1 0 5	1 0 5		
1 1 0	1 0 6	1 0 6		
1 1 1	1 0 7	1 0 7		
1 1 2	1 0 8	1 0 8		
1 1 3	1 0 9	1 0 9		
1 1 4	1 1 0			
1 1 5	1 1 1			
1 1 6	1 1 2			
1 1 7	1 1 3			
1 1 8	1 1 4			

1 1 9	1 1 5			
1 2 0	1 1 6			
1 2 1	1 1 7			
1 2 2	1 1 8			
1 2 3	1 1 9			
1 2 4	1 2 0			
1 2 5	1 2 1			

福祉職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1

1 0	6	6	2	1
1 1	7	7	3	1
1 2	8	8	4	1
1 3	9	9	5	1
1 4	1 0	1 0	6	2
1 5	1 1	1 1	7	3
1 6	1 2	1 2	8	4
1 7	1 3	1 3	9	5
1 8	1 4	1 4	1 0	6
1 9	1 5	1 5	1 1	7
2 0	1 6	1 6	1 2	8
2 1	1 7	1 7	1 3	9
2 2	1 8	1 8	1 4	1 0
2 3	1 9	1 9	1 5	1 1
2 4	2 0	2 0	1 6	1 2
2 5	2 1	2 1	1 7	1 3
2 6	2 2	2 2	1 8	1 4
2 7	2 3	2 3	1 9	1 5
2 8	2 4	2 4	2 0	1 6

2 9	2 5	2 5	2 1	1 7
3 0	2 6	2 6	2 2	1 8
3 1	2 7	2 7	2 3	1 9
3 2	2 8	2 8	2 4	2 0
3 3	2 9	2 9	2 5	2 1
3 4	3 0	3 0	2 6	2 2
3 5	3 1	3 1	2 7	2 3
3 6	3 2	3 2	2 8	2 4
3 7	3 3	3 3	2 9	2 5
3 8	3 4	3 4	3 0	2 6
3 9	3 5	3 5	3 1	2 7
4 0	3 6	3 6	3 2	2 8
4 1	3 7	3 7	3 3	2 9
4 2	3 8	3 8	3 4	3 0
4 3	3 9	3 9	3 5	3 1
4 4	4 0	4 0	3 6	3 2
4 5	4 1	4 1	3 7	3 3
4 6	4 2	4 2	3 8	3 4
4 7	4 3	4 3	3 9	3 5

4 8	4 4	4 4	4 0	3 6
4 9	4 5	4 5	4 1	3 7
5 0	4 6	4 6	4 2	3 8
5 1	4 7	4 7	4 3	3 9
5 2	4 8	4 8	4 4	4 0
5 3	4 9	4 9	4 5	4 1
5 4	5 0	5 0	4 6	4 2
5 5	5 1	5 1	4 7	4 3
5 6	5 2	5 2	4 8	4 4
5 7	5 3	5 3	4 9	4 5
5 8	5 4	5 4	5 0	4 6
5 9	5 5	5 5	5 1	4 7
6 0	5 6	5 6	5 2	4 8
6 1	5 7	5 7	5 3	4 9
6 2	5 8	5 8	5 4	5 0
6 3	5 9	5 9	5 5	5 1
6 4	6 0	6 0	5 6	5 2
6 5	6 1	6 1	5 7	5 3
6 6	6 2	6 2	5 8	5 4

6 7	6 3	6 3	5 9	5 5
6 8	6 4	6 4	6 0	5 6
6 9	6 5	6 5	6 1	5 7
7 0	6 6	6 6	6 2	5 8
7 1	6 7	6 7	6 3	5 9
7 2	6 8	6 8	6 4	6 0
7 3	6 9	6 9	6 5	6 1
7 4	7 0	7 0	6 6	6 2
7 5	7 1	7 1	6 7	6 3
7 6	7 2	7 2	6 8	6 4
7 7	7 3	7 3	6 9	6 5
7 8	7 4	7 4	7 0	
7 9	7 5	7 5	7 1	
8 0	7 6	7 6	7 2	
8 1	7 7	7 7	7 3	
8 2	7 8	7 8	7 4	
8 3	7 9	7 9	7 5	
8 4	8 0	8 0	7 6	
8 5	8 1	8 1	7 7	

8 6	8 2	8 2	7 8
8 7	8 3	8 3	7 9
8 8	8 4	8 4	8 0
8 9	8 5	8 5	8 1
9 0	8 6	8 6	8 2
9 1	8 7	8 7	8 3
9 2	8 8	8 8	8 4
9 3	8 9	8 9	8 5
9 4	9 0		
9 5	9 1		
9 6	9 2		
9 7	9 3		
9 8	9 4		
9 9	9 5		
1 0 0	9 6		
1 0 1	9 7		
1 0 2	9 8		
1 0 3	9 9		
1 0 4	1 0 0		

1 0 5	1 0 1		
1 0 6	1 0 2		
1 0 7	1 0 3		
1 0 8	1 0 4		
1 0 9	1 0 5		
1 1 0	1 0 6		
1 1 1	1 0 7		
1 1 2	1 0 8		
1 1 3	1 0 9		
1 1 4	1 1 0		
1 1 5	1 1 1		
1 1 6	1 1 2		
1 1 7	1 1 3		
1 1 8	1 1 4		
1 1 9	1 1 5		
1 2 0	1 1 6		
1 2 1	1 1 7		

議案第10号

横手市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月18日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

県からの権限移譲による興行場の経営の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を改定するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市手数料条例の一部を改正する条例

横手市手数料条例（平成17年横手市条例第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第3（第2条関係）				別表第3（第2条関係）			
手数料を徴収する事項		単位	金額	手数料を徴収する事項		単位	金額
[略]				[略]			
5	興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項の規定による興行場の経営の許可の申請に対する審査	1件	<u>17,300円</u> （臨時興行場又は仮設興行場の経営の許可の申請にあっては、 <u>8,650円</u> ）	5	興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項の規定による興行場の経営の許可の申請に対する審査	1件	<u>22,000円</u> （臨時興行場又は仮設興行場の経営の許可の申請にあっては、 <u>13,000円</u> ）
[略]				[略]			

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第11号

横手市平鹿ときめき交流センター「ゆっふる」設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月18日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

施設を効果的に運営するため、施設の管理を市長が指定するものに行わせることができるようにするため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市平鹿ときめき交流センター「ゆっふる」設置条例の一部を改正する条例

横手市平鹿ときめき交流センター「ゆっふる」設置条例（平成17年横手市条例第100号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用許可)</p> <p><u>第3条</u> ゆっふるを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p><u>2</u> 市長は、前項の許可に必要な条件を付することができる。</p>	<p><u>(使用時間及び休館日)</u></p> <p><u>第3条</u> ゆっふるの使用時間及び休館日は、規則で定める。</p> <p>(使用許可)</p> <p><u>第4条</u> ゆっふるを使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。</p> <p><u>2</u> 前項の許可には、ゆっふるの管理上必要な条件を付することができる。</p>
<p><u>(使用の取消し等)</u></p> <p><u>第4条</u> 市長は、ゆっふるを使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ゆっふるの使用を中止し、又は取り消すことができる。</p>	<p><u>(使用の制限)</u></p> <p><u>第5条</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ゆっふるの使用を許可しない。</p>

(1) 公の秩序を乱し、又は風俗を害するおそれがあるとき。

(2) ゆっふるの管理上支障があると認められるとき。

(3) 使用許可の条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(使用料)

第5条 市長は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、使用の都度に徴収する。ただし、回数券による使用料については、これを発行する際に徴収する。

3 前項の規定にかかわらず、食堂施設の使用者は、翌月の10日までに使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 市長は、次に該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) ゆっふる、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、ゆっふるの管理上支障があると市長が認めた場合

(使用料)

第6条 市長は、ゆっふるを使用するもの(以下「使用者」という。)から別表に定める使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 10月1日(市の記念日)、毎月26日(ふろの日)及び毎月第2木曜日 入館料について、大人の3時間以内にあつては200円、大人の3時間超にあつては300円、小学生の3時間以内にあつては100円、小学生の3時間超にあつては150円をそれぞれ減額(現金支払者に限る。)する。

(2) 市長が特に必要と認めたとき。

(使用料の不還付)

第7条 [略]

(使用料の不還付)

第8条 [略]

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあつても、市はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合

(2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けた場合

(3) 使用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、ゆっふるの使用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合

(指定管理者による管理)

第10条 ゆっふるの管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。この場合において、第3条中「使用」とあるのは「利用」と読み替えるものとし、第4条から前条までの規定は、適用しない。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用の許可、利用の許可の取消し並びに利用の制限及び停止に関する業務

(2) ゆっふるの維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、ゆっふるに関し市長が特に必要と認める業務

(指定管理者による管理の基準)

第12条 指定管理者は、その他の規則で定める管理の基準に従ってゆっふるの管理を行わなければならない。

(利用の許可)

第13条 ゆっふるを利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、ゆっふるの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ゆっふるの利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) ゆっふる、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、ゆっふるの管理上支障があると指定管理者が認めた場合

(利用料金)

第15条 指定管理者は、ゆっふるを利用するもの（以下「利用者」という。）から利用料金を徴収する。

2 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次の各号に適合していると認めた場合は、同項の承認をしなければならない。

(1) 別表に定める範囲以内であること。

(2) 第11条各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らして妥当なものであること。

(3) 特定の利用者に対して、不当な差別的取扱いをするものでないこと。

4 市長は、前項の承認をした場合は、速やかに当該承認をした利用料金を指定管理者に通知するものとする。

5 指定管理者は、第3項の承認を受けた利用料金をゆっぶるにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(指定管理者による利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、市長の承認を得て公益上特に必要があると認めた場合は、利用料金を減額し、又は免除すること

ができる。

(利用料金の不還付)

第17条 指定管理者は、既に徴収した利用料金を利用者に還付することができない。ただし、利用者の責めに帰することができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利用の許可を取り消し、条件を変更し、又は利用を停止することができる。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けた場合

(3) 利用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、ゆっふるの利用ができなくなった場合

(損害賠償義務)

第8条 使用者は、ゆっふる又は備品等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第9条 [略]

別表 (第5条関係)

[略]

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認められた場合

(原状回復義務)

第19条 使用者は、ゆっふるの使用が終わった場合若しくは第9条の規定により使用の許可を取り消され、又は停止された場合は、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第20条 使用者は、ゆっふる又は備品等を損傷し、又は滅失した場合は、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認められた場合は、この限りでない。

(委任)

第21条 [略]

別表 (第6条、第15条関係)

[略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月18日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第109号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年横手市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p>

(1) [略]

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) [略]

2 [略]

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第13号

横手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月18日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

専用区画の面積及び支援の単位に係る要件の緩和期間を延長するため、現行条例の一部を改正したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

横手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年横手市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>(専用区画の面積に係る経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の日から<u>令和7年3月31日</u>までの間、この条例の施行の際現に放課後児童健全育成事業が行われている放課後児童健全育成事業所における第10条第2項の規定の適用については、同項中「でなければならない」とあるのは、「設けるよう努めるものとする」とする。</p> <p>(支援の単位に係る経過措置)</p> <p>4 この条例の施行の日から<u>令和7年3月31日</u>までの間、こ</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>(専用区画の面積に係る経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の日から<u>令和9年3月31日</u>までの間、この条例の施行の際現に放課後児童健全育成事業が行われている放課後児童健全育成事業所における第10条第2項の規定の適用については、同項中「でなければならない」とあるのは、「設けるよう努めるものとする」とする。</p> <p>(支援の単位に係る経過措置)</p> <p>4 この条例の施行の日から<u>令和9年3月31日</u>までの間、こ</p>

の条例の施行の際現に行われている放課後児童健全育成事業における第11条第4項の規定の適用については、同項中「とする」を「とするよう努めるものとする」とする。

の条例の施行の際現に行われている放課後児童健全育成事業における第11条第4項の規定の適用については、同項中「とする」を「とするよう努めるものとする」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号

横手市大森町高齢者生活支援ハウス設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月18日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

入居者負担金の額を改定するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市大森町高齢者生活支援ハウス設置条例の一部を改正する条例

横手市大森町高齢者生活支援ハウス設置条例（平成17年横手市条例第131号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
1 [略]				1 [略]			
2 光熱水費及び共用費				2 光熱水費及び共用費			
区分		単位	負担額	区分		単位	負担額
光熱水費	[略]			光熱水費	[略]		
	上水道料	1人1月につき	<u>1,300円</u>		上水道料	1人1月につき	<u>2,700円</u>
	下水道料	1人1月につき	<u>800円</u>		下水道料	1人1月につき	<u>1,100円</u>
	燃料費	5月から10月まで1人1月につき	<u>2,000円</u>		燃料費	5月から10月まで1人1月につき	<u>2,500円</u>
11月から4月まで1人1月につき		<u>5,500円</u>	11月から4月まで1人1月につき	<u>6,000円</u>			
共用費		1人1月につき	<u>2,000円</u>	共用費		1人1月につき	<u>3,200円</u>
備考 [略]				備考 [略]			

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。

議案第15号

横手市立自然公園設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月18日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

平鹿いこいの森及び武道山いこいの森を廃止するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市立自然公園設置条例の一部を改正する条例

横手市立自然公園設置条例（平成17年横手市条例第217号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
(名称及び位置)	(名称及び位置)																								
第2条 自然公園の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 自然公園の名称及び位置は、次のとおりとする。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="275 729 622 790">名称</th> <th data-bbox="624 729 1104 790">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="275 791 622 852">[略]</td> <td data-bbox="624 791 1104 852"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="275 853 622 914">白藤清水公園</td> <td data-bbox="624 853 1104 914">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="275 916 622 976">平鹿いこいの森</td> <td data-bbox="624 916 1104 976"><u>横手市平鹿町醍醐字大保中台11番地</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="275 978 622 1038">[略]</td> <td data-bbox="624 978 1104 1038"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="275 1040 622 1101">山内いこいの森</td> <td data-bbox="624 1040 1104 1101">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="275 1102 622 1163">武道山いこいの森</td> <td data-bbox="624 1102 1104 1163"><u>横手市山内平野沢字雨沼3番地1</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		白藤清水公園	[略]	平鹿いこいの森	<u>横手市平鹿町醍醐字大保中台11番地</u>	[略]		山内いこいの森	[略]	武道山いこいの森	<u>横手市山内平野沢字雨沼3番地1</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 729 1480 790">名称</th> <th data-bbox="1482 729 1962 790">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 791 1480 852">[略]</td> <td data-bbox="1482 791 1962 852"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 853 1480 914">白藤清水公園</td> <td data-bbox="1482 853 1962 914">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 916 1480 976">[略]</td> <td data-bbox="1482 916 1962 976"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 978 1480 1038">山内いこいの森</td> <td data-bbox="1482 978 1962 1038">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		白藤清水公園	[略]	[略]		山内いこいの森	[略]
名称	位置																								
[略]																									
白藤清水公園	[略]																								
平鹿いこいの森	<u>横手市平鹿町醍醐字大保中台11番地</u>																								
[略]																									
山内いこいの森	[略]																								
武道山いこいの森	<u>横手市山内平野沢字雨沼3番地1</u>																								
名称	位置																								
[略]																									
白藤清水公園	[略]																								
[略]																									
山内いこいの森	[略]																								

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第16号

横手市大森林業者等休養福祉施設設置条例等の一部を改正する等の条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月18日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

施設を効果的に運営するため、施設の管理を市長が指定するものに行わせることができるようにするため、現行条例の一部を改正等したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市大森林業者等休養福祉施設設置条例等の一部を改正する等の条例

(横手市大森林業者等休養施設設置条例の一部改正)

第1条 横手市大森林業者等休養福祉施設設置条例（平成17年横手市条例第243号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(管理及び運営)</u></p> <p><u>第3条 休養センターは、横手市長（以下「市長」という。）が管理運営する。</u></p> <p><u>(使用の範囲)</u></p> <p><u>第4条 次に掲げる者は、休養センターを使用することができる。</u></p> <p><u>(1) 横手市に居住する林業関係者及びその家族</u></p> <p><u>(2) 林業団体</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの</u></p> <p><u>の</u></p> <p>(使用の許可)</p>	<p><u>(使用時間及び休館日)</u></p> <p><u>第3条 休養センターの使用時間及び休館日は、規則で定める。</u></p> <p>(使用の許可)</p>

第5条 休養センターを使用しようとするものは、あらかじめ文書で市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、休養センターの管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(使用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 風俗を害し、又は公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 休養センターの施設、設備、備品等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 休養センターの管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第7条 休養センターの使用料は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の使用料は、使用の都度徴収する。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

第4条 休養センターを使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、休養センターの管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、休養センターの使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) 休養センター、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、休養センターの管理上支障があると市長が認めた場合

(使用料)

第6条 市長は、休養センターを使用するもの（以下「使用者」という。）から別表に定める使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第8条 連続して宿泊した場合の休憩料は、全額免除する。

2 前項に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 市長は、既に徴収した使用料を使用者に還付することができない。ただし、使用者の責めに帰することができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合

(2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けた場合

(使用者の義務)

第9条 使用者は、市長の指示に従い、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 休養センターの施設、設備、備品等を損傷するおそれがある行為をし、又はさせないこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

(利用の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、休養センターへの入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

(1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認めた場合

(2) 感染症患者

(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品を

(3) 使用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、休養センターの使用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合

携帯する者

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(指定管理者による管理)

第10条 休養センターの管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。この場合において、第3条中「使用」とあるのは「利用」と読み替えるものとし、第4条から前条までの規定は、適用しない。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用の許可、利用の許可の取消し並びに利用の制限及び停止に関する業務

(2) 休養センターの維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、休養センターに関し市長が特に必要と認める業務

(指定管理者による管理の基準)

第12条 指定管理者は、その他の規則で定める管理の基準に従つて休養センターの管理を行わなければならない。

(利用の許可)

第13条 休養センターを利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、休養センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、休養センターの利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) 休養センター、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、休養センターの管理上支障があると指定管理者が認めた場合

(利用料金)

第15条 指定管理者は、休養センターを利用するもの（以下「利用者」という。）から利用料金を徴収する。

2 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とす

る。

3 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次の各号に適合していると認めた場合は、同項の承認をしなければならない。

(1) 別表に定める範囲以内であること。

(2) 第11条各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らして妥当なものであること。

(3) 特定の利用者に対して、不当な差別的取扱いをするものでないこと。

4 市長は、前項の承認をした場合は、速やかに当該承認をした利用料金を指定管理者に通知するものとする。

5 指定管理者は、第3項の承認を受けた利用料金を休養センターにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(指定管理者による利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、市長の承認を得て公益上特に必要があると認めた場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第17条 指定管理者は、既に徴収した利用料金を利用者に還付することができない。ただし、利用者の責めに帰することができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利用の許可を取り消し、条件を変更し、又は利用を停止することができる。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けた場合

(3) 利用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、休養センターの利用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認

(損害賠償義務)

第11条 使用者は、休養センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

(職員)

第12条 休養センターに必要な職員を置く。

(委任)

第13条 [略]

別表 (第7条関係)

[略]

めた場合

(原状回復義務)

第19条 使用者は、休養センターの使用が終わった場合若しくは第9条の規定により使用の許可を取り消され、又は停止された場合は、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第20条 使用者は、休養センター又は備品等を損傷し、又は滅失した場合は、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第21条 [略]

別表 (第6条、第15条関係)

[略]

(横手市大森産業振興館設置条例の一部改正)

第2条 横手市大森産業振興館設置条例(平成17年横手市条例第193号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 横手市大森産業振興の根拠として、業種間の交流、技術力の向上及び生產品の展示等により、既存産業の育成及び新たな産業の創設に努めながら、雇用の拡大を図り、人口の定住化を促進し、市の活性化に寄与するため、産業振興館を設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>産業振興館</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(管理)</u></p> <p><u>第3条 横手市大森産業振興館(以下「振興館」という。)は、横手市長(以下「市長」という。)が管理する。</u></p> <p>(使用の許可)</p>	<p><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 業種間の交流、技術力の向上及び生產品の展示等により、地域における既存産業の育成及び新たな産業の創設に努め、雇用の拡大及び市の活性化に寄与するため、横手市大森産業振興館(以下「振興館」という。)を設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>振興館</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(開館時間及び休館日)</u></p> <p><u>第3条 振興館の開館時間及び休館日は、規則で定める。</u></p> <p>(使用の許可)</p>

第4条 振興館を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、使用の目的、範囲、方法、期間その他必要な条件を付すことができる。

（使用の不許可）

第5条 市長は、次に該当するときは、使用を許可しない。

（1） 風俗を害し、又は公の秩序を乱すおそれがあると認められたとき。

（2） 施設、設備等を損傷するおそれがあると認められたとき。

（3） 振興館の管理上支障があると認められたとき。

（使用者の義務）

第6条 使用者は、市長の指示に従い、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

第4条 振興館を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、振興館の管理上必要な条件を付すことができる。

（使用の制限）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、振興館の使用を許可しない。

（1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

（2） 振興館、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合

（3） 前2号に掲げるもののほか、振興館の管理上支障があると市長が認めた場合

（使用の許可の取消し等）

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

(1) 施設若しくは物件を損傷するおそれがある行為をし、又はさせないこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

(利用の制限)

第7条 市長は、次に該当する者に対しては、振興館の入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

(1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認めた場合

(2) 感染症患者

(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品を携帯する者

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合

(2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けた場合

(3) 使用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、振興館の使用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合

(指定管理者による管理)

第7条 振興館の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。この場合において、第4条から前条までの規定は、適用しない。

（指定管理者の業務）

第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1） 利用の許可、利用の許可の取消し並びに利用の制限及び停止に関する業務

（2） 振興館の維持管理に関する業務

（3） 前2号に掲げるもののほか、振興館に関し市長が特に必要と認める業務

（指定管理者による管理の基準）

第9条 指定管理者は、その他の規則で定める管理の基準に従って振興館の管理を行わなければならない。

（利用の許可）

第10条 振興館を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、振興館の管理上必要な条件を付すること

ができる。

(利用の制限)

第 1 1 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、振興館の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) 振興館、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、振興館の管理上支障があると指定管理者が認めた場合

(利用の許可の取消し等)

第 1 2 条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利用の許可を取り消し、条件を変更し、又は利用を停止することができる。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けた場

(損害賠償)

第8条 使用者は、振興館の使用に際して施設又は備付け物件を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

(職員)

第9条 振興館に必要な職員を置く。

合

(3) 利用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、振興館の利用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めた場合

(原状回復義務)

第13条 使用者は、振興館の使用が終わった場合若しくは第6条の規定により利用の許可を取り消され、又は停止された場合は、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第14条 使用者は、振興館又は備品等を損傷し、又は滅失した場合は、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めた場合は、この限りでない。

(委任) 第10条 [略]	(委任) 第15条 [略]
------------------	------------------

(横手市大森コテージ設置条例の一部改正)

第3条 横手市大森コテージ設置条例（平成17年横手市条例第224号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<u>(管理運営)</u>	<u>(使用時間及び休館日)</u>
第3条 コテージは、横手市長（以下「市長」という。）が管理運営する。	第3条 コテージの使用時間及び休館日は、規則で定める。
(使用の許可)	(使用の許可)
第4条 コテージを <u>利用しよう</u> とする者は、市長の許可を受けなければならない。	第4条 コテージを <u>使用しよう</u> とする者は、市長の許可を受けなければならない。
<u>(使用の不許可)</u>	<u>(使用の制限)</u>
第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用	第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、コテ
	2 前項の許可には、コテージの管理上必要な条件を付することができる。

を許可しない。

(1) 風俗を害し、又は公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) コテージの管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第6条 コテージの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定めるコテージ使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、使用の都度徴収する。

ージの使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) コテージ、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、コテージの管理上支障があると市長が認めた場合

(使用料)

第6条 市長は、コテージを使用するもの（以下「使用者」という。）から別表に定める使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 市長は、既に徴収した使用料を使用者に還付することができない。ただし、使用者の責めに帰することができない

場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合

(2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けた場合

(3) 使用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、コテージの使用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合

(指定管理者による管理)

第10条 コテージの管理は、法人その他の団体であって市長

が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。この場合において、第3条中「使用」とあるのは「利用」と読み替えるものとし、第4条から前条までの規定は、適用しない。

（指定管理者の業務）

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1） 利用の許可、利用の許可の取消し並びに利用の制限及び停止に関する業務

（2） コテージの維持管理に関する業務

（3） 前2号に掲げるもののほか、コテージに関し市長が特に必要と認める業務

（指定管理者による管理の基準）

第12条 指定管理者は、その他の規則で定める管理の基準に従ってコテージの管理を行わなければならない。

（利用の許可）

第13条 コテージを利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、コテージの管理上必要な条件を付するこ

とができる。

(利用の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、コテージの利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) コテージ、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、コテージの管理上支障があると指定管理者が認めた場合

(利用料金)

第15条 指定管理者は、コテージを利用するもの（以下「利用者」という。）から利用料金を徴収する。

2 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次の各号に適合していると認めた場合は、同項の承認をしなければならない。

(1) 別表に定める範囲以内であること。

(2) 第11条各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らして妥当なものであること。

(3) 特定の利用者に対して、不当な差別的取扱いをするものでないこと。

4 市長は、前項の承認をした場合は、速やかに当該承認をした利用料金を指定管理者に通知するものとする。

5 指定管理者は、第3項の承認を受けた利用料金をコテージにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(指定管理者による利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、市長の承認を得て公益上特に必要があると認めた場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第17条 指定管理者は、既に徴収した利用料金を利用者に戻付することができない。ただし、利用者の責めに帰することができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利用の許可を取り消し、条件を変更し、又は利用を停止することができる。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けた場合

(3) 利用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、コテージの利用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めた場合

(原状回復義務)

第19条 使用者は、コテージの使用が終わった場合若しくは第9条の規定により使用の許可を取り消され、又は停止された場合は、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない

(使用者の義務)

第7条 使用者は、市長の指示に従い、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設又は物件を損傷するおそれがある行為をし、又はさせないこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

(利用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、コテージへの入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

(1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認めた場合

(2) 感染症患者

(3) 刀剣その他他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品を携帯する者

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(損害賠償)

第9条 使用者は、コテージの使用に際して施設及び備付け物

い。

(損害賠償)

第20条 使用者は、コテージ又は備品等を損傷し、又は滅失

<p><u>件を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>別表(第6条関係)</p> <p>[略]</p>	<p><u>した場合は、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>別表(第6条、第15条関係)</p> <p>[略]</p>
--	---

(横手市大森バーベキュー広場設置条例の一部改正)

第4条 横手市大森バーベキュー広場設置条例(平成17年横手市条例第225号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(管理)</u></p> <p>第3条 広場は、横手市長が管理する。</p>	<p><u>(開館時間及び休館日)</u></p> <p>第3条 広場の開館時間及び休館日は、規則で定める。</p> <p><u>(使用の許可)</u></p> <p>第4条 広場を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。</p>

(利用の制限)

第4条 何人も、広場においてみだりに次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公安又は風俗を乱すおそれのある行為

(2) 行商その他これに類する行為

(3) 施設を破損するおそれのある行為

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障のある行為

2 市長は、使用者が前項各号のいずれかに該当する行為をした場合は、広場の利用を拒み、又は退場を命ずることができる。

(使用料の徴収)

第5条 広場を使用するものは、別表に定めるところにより使用料を徴収する。

2 前項の許可には、広場の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広場の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) 広場、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、広場の管理上支障があると市長が認めた場合

(使用料)

第6条 市長は、広場を使用するもの（以下「使用者」という。）から別表に定める使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、使用の都度徴収する。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 市長は、既に徴収した使用料を使用者に還付することができない。ただし、使用者の責めに帰することができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合

(2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けた場合

(3) 使用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、広場の使用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合

(指定管理者による管理)

第10条 広場の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。この場合において、第4条から前条までの規定は、適用しない。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用の許可、利用の許可の取消し並びに利用の制限及び停止に関する業務

(2) 広場の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、広場に関し市長が特に必要と認める業務

(指定管理者による管理の基準)

第12条 指定管理者は、その他の規則で定める管理の基準に従って広場の管理を行わなければならない。

(利用の許可)

第13条 広場を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、広場の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広場の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) 広場、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、広場の管理上支障があると指定管理者が認めた場合

(利用料金)

第15条 指定管理者は、広場を利用するもの（以下「利用者」という。）から利用料金を徴収する。

2 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次の各号に適合していると認めた場合は、同項の承認をしなければならない。

(1) 別表に定める範囲以内であること。

(2) 第11条各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らして妥当なものであること。

(3) 特定の利用者に対して、不当な差別的取扱いをするものでないこと。

4 市長は、前項の承認をした場合は、速やかに当該承認をした利用料金を指定管理者に通知するものとする。

5 指定管理者は、第3項の承認を受けた利用料金を広場において公衆の見やすいように掲示しておかななければならない。

(指定管理者による利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、市長の承認を得て公益上特に必要があると認めた場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第17条 指定管理者は、既に徴収した利用料金を利用者に還付することができない。ただし、利用者の責めに帰することができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利用の許可を取り消し、条件を変更し、又は利用を停止することができる。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けた場合

(3) 利用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、広場の利用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認

(損害賠償義務)

第6条 広場を利用する者は、その施設を損傷し、又は滅失させたときは、市長の指示する方法で弁償しなければならない。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第7条 [略]

別表 (第5条関係)

[略]

めた場合

(原状回復義務)

第19条 使用者は、広場の使用が終わった場合若しくは第9条の規定により使用の許可を取り消され、又は停止された場合は、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第20条 使用者は、広場又は備品等を損傷し、又は滅失した場合は、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第21条 [略]

別表 (第6条、第15条関係)

[略]

(横手市大森集会研修施設設置条例の廃止)

第5条 横手市大森集会研修施設設置条例（平成17年横手市条例第220号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 17 号

横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 8 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 9 号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

横手市建築基準法等関係手数料条例（平成23年横手市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

手数料を徴収する事項				区分	手数料の額	
1	法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の建築等に関する確認の申請又は法第18条第2項（法第	ア 仕様基準の確認を含まない場合	床面積の合計	30平方メートル以下	1件	9,000円
				30平方メートルを超え100平方メートル以下	1件	17,000円
				100平方メートルを超え200平方メートル以下	1件	35,000円
				200平方メートルを超え500平方メートル以下	1件	42,000円
				500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	1件	59,000円
				1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	1件	81,000円

87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の建築等に関する計画の通知(以下「確認申請等」という。) イ 仕様基準の確認を含む場合			2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	1件	231,000円
			10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	1件	400,000円
			50,000平方メートル超	1件	772,000円
	床面積の合計		30平方メートル以下	1件	16,000円
			30平方メートルを超え100平方メートル以下	1件	24,000円
			100平方メートルを超え200平方メートル以下	1件	42,000円
			200平方メートルを超え500平方メートル以下	1件	59,000円
			500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	1件	77,000円
			1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	1件	117,000円
			2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	1件	276,000円
	10,000平方メートルを超え	1件	461,000円		

			50,000平方メートル以下		
			50,000平方メートル超	1件	834,000円
2	法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による建築設備の設置に関する確認の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定による建築設備の設置に関する計画の通知	ア 建築設備を設置する場合（イに掲げる場合を除く。）		1件	9,000円（小荷物専用昇降機にあっては、4,000円）
		イ 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合		1件	5,000円（小荷物専用昇降機にあっては、3,000円）
3	法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第6条第1項の規定による工作物の築造等に関する確認の申請又は法第88条第1項若しくは第2項に	ア 工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。）		1件	8,000円
		イ 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合		1件	4,000円

おいて準用する法第18条第2項の規定による工作物の築造等に関する計画の通知			
---------------------------------------	--	--	--

備考

- 1 1の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
 - (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
 - (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
 - (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- 2 この表において「仕様基準の確認」とは、建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」と

いう。) 第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合していることの確認をいう。

3 確認申請等に係る建築物に仕様基準の確認を含む建築物が含まれるときは、全ての建築物について1の項イの規定を適用する。

4 確認申請等に係る建築物の計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における手数料の額は、1の項に定める額に2の項に定める額を加えて得た額とする。

別表第2 (第2条関係)

手数料を徴収する事項					区分	手数料の額	
1	法第7条第1項の規定による建築物に関する工事の完了の検査の申請又は法第1	ア 中間検査を受けた建築物である場合	(ア) 省エネ基準の検査を含まない場合	床面積の合計	30平方メートル以下	1件	15,000円
					30平方メートルを超え100平方メートル以下	1件	18,000円
					100平方メートルを超え200平方メートル以下	1件	27,000円
					200平方メートルを超え500平方メートル以下	1件	37,000円
					500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	1件	64,000円
					1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	1件	86,000円

8条第 20項 の規定 による 建築物 に関する工事 の完了 の通知 (以下 「完了 検査申 請等」 とい う。) 			ル以下		
			2,000平方メートルを 超え10,000平方メー トル以下	1件	212,000円
			10,000平方メートル を超え50,000平方メ ートル以下	1件	349,000円
			50,000平方メートル 超	1件	723,000円
	(イ) 省 エネ基準の 検査を含む 場合	床面積 の合計	30平方メートル以下	1件	21,000円
			30平方メートルを超え1 00平方メートル以下	1件	24,000円
			100平方メートルを超え 200平方メートル以下	1件	33,000円
			200平方メートルを超え 500平方メートル以下	1件	47,000円
			500平方メートルを超え 1,000平方メートル以 下	1件	81,000円

			1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	1件	114,000円
			2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	1件	297,000円
			10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	1件	518,000円
			50,000平方メートル超	1件	934,000円
イ 中間検査を受けていない建築物である場合	(ア) 省エネ基準の検査を含まない場合	床面積の合計	30平方メートル以下	1件	18,000円
			30平方メートルを超え100平方メートル以下	1件	21,000円
			100平方メートルを超え200平方メートル以下	1件	30,000円
			200平方メートルを超え500平方メートル以下	1件	40,000円
			500平方メートルを超え	1件	65,000円

		1,000平方メートル以下		
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	1件	94,000円
		2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	1件	229,000円
		10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	1件	365,000円
		50,000平方メートル超	1件	737,000円
(イ) 省 エネ基準の 検査を含む 場合	床面積 の合計	30平方メートル以下	1件	24,000円
		30平方メートルを超え100平方メートル以下	1件	28,000円
		100平方メートルを超え200平方メートル以下	1件	36,000円
		200平方メートルを超え	1件	50,000円

				500平方メートル以下		
				500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下	1件	83,000円
				1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以下	1件	122,000円
				2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	1件	314,000円
				10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以下	1件	534,000円
				50,000平方メートル超	1件	948,000円
2	法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による建築設備に関する工事の完了の検査の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定による建築設備に関する工事の完了の通知				1件	13,000円 (小荷物専用昇降機にあっては、8,000

			円)
3	法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第7条第1項の規定による工作物に関する工事の完了の検査の申請又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第20項の規定による工作物に関する計画の通知	1件	9,000円

備考

- 1 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- 2 この表において「中間検査」とは、法第7条の3第1項の規定による建築物に関する特定工程に係る検査の申請又は法第18条第28項の規定による建築物に関する特定工程に係る工事の終了の通知に対する検査をいう。
- 3 この表において「省エネ基準の検査」とは、建築物の建築が建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築行為であつて、建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの検査をいう。
- 4 完了検査申請等に係る建築物に省エネ基準の検査を含む建築物が含まれるときは、全ての建築物について1の項のア（イ）又はイ（イ）の規定を適用する。
- 5 完了検査申請等に係る建築物の計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合にお

ける手数料の額は、1の項に定める額に2の項に定める額を加えて得た額とする。

別表第5備考を次のように改める。

備考

- 1 この表において「確認書」とは住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨について住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条の2第3項の規定による確認の結果を、「住宅性能評価書」とは住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨について同条第4項の規定による確認の結果を記載した書面をいう。
- 2 長期法第6条第2項（長期法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（以下「確認の申出」という。）が行われる場合における手数料の額は、1の項又は2の項に定める額に当該確認の申出に係る建築物の床面積の合計を法第6条第1項の規定による申請に係る建築物の床面積の合計とみなして別表第1の1の項アに定める額を加えて得た額とする。
- 3 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合における手数料の額は、備考2の加えて得た額に当該昇降機を法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして別表第1の2の項に定める額を加えて得た額とする。

別表第6から別表第8までを次のように改める。

別表第6（第4条関係）

手数料を徴収する事項	区分	手数料の額
------------	----	-------

1	低炭素法第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下「低炭素計画認定申請」という。）	ア 適合証が添付された低炭素計画認定申請の場合	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分（以下「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。以下同じ。）に係る計画	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「建築物省エネ法基準省令」という。）第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）又は基準第10条第2号イ（2）及びロ（2）による評価方法（以下「仕様基準」という。）で評価した場合	1件	6,000円
				建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ（2）若しくは第10条第2号イ（2）及び建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号ロ（1）若しくは第10条第2号ロ（1）又は建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ（1）若しくは第10条第2号イ（1）及び建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号ロ（2）若しくは第10条第2号ロ（2）による評価方法（以下「仕様・計算併用法」とい	1件	6,000円

		う。) で評価した場合		
		建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)又は第10条第2号イ(1)及びロ(1)による評価方法(以下「計算法」という。) で評価した場合	1件	6,000円
共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であって非住宅部分を有しないもの(以下「共同住宅等」という。)又は人の居住の用に供する	仕様基準で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	11,000円
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	22,000円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	48,000円
		床面積が5,000平方メートル以上	1件	85,000円
	仕様・計算併用法で	床面積が300平方メートル未満	1件	11,000円
		床面積が300平方メートル以上	1件	22,000円

部分（以下「住宅部分」という。）と非住宅部分を有する建築物（以下「複合建築物」という。）の住宅部分に係る計画	評価した場合	ル以上2,000平方メートル未満				
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	48,000円		
		床面積が5,000平方メートル以上	1件	85,000円		
	計算法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満		1件	11,000円	
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満		1件	22,000円	
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満		1件	48,000円	
		床面積が5,000平方メートル以上		1件	85,000円	
	複合建築物の非住宅部	複合建築物の	建築物省エネ法基	床面積が300平方メートル未	1件	11,000円

分又は人の 居住の用以外 の用に供する 建築物（以下 「非住宅建築 物」という。） に係る計画	非住宅 部分又は非住 宅建築物の用 途が建築物省 エネ法基準省 令第10条第 1号で規定す る工場等（以 下「工場等」 という。）	準省令第 1条第1 項第1号 ロ又は建 築物省エ ネ法基準 省令第1 0条第1 号イ （2）及 びロ （2）に よる評価 方法（以 下「モデ ル建物 法」とい う。）で 評価した	満		
			床面積が300 平方メートル以 上1,000平方 メートル未満	1件	18,000円
			床面積が1,0 00平方メート ル以上2,00 0平方メートル 未満	1件	29,000円
			床面積が2,0 00平方メート ル以上5,00 0平方メートル 未満	1件	85,000円
			床面積が5,0 00平方メート ル以上10,0 00平方メート	1件	135,000円

				の場合	場合	ル未満		
						床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	170,000円
						床面積が25,000平方メートル以上	1件	212,000円
					建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号イ又は建築物省エネ法基準省令第10条第1	床面積が300平方メートル未満	1件	11,000円
						床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	18,000円
						床面積が1,000平方メートル以上2,00	1件	29,000円

				号イ	0平方メートル		
				(1) 及び	未満		
				びロ	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	85,000円
				(1) による評価方法(以下「標準入力法」という。)で評価した場合	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	135,000円
					床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	170,000円
					床面積が25,000平方メートル未満	1件	212,000円

		トル以上		
複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物の用途が工場等以外の場合	モデル建築物法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	11,000円
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	18,000円
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	29,000円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	85,000円
		床面積が5,0	1件	135,000円

					00平方メートル以上10,000平方メートル未満		
					床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	170,000円
					床面積が25,000平方メートル以上	1件	212,000円
				標準入力法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	11,000円
					床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	18,000円

					床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	29,000円
					床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	85,000円
					床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	135,000円
					床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メー	1件	170,000円

				トル未満		
				床面積が25,000平方メートル以上	1件	212,000円
イ ア以 外の 場合	一戸建ての住宅に係る計画	仕様基準で評価した場合		1件	20,000円	
		仕様・計算併用法で評価した場合		1件	29,000円	
		計算法で評価した場合		1件	38,000円	
	共同住宅等又は複合建築物の住宅部分に係る計画	仕様基準で評価した場合	床面積が300平方メートル未満		1件	36,000円
			床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満		1件	62,000円
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満		1件	110,000円
			床面積が5,000平方メートル以上		1件	166,000円
	仕様・計算併	床面積が300平方メートル未満		1件	55,000円	

	用法で評価した場合	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	92,000円	
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	159,000円	
		床面積が5,000平方メートル以上	1件	231,000円	
	計算法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	74,000円	
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	123,000円	
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	208,000円	
		床面積が5,000平方メートル以上	1件	298,000円	
複合建築物	複合建	モデル建	床面積が300	1件	22,000円

の非住宅部分又は非住宅建築物に係る計画	建築物の非住宅部分又は非住宅建築物の用途が工場等の場合	物法で評価した場合	平方メートル未満		
			床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	30,000円
			床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	41,000円
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	102,000円
			床面積が5,000平方メートル以上10,0	1件	153,000円

					00平方メートル未満		
					床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	189,000円
					床面積が25,000平方メートル以上	1件	234,000円
				標準入力法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	26,000円
					床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	34,000円
					床面積が1,000平方メートル	1件	47,000円

					ル以上2,000平方メートル未満		
					床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	109,000円
					床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	160,000円
					床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	198,000円
					床面積が25,	1件	244,000円

		000平方メートル以上		
複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物の用途が工場等以外の場合	モデル建物法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	93,000円
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	118,000円
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	155,000円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	250,000円

					床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	326,000円
					床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	392,000円
					床面積が25,000平方メートル以上	1件	459,000円
				標準入力法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	241,000円
					床面積が300平方メートル以上1,000平	1件	302,000円

					方メートル未満		
					床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	389,000円
					床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	554,000円
					床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	682,000円
					床面積が10,000平方メートル以上25,	1件	806,000円

					000平方メートル未満		
					床面積が25,000平方メートル以上	1件	920,000円
2	低炭素法第5条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請（以下「低炭	ア 適合証が添付された低炭素計画変更認定申請の場合	一戸建ての住宅に係る計画	仕様基準で評価した場合		1件	3,000円
				仕様・計算併用法で評価した場合		1件	3,000円
				計算法で評価した場合		1件	3,000円
		共同住宅等又は複合建築物の住宅部分に係る計画	仕様基準で評価した場合	床面積が300平方メートル未満		1件	5,500円
				床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満		1件	11,000円
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満		1件	24,000円
				床面積が5,000平方メートル以上		1件	42,500円
	仕様・	床面積が300平方メートル		1件	5,500円		

素計画
変更認
定申
請」と
い
う。)

計算法 併 用法で 評価し た場合	床面積が300平方メートル未満			
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	11,000円	
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	24,000円	
	床面積が5,000平方メートル以上	1件	42,500円	
	計算法 で評価 した場 合	床面積が300平方メートル未満	1件	5,500円
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	11,000円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	24,000円
		床面積が5,000平方メートル以上	1件	42,500円

複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物に係る計画	複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物の用途が工場等の場合	モデル建物法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	5,500円
			床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	9,000円
			床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	14,500円
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	42,500円
			床面積が5,000平方メートル以上	1件	67,500円

					ル以上10,000平方メートル未満		
					床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	85,000円
					床面積が25,000平方メートル以上	1件	106,000円
				標準入力法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	5,500円
					床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	9,000円
					床面積が1,0	1件	14,500円

					00平方メートル以上2,000平方メートル未満		
					床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	42,500円
					床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	67,500円
					床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	85,000円

		床面積が25,000平方メートル以上	1件	106,000円
複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物の用途が工場等以外の場合	モデル建物法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	5,500円
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	9,000円
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	14,500円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル	1件	42,500円

					未満		
					床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	67,500円
					床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	85,000円
					床面積が25,000平方メートル以上	1件	106,000円
				標準入力法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	5,500円
					床面積が300平方メートル以	1件	9,000円

					上1,000平方メートル未満		
					床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	14,500円
					床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	42,500円
					床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	67,500円
					床面積が10,000平方メートル以上	1件	85,000円

				トル以上25,000平方メートル未満			
				床面積が25,000平方メートル以上	1件	106,000円	
イ ア以 外の 場合	一戸建ての住宅に係る計画	仕様基準で評価した場合			1件	10,000円	
		仕様・計算併用法で評価した場合			1件	14,500円	
		計算法で評価した場合			1件	19,000円	
	共同住宅等又は複合建築物の住宅部分に係る計画	仕様基準で評価した場合	床面積が300平方メートル未満			1件	18,000円
			床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満			1件	31,000円
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満			1件	55,000円
			床面積が5,000平方メートル以上			1件	83,000円

仕様・ 計算併 用法で 評価し た場合	床面積が300平方メートル未満	1件	27,500円
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	46,000円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	79,500円
	床面積が5,000平方メートル以上	1件	115,500円
計算法 で評価 した場 合	床面積が300平方メートル未満	1件	37,000円
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	61,500円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	104,000円
	床面積が5,000平方メートル以上	1件	149,000円

		メートル以上			
複合建築物 の非住宅部 分又は非住 宅建築物に 係る計画	複合建 築物の 非住宅 部分又 は非住 宅建築 物の用 途が工 場等の 場合	モデル建 物法で評 価した場 合	床面積が300 平方メートル未 満	1件	11,000円
			床面積が300 平方メートル以 上1,000平 方メートル未 満	1件	15,000円
			床面積が1,0 00平方メー トル以上2,00 0平方メートル 未満	1件	20,500円
			床面積が2,0 00平方メー トル以上5,00 0平方メートル 未満	1件	51,000円
			床面積が5,0	1件	76,500円

					00平方メートル以上10,000平方メートル未満		
					床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	94,500円
					床面積が25,000平方メートル以上	1件	117,000円
				標準入力法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	13,000円
					床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	17,000円

					床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	23,500円
					床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	54,500円
					床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	80,000円
					床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メー	1件	99,000円

		トル未満		
		床面積が25,000平方メートル以上	1件	122,000円
複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物の用途が工場等以外の場合	モデル建築物法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	46,500円
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	59,000円
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	77,500円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	125,000円

				0平方メートル未満		
				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	163,000円
				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	196,000円
				床面積が25,000平方メートル以上	1件	229,500円
			標準入力法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	120,500円
				床面積が300	1件	151,000円

					平方メートル以上1,000平方メートル未満		
					床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	194,500円
					床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	277,000円
					床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	341,000円
					床面積が10,	1件	403,000円

					000平方メートル以上25,000平方メートル未満		
					床面積が25,000平方メートル以上	1件	460,000円

備考

- 1 この表において「適合証」とは、品確法第5条第1項の登録住宅性能評価機関及び建築物省エネ法第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が低炭素法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認めて交付した書面をいう。
- 2 複合建築物のうち、建築物全体の認定申請をする場合の手数料額は、住宅部分の評価方法と床面積に応じた手数料の額に非住宅部分の用途、評価方法及び床面積に応じた手数料の額を加えて得た額とする。
- 3 複合建築物のうち、建築物全体の変更認定申請をする場合の手数料額は、変更に係る住宅部分の評価方法と床面積に応じた手数料の額に変更に係る非住宅部分の用途、評価方法及び床面積に応じた手数料の額を加えて得た額とする。
- 4 低炭素法第54条第2項（低炭素法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（以下「確認の申出」という。）が行われる場合における手数料の額は、1又は2の項に定める額に当該確認の申出に係る建築物の床面積の合計を法第6条第1項の規定による申請に

係る建築物の床面積の合計とみなして別表第1の1の項アの規定により算出した額を加えて得た額とする。

- 5 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合における手数料の額は、備考4の規定により算出した額に当該昇降機を法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして別表第1の2の項の規定により算出した額を加えて得た額とする。

別表第7（第5条関係）

手数料を徴収する事項					区分	手数料の額
1	建築物 省エネ 法第2 9条第 1項の 規定に よる建 築物エ ネルギー 消費 性能向	ア 適合 証が 添付 され た消 費性 能向 上計 画認 定申	一戸建て の住宅に 係る計画	仕様基準で評価した場合	1件	6,000円
				仕様・計算併用法で評価した場合	1件	6,000円
				計算法で評価した場合	1件	6,000円
		共同住宅 等又は複 合建築物 の住宅部 分に係る 計画	仕様基準で評 価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	11,000円
				床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	22,000円
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	48,000円

上計画の認定の申請（以下「消費性能向上計画認定申請」という。）	請の場合		床面積が5,000平方メートル以上	1件	85,000円
		仕様・計算併用法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	11,000円
			床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	22,000円
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	48,000円
			床面積が5,000平方メートル以上	1件	85,000円
		計算法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	11,000円
			床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	22,000円
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方	1件	48,000円

			メートル未満		
			床面積が5,000平方メートル以上	1件	85,000円
複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物に係る計画	複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物の用途が工場等の場合	モデル建物法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	11,000円
			床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	18,000円
			床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	29,000円
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	85,000円
			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	135,000円
			床面積が10,000平方メートル以上25,000	1件	170,000円

	平方メートル未満		
	床面積が25,000平方メートル以上	1件	212,000円
標準入力法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	11,000円
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	18,000円
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	29,000円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	85,000円
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	135,000円
	床面積が10,000平方メートル以上25,000	1件	170,000円

		平方メートル未満		
		床面積が25,000平方メートル以上	1件	212,000円
複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物の用途が工場等以外の場合	モデル建物法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	11,000円
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	18,000円
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	29,000円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	85,000円
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	135,000円
		床面積が10,000平方メートル以上25,000	1件	170,000円

	平方メートル未満		
	床面積が25,000平方メートル以上	1件	212,000円
標準入力法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	11,000円
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	18,000円
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	29,000円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	85,000円
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	135,000円
	床面積が10,000平方メートル以上25,000	1件	170,000円

			平方メートル未満		
			床面積が25,000平方メートル以上	1件	212,000円
イ ア以 外の 場合	一戸建て の住宅に 係る計画	仕様基準で評価した場合		1件	20,000円
		仕様・計算併用法で評価した場合		1件	29,000円
		計算法で評価した場合		1件	38,000円
	共同住宅 等又は複 合建築物 の住宅部 分に係る 計画	仕様基準で評 価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	36,000円
			床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	62,000円
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	110,000円
			床面積が5,000平方メートル以上	1件	166,000円
		仕様・計算併 用法で評価し た場合	床面積が300平方メートル未満	1件	55,000円
	床面積が300平方メートル以上	1件	92,000円		

			ル以上2,000平方メートル未満		
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	159,000円
			床面積が5,000平方メートル以上	1件	231,000円
		計算法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	74,000円
			床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	123,000円
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	208,000円
			床面積が5,000平方メートル以上	1件	298,000円
複合建築物の非住	複合建築	モデル建物法	床面積が300平方メートル未満	1件	22,000円

宅部分又は非住宅建築物に係る計画	物の非住宅部分又は非住宅建築物の用途が工場等の場合	で評価した場合	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	30,000円
			床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	41,000円
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	102,000円
			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	153,000円
			床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	189,000円
			床面積が25,000平方メートル以上	1件	234,000円
	標準入力法で	床面積が300平方メートル未満	1件	26,000円	

	評価した 場合	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	34,000円
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	47,000円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	109,000円
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	160,000円
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	198,000円
		床面積が25,000平方メートル以上	1件	244,000円
		複合 建築	モデル 建物法	床面積が300平方メートル未満

物の 非住 宅部 分又 は非 住宅 建築 物の 用途 が工 場等 以外 の場 合	で評価 した場 合	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	118,000円
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	155,000円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	250,000円
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	326,000円
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	392,000円
		床面積が25,000平方メートル以上	1件	459,000円
	標準入 力法で	床面積が300平方メートル未満	1件	241,000円

				評価した 場合	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	302,000円
					床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	389,000円
					床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	554,000円
					床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	682,000円
					床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	806,000円
					床面積が25,000平方メートル以上	1件	920,000円
2	建築物 省エネ	ア 適合	一戸建て の住宅に	仕様基準で評価した場合		1件	3,000円
				仕様・計算併用法で評価した場合		1件	3,000円

法第3 1条第 1項の 規定に よる建 築物エ ネルギ ー消費 性能向 上計画 の変更 認定の 申請 (以下 「消費 性能向 上計画 変更認 定申	証が 添付 され た消 費性 能向 上計 画変 更認 定申 請の 場合	係る計画 共同住宅 等又は複 合建築物 の住宅部 分に係る 計画	計算法で評価した場合		1件	3,000円
			仕様基準で評 価した場合	床面積が300平方メー トル未満	1件	5,500円
				床面積が300平方メー トル以上2,000平方メー トル未満	1件	11,000円
				床面積が2,000平方メ ートル以上5,000平方 メートル未満	1件	24,000円
				床面積が5,000平方メ ートル以上	1件	42,500円
			仕様・計算併 用法で評価し た場合	床面積が300平方メー トル未満	1件	5,500円
				床面積が300平方メー トル以上2,000平方メー トル未満	1件	11,000円
				床面積が2,000平方メ ートル以上5,000平方 メートル未満	1件	24,000円

請」とい う。)				床面積が5,000平方メートル以上	1件	42,500円	
				計算法で評価 した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	5,500円
					床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	11,000円
					床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	24,000円
					床面積が5,000平方メートル以上	1件	42,500円
	複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物に係る計画	複合建築物の非住宅部分又は非	モデル建物法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	5,500円	
				床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	9,000円	
				床面積が1,000平方メートル以上2,000平方	1件	14,500円	

			住宅 建築物の 用途が工 場等 の場合	メートル未満			
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	42,500円	
				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	67,500円	
				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	85,000円	
				床面積が25,000平方メートル以上	1件	106,000円	
				標準入 力で 評価し た場合	床面積が300平方メートル未満	1件	5,500円
					床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	9,000円
					床面積が1,000平方メートル以上2,000平方	1件	14,500円

		メートル未満		
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	42,500円
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	67,500円
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	85,000円
		床面積が25,000平方メートル以上	1件	106,000円
複合建築物の非住宅部分又は非	モデル建物法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	5,500円
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	9,000円
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方	1件	14,500円

			住宅 建築物の 用途が工 場等 以外 の場 合	メートル未満			
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	42,500円	
				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	67,500円	
				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	85,000円	
				床面積が25,000平方メートル以上	1件	106,000円	
				標準入 力で 評価し た場合	床面積が300平方メートル未満	1件	5,500円
					床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	9,000円
					床面積が1,000平方メートル以上2,000平方	1件	14,500円

			メートル未満		
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	42,500円
			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	67,500円
			床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	85,000円
			床面積が25,000平方メートル以上	1件	106,000円
イ ア以 外の 場合	一戸建て の住宅に 係る計画	仕様基準で評価した場合		1件	10,000円
		仕様・計算併用法で評価した場合		1件	14,500円
		計算法で評価した場合		1件	19,000円
	共同住宅 等又は複 合建築物 の住宅部	仕様基準で評 価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	18,000円
			床面積が300平方メートル以上2,000平方メー	1件	31,000円

		分に係る 計画	トル未満			
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	55,000円	
			床面積が5,000平方メートル以上	1件	83,000円	
			仕様・計算併用法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	27,500円
				床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	46,000円
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	79,500円
				床面積が5,000平方メートル以上	1件	115,500円
			計算法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	37,000円
				床面積が300平方メートル以上	1件	61,500円

			ル以上2,000平方メートル未満		
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	104,000円
			床面積が5,000平方メートル以上	1件	149,000円
複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物に係る計画	複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物の用途が工	モデル建物法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	11,000円
			床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	15,000円
			床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	20,500円
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	51,000円
			床面積が5,000平方メ	1件	76,500円

場等 の場 合		一トール以上10,000平方メートル未満			
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	94,500円	
		床面積が25,000平方メートル以上	1件	117,000円	
	標準入 力法で 評価し た場合		床面積が300平方メートル未満	1件	13,000円
			床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	17,000円
			床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	23,500円
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	54,500円
			床面積が5,000平方メ	1件	80,000円

		一トール以上10,000平方メートル未満		
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	99,000円
		床面積が25,000平方メートル以上	1件	122,000円
複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物の用途が工	モデル建物法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	46,500円
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	59,000円
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	77,500円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	125,000円
		床面積が5,000平方メ	1件	163,000円

場等 以外 の場 合		一トール以上10,000平方メートル未満			
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	196,000円	
		床面積が25,000平方メートル以上	1件	229,500円	
	標準入 力法で 評価し た場合		床面積が300平方メートル未満	1件	120,500円
			床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	151,000円
			床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	194,500円
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	277,000円
			床面積が5,000平方メ	1件	341,000円

					一トール以上10,000平方メートル未満		
					床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	403,000円
					床面積が25,000平方メートル以上	1件	460,000円

備考

- 1 この表において「適合証」とは、品確法第5条第1項の登録住宅性能評価機関及び建築物省エネ法第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認めて交付した書面をいう。
- 2 共用部分を評価しない場合における共同住宅等又は複合建築物の住宅部分における床面積は、当該共用部分の床面積を減じた面積とする。
- 3 複合建築物で、建築物全体の認定申請をする場合の手数料額は、住宅部分の評価方法と床面積に応じた手数料の額に非住宅部分の用途、評価方法及び床面積に応じた手数料の額を加えて得た額とする。
- 4 複合建築物のうち、建築物全体の変更認定申請をする場合の手数料額は、変更に係る住宅部分の評価方法と床面積に応じた手数料の額に変更に係る非住宅部分の用途、評価方法及び床面積に応じた手数料の額を加えて得た額とする。
- 5 消費性能向上計画認定申請の際に建築物省エネ法第29条第3項の規定により他の建築物の事

項を建築物エネルギー消費性能向上計画に記載し、認定を受けようとする場合の手数料の額は、申請建築物に係る手数料の額に他の建築物について1の項に該当する手数料の額を加えて得た額とする。

- 6 建築物省エネ法第29条第3項の規定により他の建築物の事項を記載し認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画を変更しようとする場合の手数料の額は、追加に係る建築物にあっては1の項に該当する手数料の額、変更に係る建築物にあっては2の項に該当する手数料の額を合計した額とする。
- 7 建築物省エネ法第30条第2項（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（以下「確認の申出」という。）が行われる場合における手数料の額は、1又は2の項に定める額に当該確認の申出に係る建築物の床面積の合計を法第6条第1項の規定による申請に係る建築物の床面積の合計とみなして別表第1の1の項アの規定により算出した額を加えて得た額とする。
- 8 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合における手数料の額は、備考7の規定により算出した額に当該昇降機を法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして別表第1の2の項の規定により算出した額を加えて得た額とする。

別表第8（第5条関係）

手数料を徴収する事項				区分	手数料の額
1	建築物省	一戸建ての	仕様基準で評価した場合	1件	20,000円

エネ法第11条第1項による建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合判定」という。） の提出又は建築物省エネ法第12条第2項による適合判定の通知	住宅に係る建築物省エネ法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「確保計画」という。）	仕様・計算併用法で評価した場合		1件	29,000円
		計算法で評価した場合		1件	38,000円
	共同住宅等に係る確保計画	仕様基準で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	36,000円
床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満			1件	62,000円	
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満			1件	110,000円	

	床面積が5,000平方メートル以上	1件	166,000円
仕様・計算併用法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	55,000円
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	92,000円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	159,000円
	床面積が5,000平方メートル以上	1件	231,000円
計算法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	74,000円
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	123,000円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000	1件	208,000円

			平方メートル未満		
			床面積が5,000平方メートル以上	1件	298,000円
非住宅建築物に係る確保計画	用途が工場等の場合	モデル建物法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	22,000円
			床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	30,000円
			床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	41,000円
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	102,000円
			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	153,000円
			床面積が10,000平方メートル以上25,0	1件	189,000円

	00平方メートル未満		
	床面積が25,000平方メートル以上	1件	234,000円
標準入力法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	26,000円
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	34,000円
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	47,000円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	109,000円
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	160,000円
	床面積が10,000平方メートル以上25,0	1件	198,000円

		00平方メートル未満		
		床面積が25,000平方メートル以上	1件	244,000円
用途が工場等以外の場合	モデル建物法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	93,000円
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	118,000円
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	155,000円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	250,000円
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	326,000円
		床面積が10,000平方メートル以上25,0	1件	392,000円

	00平方メートル未満		
	床面積が25,000平方メートル以上	1件	459,000円
標準入力法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	241,000円
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	302,000円
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	389,000円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	554,000円
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	682,000円
	床面積が10,000平方メートル以上25,0	1件	806,000円

				00平方メートル未満		
				床面積が25,000平方メートル以上	1件	920,000円
2	建築物省エネ法第11条第2項による適合判定の提出、建築物省エネ法第12条第3項による適合性判定の通知又は建築物省エネ法施行規則	一戸建ての住宅に係る確保計画	仕様基準で評価した場合		1件	10,000円
			仕様・計算併用法で評価した場合		1件	14,500円
			計算法で評価した場合		1件	19,000円
	共同住宅等に係る確保計画	仕様基準で評価した場合	床面積が300平方メートル未満		1件	18,000円
			床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満		1件	31,000円
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満		1件	55,000円
			床面積が5,000平方メートル以上		1件	83,000円
			仕様・計算併用法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満		1件
床面積が300平方メー		1件		46,000円		

第13条による軽微な変更 に該当し ているこ とを証す る書面の 請求			トル以上2,000平方メートル未満		
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	79,500円
			床面積が5,000平方メートル以上	1件	115,500円
			計算法で評価した場合		
			床面積が300平方メートル未満	1件	37,000円
			床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	61,500円
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	104,000円
			床面積が5,000平方メートル以上	1件	149,000円
非住宅建築物に係る確	用途が工	モデル建物法	床面積が300平方メートル未満	1件	11,000円

保計画	場等 の場 合	で評価 した場 合	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	15,000円
			床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	20,500円
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	51,000円
			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	76,500円
			床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	94,500円
			床面積が25,000平方メートル以上	1件	117,000円
		標準入 力法で	床面積が300平方メートル未満	1件	13,000円

	評価した場合	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	17,000円
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	23,500円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	54,500円
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	80,000円
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	99,000円
		床面積が25,000平方メートル以上	1件	122,000円
用途が工	モデル建物法	床面積が300平方メートル未満	1件	46,500円

場等 以外 の場 合	で評価 した場 合	床面積が300平方メー トル以上1,000平方 メートル未満	1件	59,000円
		床面積が1,000平方 メートル以上2,000 平方メートル未満	1件	77,500円
		床面積が2,000平方 メートル以上5,000 平方メートル未満	1件	125,000円
		床面積が5,000平方 メートル以上10,00 0平方メートル未満	1件	163,000円
		床面積が10,000平 方メートル以上25,0 00平方メートル未満	1件	196,000円
		床面積が25,000平 方メートル以上	1件	229,500円
	標準入 力法で	床面積が300平方メー トル未満	1件	120,500円

			評価した 場合	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	151,000円
				床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	194,500円
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	277,000円
				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	341,000円
				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	403,000円
				床面積が25,000平方メートル以上	1件	460,000円

備考

- 1 共用部分の評価しない場合における共同住宅等の床面積は、当該共用部分の床面積を減じた面

積とする。

2 複合建築物に係る確保計画について適合性判定の提出又は通知をする場合の手数料額は次に掲げる額を合算した額とする。

(1) 住宅部分の確保計画について、共同住宅等に係る確保計画の評価方法と床面積に応じた手数料の額

(2) 非住宅部分の確保計画について、非住宅建築物に係る確保計画の用途、評価方法及び床面積に応じた手数料の額

3 複合建築物に係る確保計画の変更の適合性判定の提出、通知又は軽微な変更に該当していることを証する書面の請求をする場合の手数料額は次に掲げる額を合算した額とする。

(1) 住宅部分の確保計画の変更について、共同住宅等に係る確保計画の評価方法と変更に係る床面積に応じた手数料の額

(2) 非住宅部分の確保計画の変更について、非住宅建築物の用途、評価方法及び変更に係る床面積に応じた手数料の額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に申請がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第18号

横手市都市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月18日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

公の施設の使用料の見直し等に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市都市公園条例の一部を改正する条例

横手市都市公園条例（平成17年横手市条例第267号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第3（第16条、第34条関係）					別表第3（第16条、第34条関係）				
1・2 [略]					1・2 [略]				
3 法第5条第1項に定める有料公園施設を使用する場合					3 法第5条第1項に定める有料公園施設を使用する場合				
(1) [略]					(1) [略]				
(2) 大鳥公園					(2) 大鳥公園				
(消費税を含む。)					(消費税を含む。)				
区分		単位	使用料の額		区分		単位	使用料の額	
[略]					[略]				
テニスコ ート	コート 1面	児童・生徒	1時間	100円	テニスコ ート	コート 1面	1時間	200円	
		一般	につき	200円			につき		
備考					備考				
1 児童・生徒は、小学生、中学生又は高校生をいう。									

2 [略]

3 [略]

(3) [略]

(4) 赤坂総合公園

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
野球場	[略]		
	放送室 スコアボード 本部席	1試合 につき	1,100円
	[略]		
[略]			

備考 [略]

(5) ~ (7) [略]

1 [略]

2 [略]

(3) [略]

(4) 赤坂総合公園

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
野球場	[略]		
	放送室	1試合	1,100円
	本部席	につき	1,100円
	スコアボード		2,000円
	バッティングゲージ	1回1台 につき	1,000円
[略]			

[略]

備考 [略]

(5) ~ (7) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横手市都市公園条例第16条及び第34条の規定は、令和7年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第19号

横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月18日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年横手市条例第312号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8</u> 第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9</u> 第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第20号

横手市水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月18日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

職員の給与を改めるため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

(横手市水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 横手市水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年横手市条例第313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。</p> <p>(1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）又は休日等に<u>勤務した場合</u></p> <p>(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日又は休日等以外の日の午前0時から午前5時まで</u></p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。</p> <p>(1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）又は休日等に<u>勤務をした場合</u></p> <p>(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間</u>（週休日又は休</p>

<p>の間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第23条 第5条から第7条まで、第9条、<u>第10条</u>及び第18条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p><u>日等に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第23条 第5条、第9条及び第18条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>
---	---

第2条 横手市水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p>

<u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u>	
<u>(2) [略]</u>	<u>(1) [略]</u>
<u>(3) [略]</u>	<u>(2) [略]</u>
<u>(4) [略]</u>	<u>(3) [略]</u>
<u>(5) [略]</u>	<u>(4) [略]</u>

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)
 第3条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年横手市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
1～33 [略]	1～33 [略]
34 横手市水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する <u>条例第5条、第7条、第9条、第10条</u> 及び第18条の規定は暫定再任用職員には適用しない。	34 横手市水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する <u>条例第5条、第9条及び第18条</u> の規定は暫定再任用職員には適用しない。
35～37 [略]	35～37 [略]

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 2 1 号

横手市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 8 日 提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 1 0 2 号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

横手市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年横手市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項の条例で定める布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において、衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれに相当</u></p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項の条例で定める布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学において<u>機械工学科若しくは</u></p>

する課程において、衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、

電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこ

7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号に規定する学校を卒業した者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学校を卒業した者にあつては1年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験

れに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(8) 第1号又は第2号に規定する学校を卒業した者であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学校を卒業した者にあつては2年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事し

を有する者

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目をそれぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限り。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の規定による技術検定のうち土木施工管理技術検定に合格し

た経験を有する者（第1号に規定する学校を卒業した者にあっては1年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限り。）

(9) 外国の学校において第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限り。）

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限り。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限り。）

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る技

た者であって、1級においては3年以上、2級においては5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項の条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学

術検定に合格した者であって、1級においては3年以上、2級においては5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1級においては1年6月以上、2級においては2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項の条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれ

に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) [略]

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業生（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第4号に規

らに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) [略]

(4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第5号に

定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目をそれぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

2 1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専

規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る技術検定に合格した者であって、1級においては3年以上、2級においては5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

2 1日最大給水量が1万立方メートル以下である専用水道

用水道における水道技術管理者の資格については、前項第1号中「前条の規定により水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う資格を有する者」とあるのは「前条に規定する最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と読み替えるものとする。

に係る前項の規定の適用については、同項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の横手市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第4条第1項第6号に定める講習の課程を修了した者は、改正後の横手市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第4条第1項第6号に定める講習を修了した者とみなす。

議案第 22 号

横手市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 8 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

横手市病院事業の設置等に関する条例（平成17年横手市条例第317号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8</u> 第8項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9</u> 第8項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 23 号

横手市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 18 日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

職員の給与を改めるため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

(横手市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 横手市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年横手市条例第320号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 管理職員特別勤務手当は、第5条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。</p> <p>(1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）又は休日等に勤務した場合</p> <p>(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 管理職員特別勤務手当は、第5条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。</p> <p>(1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）又は休日等に勤務をした場合</p> <p>(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日又は休日等に含まれる時間を除く。）</u>であって正規の勤務時間</p>

<p>(定年前提任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第26条 第6条から第9条まで、第11条、<u>第13条</u>及び第21条の規定は、定年前提任用短時間勤務職員又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>以外の時間に勤務した場合</p> <p>(定年前提任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第26条 第6条から第8条まで、第11条及び第21条の規定は、定年前提任用短時間勤務職員又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>
---	---

第2条 横手市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養手当)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p><u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p>

<u>(2)</u> [略]	<u>(1)</u> [略]
<u>(3)</u> [略]	<u>(2)</u> [略]
<u>(4)</u> [略]	<u>(3)</u> [略]
<u>(5)</u> [略]	<u>(4)</u> [略]

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第3条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年横手市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～35 [略]</p> <p>36 横手市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条から第9条まで、第11条、<u>第13条</u>及び第21条の規定は暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>37 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1～35 [略]</p> <p>36 横手市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条から<u>第8条</u>まで、第11条及び第21条の規定は暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>37 [略]</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 24 号

横手市大雄農村情報連絡施設設置条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

横手市長 高橋 大

提案理由

横手市大雄農村情報連絡施設を廃止するため、条例を廃止したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市大雄農村情報連絡施設設置条例を廃止する条例

横手市大雄農村情報連絡施設設置条例（平成17年横手市条例第278号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第25号

市の境界変更について

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく県営ほ場整備事業農地集積加速化基盤整備事業による内小友東部地区の土地改良事業の施行に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、横手市と大仙市との境界を別紙のとおり変更することを秋田県知事に申請する。

令和7年2月18日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第7条第6項の規定により、議会の議決を求める。

別紙 境界変更調書（内小友東部地区）

1 横手市に編入する区域

大仙市内小友字下田谷地75の1の一部、76の一部、80の1の一部、80の2の一部、81の1、81の2、82の1、82の2、83、84の1、84の2、86の1、88の1の一部、字九十九沢58から60まで、198の1、199の1、204、205の1、206の1、206の4、207の2、207の4、字板井田境22の1の一部、23の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

2 大仙市に編入する区域

横手市大森町板井田字中谷地3の1の一部、字三川尻1の1、3、4の1、6の1、8の1の一部、8の3の一部、8の5、9の1、10の1、11の一部、12、15の1の一部、16、16の1、18の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字中谷地77の1、77の2、78の1、79の1、80の1、80の2、81の1、82の1、83の1、84の1、85の1、103の1、104、105に隣接する水路である公有地の全部、86の1の地先の水路である公有地の全部

議案第26号

字の区域の変更について

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく県営ほ場整備事業農地集積加速化基盤整備事業による内小友東部地区の土地改良事業の施行に伴い、字の区域を別紙のとおり変更する。

令和7年2月18日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

字界変更調書(内小友東部地区)

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市内小友字下田谷地 75の1の一部、76の一部、80の1の一部、80の2の一部、81の1、81の2、82の1、82の2、83、84の1、84の2、86の1、88の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市大森町板井田字中谷地
横手市内小友字九十九沢 58から60まで、198の1、199の1、204、205の1、206の1、206の4、207の2、207の4及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市大森町板井田字下田 4	
横手市内小友字板井田境 22の1の一部、23の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の一部	横手市大森町板井田字三川尻

議案第 27 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、市道路線を次のとおり廃止する。

令和 7 年 2 月 18 日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

廃止路線

路線 番号	路線名	起 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
		終 点		
600350	田屋線	横手市十文字町十五野新田字十浦下夕7 0 - 3	495.26	4.00
		横手市十文字町十五野新田字十浦下夕1 2		~2.20

議案第 28 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次の路線を市道に認定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

認定路線

路線 番号	路 線 名	起 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
		終 点		
101266	森崎3号線	横手市赤坂字森崎7-1	44.49	16.00
		横手市赤坂字森崎7-1		~6.00
101267	八幡上長田1-1号線	横手市八幡字上長田1-1	63.04	12.00
		横手市八幡字上長田3-1		~6.00
600350	田屋線	横手市十文字町十五野新田字梨木境9-6	532.34	9.30
		横手市十文字町十五野新田字十浦下夕1-2		~2.20

議案第38号

令和7年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入れについて

令和7年度横手市市営温泉施設特別会計は、温泉施設事業推進のため、令和7年度横手市一般会計から204,261千円以内を繰り入れる。

令和7年2月18日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条の規定により、議会の議決を求める。